

就労定着支援の質を高めるための 支援マニュアル

執筆者一覧

● 研究代表者

● 研究分担者

山 口 明乙香(高松大学)

八重田 淳 (筑波大学)

島 村 聡 (沖縄大学)

前 原 和 明(秋田大学)

若 林 功 (国際医療福祉大学)

野 﨑 智 仁 (国際医療福祉大学)

縄 岡 好 晴 (明星大学)

藤川真由(東北大学病院)

清野絵 (国立障害者リハビリテーションセンター研究所)

池 田 浩 之 (兵庫教育大学)

○就労定着支援のためのプラットフォーム

みんなの質の高い就労定着支援: https://retentionforall.org/



本マニュアルの公開及び質の高い就労定着支援のためのオンラインセミナーの視聴などが可能になっています。 また安定した就労と生活を実現するためのチェックツールやその使い方などのガイドブックを公開しています。



令和 6 年度厚生労働省科学研究費((23GC1010)「質の高い就労定着支援のためのマニュアルに関する研究」の成果物です。

このマニュアルは、障害者に対する「質の高い就労定着支援を実現する」のために作成されています。就 労定着支援における、質の高い支援とは、「"本人"、"企業"、"支援者"それぞれが不安なく就労と生活を継続 できている又は問題が生じても共に協働して解決できると相互に感じている状況を実現できている支援」 と定義しています。

このマニュアルは、この質の高い就労定着支援を実現するための大切なポイントを整理し、就労定着支援 に関わる支援者向け、障害者を雇用している企業担当者向け、計画相談支援に関わる支援者向け、就労定着 支援を利用する本人向けの4つのパートから構成されています。

このマニュアルが、国内の多くの当事者の方の「働く」を実現し、自分らしい人生やキャリアを切り拓くことを支えるためのアイデアや工夫、支援者間の連携を充実させることに貢献できることを願っています。

研究代表者 山口明乙香

<本マニュアルの構成>

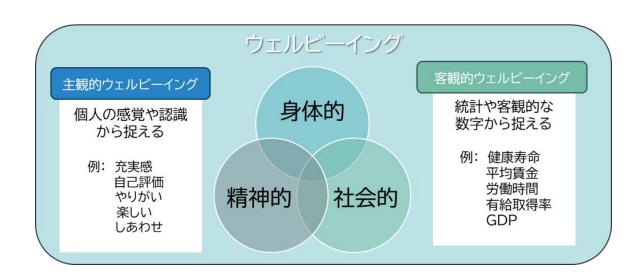
- Oはじめに
- ○就労定着支援に関わる支援者のためのマニュアル
- ○就労定着支援の計画相談に関わる支援者のためのマニュアル
- ○障害者を雇用している企業担当者向け「質の高い就労定着支援を目指すためのガイドブック」
- ○就労定着支援を利用する本人のためのガイドブック

O はじめに

<障害のある人の「働く」を支えるうえで大切なこと>

皆さんは Well-being(以下、ウェルビーイング)という言葉は、ご存じでしょうか。ウェルビーイングとは、「身体的・精神的・社会的に良い状態にあることをいい、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義などの将来にわたる持続的な幸福を含む概念」、「多様な個人がそれぞれ幸せや生きがいを感じるともに、個人を取り巻く場や地域、社会が幸せや豊かさを感じられる良い状態にあることも含む包括的な概念」とされています(文部科学省,2023)。厚生労働省(2019)も、ウェルビーイングを「個人の権利や自己実現が保障され、身体的、精神的、社会的に良好な状態にあることを意味する概念」として説明しており、労働に関わる文脈におけるウェルビーイングは、「働き方を労働者が主体的に選択できる環境整備の推進・雇用条件の改善等を通じて、労働者が自ら望む生き方に沿った豊かで健康的な職業人生を送れるようになることにより、自らの権利や自己実現が保障され、働きがいを持ち、身体的、精神的、社会的に良好な状態になること」とされています。内閣府(2024)は、このウェルビーイングの観点を多面的に把握し、政策運営に活かす目的から「満足度・生活の質に関する調査」を実施しており、2019年から毎年その報告書が公開されています。

ウェルビーイングには、健康寿命や平均賃金や有給取得率などの統計や客観的な数字から捉えることができるウェルビーイングと充実感や自己評価ややりがいや幸福など個人の感覚や認識から捉える主観的なウェルビーイングによって構成されています。ウェルビーイングにおいてはこの客観的なウェルビーイングと主観的なウェルビーイングの両側面から捉え、一人ひとりが障害の有無や様々な背景の違いに関係なく、より自分らしく、自分らしさを発揮できるより良い状態を目指し、それをサポートできる社会の構築が求められているところです。



<Well-being と職業リハビリテーション, 就労支援, 就労定着支援の位置づけ>

ウェルビーイングと職業リハビリテーション、就労支援、就労定着支援の位置づけはどのようになっている のでしょうか。日本の職業リハビリテーションは、障害をもっているが故に職業に就くことが困難になってい たり、維持していくことが難しくなっていたりする人にも、職業を通じた社会参加と自己実現、経済的自立の 機会を作り出していく取り組みです(日本職業リハビリテーション学会、2024)。国内法では、「障害者の雇 用の促進等に関する法律(昭和 35 年法律第 123 号)」第2条第7号において、職業リハビリテーションを、 「障害者に対して職業指導、職業訓練、職業紹介その他この法律に定める措置を講じ、その職業生活におけ る自立を図ること」と定義されています。また、国際労働機関(ILO)の「第 159 号条約(障害者の職業リハビ リテーション及び雇用に関する条約」では、職業リハビリテーションの目的を、「障害者が適当な職業に就き、 これを継続し及びその職業において向上することを可能にし、それにより障害者の社会における統合又は再 統合の促進を図ること」とされています。国内では、この職業リハビリテーションの取り組みの一連の就職に 向けた訓練とその公的サービスを含め就労支援として整理されています。その中で、障害福祉サービスにお ける就労支援は、その対象者の希望や現状、アセスメント結果等を踏まえ、必要な取り組みや支援を検討し た上で、例えば、最大 2 年の間で一般就労ができるように就労移行支援を行う、または、生産活動の機会を 提供しつつ、一般就労に必要な知識・能力の向上を図る就労継続支援 A 型・B 型を行うなどにより実施して います。特にこうした期間を経て就職した後のサポートとして就労定着支援サービスが位置づけられます。こ の就労定着支援は、のちに詳述しますが、先行研究(朝日・島村、2017)によると職場適応の支援、日常生活 の支援、地域生活の支援が含まれています。

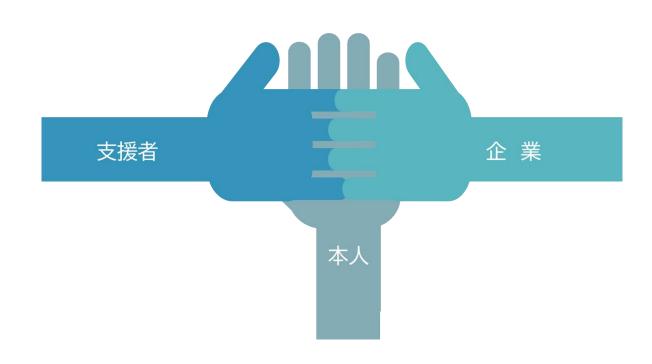
well-being: ウェルビーイング 職業リハビリテーション 就労支援 就労定着支援 ・職場適応の支援 ・日常生活の支援 ・地域生活の支援

○ 質の高い就労定着支援とは

就労定着支援は、障害のある方の日々の「働く」を支え、安定した就労と生活を実現し、日々をウェルビーイングな状態に近づけ、職業人としての自立を支えるために働き始めから一定の期間を支援するものです。

働き始めると、職場だけでなく、日常生活や地域生活においても日々小さなことから大きなことまで様々なトラブルが生じます。また、トラブルでなくても、うまくいかないと感じる場面に遭遇することがあります。こうしたトラブルやうまくいかないということを全く生じないようにすることはできませんが、そのトラブルやうまくいかないという事柄をその都度解決し、より良い状態へ近づけていく取り組みの繰り返しが必要になります。就労定着支援における、質の高い支援とは、"本人"、"企業"、"支援者"それぞれが不安なく就労と生活を継続できている又は問題が生じても共に協働して解決できると相互に感じている状況を実現できている支援として定義しています。

質の高い就労定着支援では、課題やうまくいかないという状況を発生させないのではなく、これらの課題を最小化し、こうした状況が発生しても、本人、企業、支援者が共に解決に向けて取り組める相互の信頼関係があり、課題の解決に向けて前向きに具体的に行動ができることが大切です。



「就労定着支援の質を高めるための支援マニュアル」 - 就労定着支援に関わる支援者向け-



<目次>

1.	広義の就労定着支援と狭義の就労定着支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
2.	企業に就職した場合の、安定した就労と生活を実現するためのアプローチの種類・・・・・・・・・・・・
3.	就労定着支援の仕組み・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
4.	国内の就労定着支援事業所と利用者の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
5.	就労定着支援のサービス終了までの過程で生じやすい課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
6.	就労定着支援の役割と機能・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11
7.	職業人として自立を目指すための支援・・・・・・・・・11
8.	サービス終了後の目指す「職業人として自立し、自走できる姿」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
9.5	安定した就労と生活のための支援・・・・・・・・・・13
10	. 職場定着の支援と生活支援のバランス・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
11	. 安定した就労と生活のための生活支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
12	. 定着ステージを考慮した就業面の支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
13	. 職業人として働く場面で大切な力・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
14	. 支援計画と支援レポートの作成の留意点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
15	. 就労定着支援における関係機関との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・23
16	. 定着における職場適応援助者・障害者職業生活相談員との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・34
17	. ナチュラルサポート体制構築のための支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
18	. ナチュラルサポートの状況のチェックシートの活用・・・・・・・・・・・・・・・・・27

19.定着状況のアセスメントの重要性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	28
20.定着状況のアセスメントの視点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	28
21.安定した就労と生活のためのチェックリスト・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	31
22.質の高い就労定着支援のための工夫・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	32
23.身体障害の特性による課題と配慮の視点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	35
24.知的障害の特性による課題と配慮の視点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	37
25.発達障害の特性による課題と配慮の視点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	38
26.高次脳機能障害の特性による課題と配慮の視点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	39
27.難病よる生じやすい課題と配慮の視点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	40
28.精神障害(精神障害・てんかん)の特性による課題と配慮の視点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	40
29.医療機関との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	42
30. 就労定着支援ににおける計画相談支援の役割と連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	44
31.支援体制構築とサービス終了後の引継ぎ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	45
32.就労定着支援サービス終了を見越した情報の整理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	47
33.障害者就業・生活支援センターとの連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	48
34.自治体設置の就労支援センターとの連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	49
35.質の高い就労定着支援における事例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	50

本マニュアルは、令和 6 年度厚生労働省科学研究費((23GC1010)「質の高い就労定着支援のためのマニュアルに関する研究」 の成果物の一部です。

1. 広義の就労定着支援と狭義の就労定着支援

就労定着支援は、障害のある方の日々の「働く」を支え、安定した就労と生活を実現し、日々をウェルビーイングな状態に近づけ、職業人としての自立を支えるために働き始めから一定の期間をその対象期間として支援するものです。

本マニュアルでは、便宜上、就労定着支援事業所を除く就労系障害福祉サービス事業所、障害者就業・生活支援センターや自治体設置の就労支援センターなどの実施する、就職後の職場への定着を目的とする支援を、広義の就労定着支援として「定着支援」とします。

また就労定着支援事業所の実施する狭義の就労定着支援を「就労定着支援」として、分けて記載をします。 以下に示す「企業に就職した場合の、安定した就労と生活を実現するためのアプローチの種類」において、就 職後のフォローのタイプのうち、タイプ1、2、3、は定着支援に分類され、タイプ4、5、6の就労定着支援事業 所が実施する部分は就労定着支援に該当します。

広義の就労定着支援

就職へ送り出した 就労系サービス支援事業所(就労定着支援事業所除く) 障害者就業・生活支援センター 就労センター等の実施する <mark>定着支援</mark>

狭義の就労定着支援

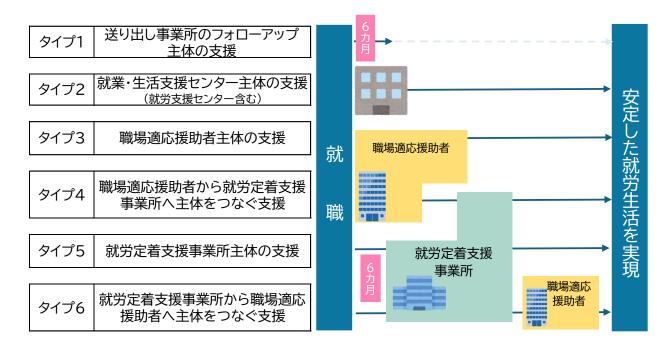
就労定着支援事業所 の実施する <mark>就労定着支援</mark>

2. 企業に就職した場合の、安定した就労と生活を実現するためのアプローチの種類

障害のある方が就職した場合、安定した就労と生活を実現するまでの過程として、複数のサポートのアプローチがあります。ここでは代表的なタイプについて紹介します。

タイプ1の支援の場合では、その後の本人の状況や職場環境の変化によって、タイプ2,タイプ3やタイプ5 へ移行していく場合も考えられます。なお、タイプ4、タイプ5、タイプ6で就労定着支援の利用を考える場合には、その期間が就職後から3年6カ月以内であることに留意が必要です。

このマニュアルでは、タイプ4、タイプ5、タイプ6の就労定着支援事業所を利用する支援におけるポイント や留意点を中心に紹介をします。



- (1) タイプ1では、送り出し事業所(就労移行支援事業所、就労継続支援事業所、生活訓練事業所等の障害福祉サービス事業所)から、企業に就職した場合、就労移行支援事業所は就職後 6 カ月の定着支援が義務となっており、その他の事業所は、努力義務になっています。この 6 カ月の定着支援の期間を通じて、本人の安定した就労と生活を目指します。
- (2) タイプ2では、就職が決定した段階又は就職が決まる前の段階から、障害者就業・生活支援センターや 自治体設置の就労支援センターを利用し、センターの支援を受けて就職した方などに対して、就職後の定着 支援を行うものです。センターの利用期間に定めはありませんが、センターが中心となり、職場の上司や同僚、 関係機関などと連携しながら、安定した就労と生活の実現を目指します。
- (3) タイプ3は、就職が決定した段階又は就職後に職場適応上の課題が生じた段階で、職場定着に職場適応援助者による支援の利用が必要だと判断された場合、職場適応援助者による職場への定着支援を受けながら安定した就労と生活を目指すものです。

- (4) タイプ4は、職場適応援助者による支援を経て、その後に就労定着支援事業所へ支援を引き継ぐものです。その対象者が障害福祉サービス事業所を経て企業を就職していることが条件となります。この場合、就職した日から6月が経過し、職場適応援助者による支援が終了している場合、就労定着支援を利用することが可能です。ただし、地域障害者職業センターの配置型職場適応援助者(配置型ジョブコーチ)と協同して支援をする必要がある場合は、その後も同時に利用可能です。
- (5) タイプ5は、就労系障害福祉サービス事業所を経て企業に就職している場合、就職後6カ月が経過した日から就労定着支援事業所による就労定着支援を受けることができます。この支援期間は最大 3 年間(就職した日から最大3年6カ月)です。この就労定着支援事業所による就労定着支援において、同法人に訪問型職場適応援助者がいない就労定着支援事業所の場合は、配置型職場適応援助者との協同支援も可能です。また定着支援事業所と訪問型職場適応援助者が援助を行い、その援助に職場適応援助者助成金の申請を行う場合は、当該申請に係る援助を行った利用者に対する当該月の就労定着支援サービス費は算定するできないため留意が必要です。
- (6) タイプ6は、就労定着支援事業所の支援による過程で、職場の配置転換や職務内容などの変更があり、 改めて環境調整や状況の立て直しが必要な場合には、職場適応援助者の支援を利用することができます。こ のようにそれぞれの制度の内容や利用条件などを正しく理解した上で、安定した就労と生活を実現するため に最適な道筋を考えていく必要があります。
- (7) タイプ3とタイプ6を組み合わせた場合には、就労定着支援事業所の提供するサポートと職場適応援助者による支援の両方の趣旨や手続きに必要な期間やタイミングなどに十分留意し、支援の方向性やこれまでの変遷についても関係者間でしっかりと情報共有する必要があります。



3. 就労定着支援の仕組み

障害のある方の就労定着支援を一定期間、継続的に実施する就労定着支援事業所があります。就職までに 利用していた就労系障害福祉サービス事業所等(以下、送り出し事業所)には、就職後 6 カ月間の定着支援 を実施することが求められています。

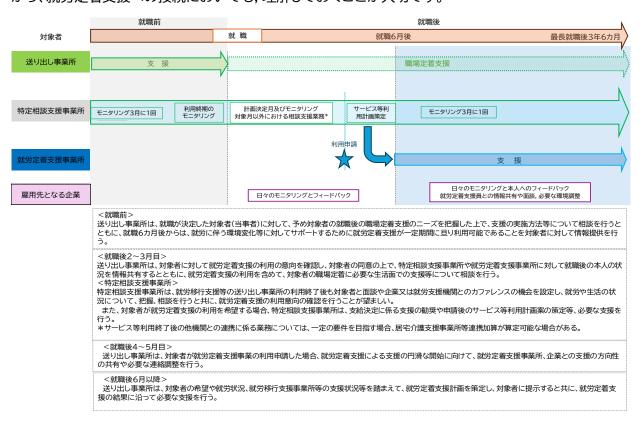
送り出し事業所が就労移行支援事業所の場合は、この 6 カ月は義務として実施することが求められています。その他の就労継続支援 A 型事業所、就労継続支援 B 型事業所、生活訓練(自立訓練)事業所、生活介護事業所から企業就職する場合には、定着支援の実施は努力義務として求められています。

つまり、企業就職後の 6 カ月以内は、企業就職後の環境変化や生活変化への適応として重要な時期となりますので、この期間は、サービス利用時の本人の様子を十分に理解している支援者が中心となり、就職後の日々のフォローや企業との橋渡しを行うことが重要になります。

就職後 6 カ月後に、就労定着支援事業所を利用することが選択された場合には、就労定着支援事業所が 最長 3 年間、就労と生活に伴う生活支援を行うことで、本人が職場に定着できるように支援します。

(1) 制度の仕組み

就労定着支援に関わる制度は、以下の図のようになっています。就労定着支援に関わる事業所としては、送り出し事業所、就労定着支援事業所、特定相談支援事業所(セルフプラン申請による利用の場合は除く)と密接に連携していくことが重要になります。 また令和 6 年4月からは,送り出し事業所から就職先への移行について、労働時間延長支援型や復職支援型とよばれる,段階的な企業への移行の支援も整備されたことから、就労定着支援への接続においても,理解しておくことが大切です。



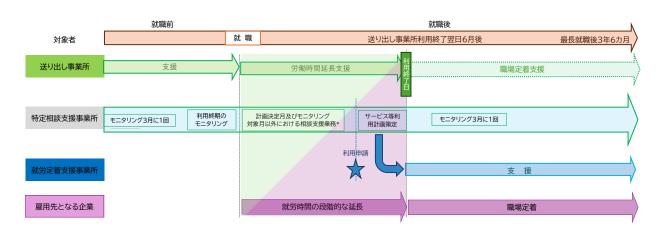
送り出し事業所は、①通常の事業所に新たに雇用された障害者の就労定着支援に係る利用の意向を確認するとともに、②当該障害者に就労定着支援に係る利用の希望があるときは、職場定着のための支援の義務(・努力義務)期間である就職後6月(通常の事業所に雇用された後に労働時間の延長の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とする者として、就労移行支援等を利用した場合(当該利用形態を以下「労働時間延長支援型」という。)は、当該就労移行支援等の終了日の翌日から起算して6月、休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とする者として、就労移行支援等を利用した場合(当該利用形態を以下「復職支援型」という。)は、復職した日を1日目として6月)経過するまでの間に就労定着支援事業者、特定相談支援事業者その他関係機関との連絡調整に努めなければならないとされています。

詳細は『障障発0329第7号<令和6年3月29日>就労移行支援事業、就労継続支援事業(A型、B型)における留意事項についてhttps://www.mhlw.go.jp/content/001261445.pdf』を参照。



(2) 労働時間延長支援型

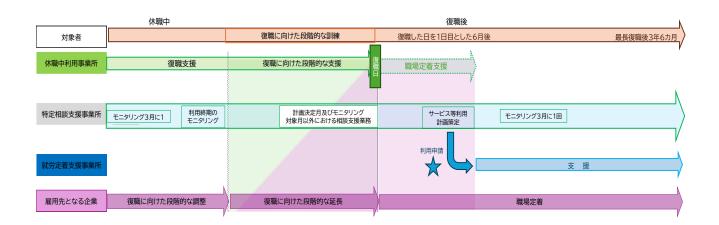
労働時間延長支援型は、企業における労働時間が概ね週 10~20 時間から段階的に労働時間の延長を 想定している場合を対象としています(若林,2024)。労働時間延長支援型の目標が達成されて(=目標と していた勤務時間まで移行して)終了となった場合、まず、終了後の 6 カ月は、労働時間延長支援型の支援 を行っていた就労系障害福祉サービス事業所による定着支援の期間となります。この6カ月の後も継続して 定着支援が必要な場合には、支援機関(就労定着支援事業等)に対して早期から連絡調整を行い、次の段階 に向けての準備を行っていく必要があります。就労定着支援事業所の利用が開始できるのは、送り出し事業 所の利用終了日の翌日から6月後からとなります。



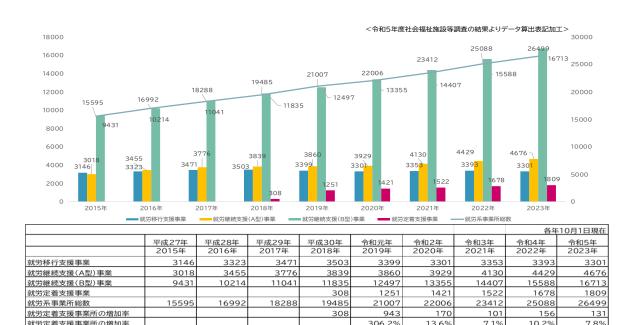
(3) 復職支援型

復職支援型は、通常の事業所に雇用されている障害者であって、休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするものを対象に、令和6年3月29日付「就労移行支援事業、就労継続支援(A型、B型)における留意事項」に記載されている利用条件を満たしている場合に利用できます。復職支援型の目標が達成されて終了(=目標としていた復職になる)となった場合、まず、復職日から6カ月は、復職支援型の支援を行っていた就労系障害福祉サービス事業所による定着支援の期間とな

ります。この6か月間の後も定着支援が必要な場合には、支援機関(就労定着支援事業等)に対して早期から 連絡調整を行い、次の段階に向けての準備を行っていく必要があります。就労定着支援事業所の利用が開 始できるのは、復職した日を1日目として6月後からとなり、最長復職後3年6カ月までです。

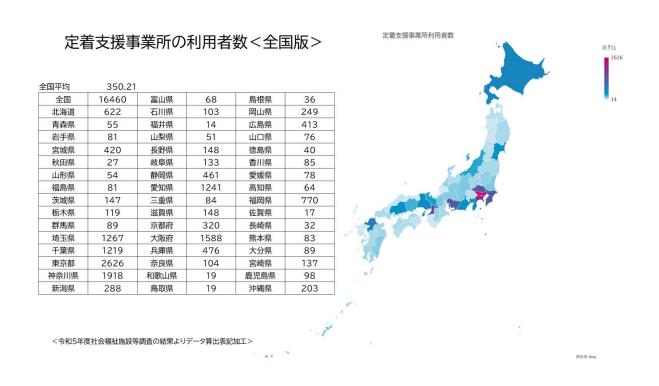


4. 国内の就労定着支援事業所と利用者の現状



就労定着支援事業所は、平成30年に創設された比較的新しい就労サービスです。平成30年時点の就労定着支援事業所数は、308事業所であり、令和5年時点の事業所は1,809事業所です。令和5年時点の1年間の利用者数は、16,460名であり、47都道府県の平均は1都道府県あたり350.21名でした。1事業所あたりの利用者数は、10.6名です。都道府県別の就労定着支援事業所の平均事業所数は35.7事業所であり、事業所数の多い地域と少ない地域が顕著に分かれており、地域差があります。

就労定着支援事業所は増加傾向にあるものの、企業で働く障害者が増加傾向にあるなかで、これらをサポートできる地域の資源が、地域格差なく充実することが今後さらに重要になります。

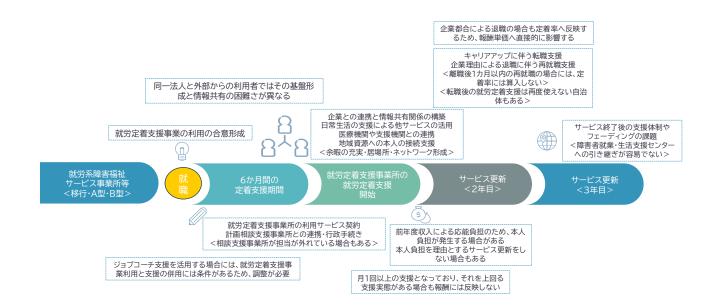


5. 就労定着支援のサービス終了までの過程で生じやすい課題

就労定着支援事業所がサービス終了するまでに生じやすい課題があります。これらの複数の課題となりやすい点を理解し、具体的な課題の解決に向けて地域の関係者や本人との情報共有や調整などが大切になります。

(1) 利用開始前(就職後~就職後6カ月目まで)

就職直後から就職後6カ月目までの就労定着支援の利用開始前に生じやすい課題としては、就労定着支援 事業の利用における本人との合意形成や利用サービス契約のための計画相談支援との連携、職場適応援助 者(ジョブコーチ)支援事業などを利用する場合には、就労定着支援事業と同時期の利用ができないため、就 労定着支援サービスの開始時期の調整などが必要です。また、本人が定着支援事業所の同一法人の系列事 業所の利用者ではない場合、就職以前の訓練の際の様子や、就職に至る経過などの引継ぎとなる情報内容 について違いが生じやすく、情報共有の難易度が高まる傾向にあることなどが挙げられます。



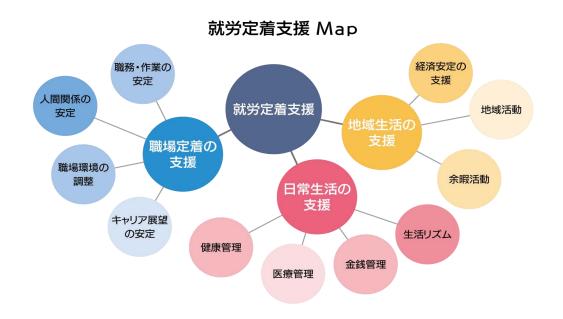
(2) 利用中(サービス開始~サービス更新まで)

就労定着支援が開始されたら、企業の担当者や本人のサポートに関わる関係者との情報共有や本人の状況をモニタリングし、適切な支援の提供を行うことが求められます。この適切な支援は、職場だけではなく、職業生活に伴う日々の生活や余暇の過ごし方など地域生活の充実に関わる点も含めて対応する必要がありますが、月1回以上の支援の中で、どのような頻度で支援をするのか、個々の事例の状況や就労定着支援事業所のマンパワーによってもその充実の程度に差が生じやすい傾向があります。また、サービスの更新時期になると、前年度収入による応能負担として、利用負担が生じる場合があり、それを理由にサービス利用が必要だと思われる場合もサービス更新をしないという選択を本人が希望することがあります。

<サービス終了前(サービス利用~サービス終了まで)>

サービス終了後には、その後サポートしてくれる支援機関はあるのか、サービス終了後はどのようにしたらよいのかという点を不安に思っている利用者が多くいることが明らかになっています(山口ら,2024)。サービス利用期間中から、サービス終了後を見越して、本人の居住地域や近隣地域の地域資源などを整理し、サービス利用期間中から本人の居場所や繋がりを感じられる地域資源の開拓などのサポートを行うことも大切な視点になります。

6. 就労定着支援の役割と機能



就労定着支援は、職場定着の支援と日常生活の支援、地域生活の支援の3つの領域から構成されると整理されます(朝日・島村,2017)。職場定着の支援では、「職務・作業の安定」、「人間関係の安定」「職場環境の調整」、「キャリア展望の安定」が含まれ、日常生活では、「生活リズム」、「金銭管理」、「医療管理」、「健康管理」が含まれ、地域生活の支援では、「経済安定の支援」、「地域活動」、「余暇活動」によって構成されています。就労定着支援では、この就労面と生活面の両面のバランスが重要になります。就労定着支援員は、この両面のバランスが整っているのか、課題が発生する場合には、その課題の解消に向けて支援することに加えて、解決への道筋を考えるにあたり、平時からその地域の働く障害者を共に支えることができる支援機関やその担当者など、地域資源の情報収集をしておくことが重要です。

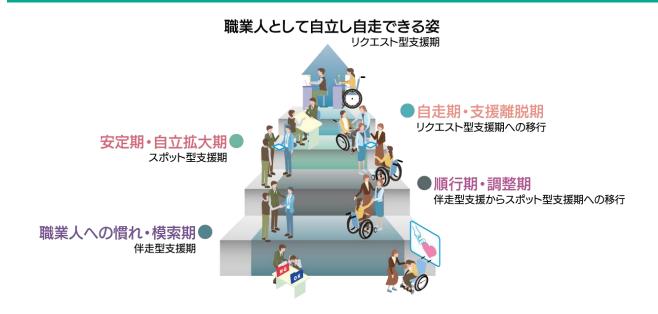
7. 職業人として自立を目指すための支援

就労定着支援は、通常の事業所で雇用された障害者を対象に行う障害福祉サービスであることから、就労 定着支援事業者は障害者雇用促進法の基本理念についても理解した上で、適切なサービスを提供すること が望ましいとされています。

障害者雇用促進法第4条の基本理念において、「障害者である労働者は、職業に従事する者としての自覚を持ち、自ら進んで、その能力の開発及び向上を図り、有為な職業人として自立するように努めなければならない」と定められています。

就労定着支援においても、就労定着支援の個別支援計画(以下、「就労定着支援計画」)の作成を行うことになりますが、この支援計画の中で、支援期間において、障害者の職業人としての自立に関する課題を明確にした上で、課題を解決するための具体的な支援方針・内容を整理するとともに、例えば、就職した企業における雇用管理の課題への対応、障害者の疾病管理の課題に関する対応など、就業面や健康面の支援が必要である場合などにおいては、他の関係機関と連携して支援するなど、計画的に支援に取り組むことが重要であるとされています。

8. サービス終了後の目指す「職業人として自立し、自走できる姿」



就労定着支援では、サービス終了後の姿として「職業人として自立し、自走できる姿」を目指すことが示されており、入職後から最長3年6か月をかけてこの自立した姿の構築を目指していると言えます。

この「職業人として自立し、自走できる姿」とは、決して他者からの支援や環境調整を必要としないという自立の姿ではなく、自らの日々の職業生活に必要な工夫や環境調整を理解し、状況や場面、抱える課題に応じて支援者や周囲に相談やサポートの依頼ができる姿を指すものです。つまり自分に必要なサポートを周囲の支援者から受動的に提供されるものではなく、自分の必要な支援を周囲へ伝えリクエストする能動的な行動ができる姿を目指すことが大切になります。 期になります。

この「職業人として自立し、自走できる姿」に至るには、本人の職業人として日々働くことの慣れを中心の課題とする模索期があります。その時期は、支援者は日常の様子を把握しながらつながり続けることを目指す伴走型支援を意識した支援が求められます。この模索期を経て、本人の職業人としての慣れが進みつつ、必要な調整を再度実施する順行期・調整期では、伴走型支援から支援ニーズが高まるタイミングで支援するスポット型支援へその支援アプローチが移っていくようになります。

こうした時期を経て、本人の職業人としての慣れが安定し、自分でできる工夫や調整場面が拡がり、自立の拡大がみられる時期である、安定期・自立拡大期には、支援者は日々本人の様子をモニタリングしながら必要なタイミングを確認しながらそのタイミングに合わせてスポット型支援を実施していくことが求められます。この安定期・自立拡大期では、就労定着支援の終了を見越して、本人自らが支援が必要だと感じた場面があった場合、不調や不安を感じた場合に、周囲へ本人なりの方法で、自ら発信し、伝えられる力を活かして、問題や課題を解消していく姿勢を高めていくことが必要な時期になります。この自走期・支援離脱期は、支援者は、本人からの発信に対して、リクエストに応じるリクエスト型支援を中心とする支援に移行していきながら、就労定着支援終了後も、安定した就労と生活のために、本人が困った場合や悩んだ場合、問題や課題が生じた場面において、周囲へ状況を伝え援助要請や自ら解決へ導くためのきっかけを作れる力を高めていく支援であることに留意することが大切な時期になります。

9. 安定した就労と生活のための支援

質の高い就労定着支援とは、就職後の職場や業務への慣れや職業生活を支える日常生活の安定などを目指し、段階的に職業パフォーマンスの安定や本人の心理的な安定を可能にする職場環境、生活環境の調整を図り、本人から必要な支援をリクエストできる力の獲得と安定を目指し、就労定着支援終了も必要に応じて支援が必要な場合には、相談できる姿を目指すものです。また、就労定着支援では、こうした職業人としての自立を目指しながら、自分自身のキャリア形成や将来の生活を見越した基盤形成が必要です。

つまり質の高い就労定着支援とは、目の前の職場や職務への適応や安定したパフォーマンスの発揮だけでなく、中長期的な地域生活やキャリア形成を見越した生活力の向上、トラブルやうまくいかない状況を周囲 へ伝えることができる力の育成という視点が含まれている必要があります。

安定した就労のための 職場定着の支援



安定した就労を実現する ための生活支援

生活管理に関する支援

地域生活に関する支援

10. 質の高い就労定着支援における職場定着の支援と生活支援のバランス

質の高い就労定着支援では、職場定着の支援と生活支援の両方をその支援の視点として据えて、その日々の支援を実施していくことが求められます。

安定した就労と生活を送るには、職場定着が円滑に進んでいることと同時に日々の生活の安定と生活の 基盤となる地域生活の安定が重要になります。

特に、本人の家族との同居などでない生活スタイルの場合には、日々の生活がどのように安定できるのか、 ヘルパー派遣を利用している場合には、担当ヘルパー、グループホーム等を利用している場合には、グルー プホームの職員、訪問看護の看護師等、その他の日々の生活に関わる支援者との情報共有をしていくことは とても大切な点となります。

11. 安定した就労と生活のための生活支援







地域生活の支援

- ·余暇活動 - 生活動計
- 生活設計
- ・その他

(1) 本人の自信の向上とエンパワーメント

働く日々を送る上では、うまくいかないことやトラブルが生じることもあります。そうしたことが続く場合には、不安になったり、自信がなくなったりすることがありますが、本人が自信をもって働く日々を前向きに捉え、自分のできる力を無理なく発揮し、充実した生活を送れるようにサポートすることが大切です。特に過小評価傾向に陥り不安が高まりやすい場合には、本人のできていること、努力していることなどを認めつつ、エンパワーメントできるように適宜フィードバックを行うなどのサポートは重要です。

(2) 生活管理に関する支援

生活管理に関する支援では、生活リズムや生活習慣の乱れ、変化への対応、衛生管理・健康管理の工夫や見直し、ストレスの対処へのアドバイス・工夫の支援、金銭管理スキルの工夫、家族関係・友人関係の安定、医

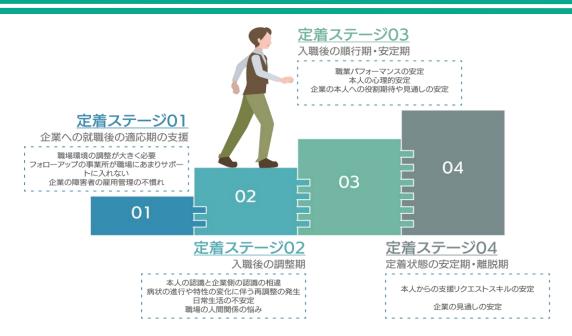
療機関の安定した利用など、その内容は多岐にわたります。これらの全ての内容を就労定着支援事業所だけで対応することは困難です。日常生活を支えるサポートとして、市町村のホームヘルパー派遣による家事援助等のサービスや服薬管理等であれば医療機関から訪問看護などの利用が可能な場合もあります。本人の日常生活を支えることができる地域の資源や工夫について、整理をするなど、関係機関との調整や情報共有等を通じて支援していくことが重要です。

(3) 地域生活の支援

地域生活の支援では、特に余暇活動の充実などが日々の生活を豊かにするうえで大切な要素になります。 就労定着支援事業所が利用者を対象に、余暇活動の充実の取組みや集いを企画運営したりするなど、余暇 に繋がる機会の創出を行っている取り組みも多く散見されます。こうした企画は非常に有効ですが、サービ ス終了後を見越すと定着支援事業所以外が企画する余暇活動や地域の生涯学習の機会として提供されてい る活動やボランティアサークル、地域のクラブサークル等幅広い視点で本人の余暇として充実感を高められ る機会の情報提供やきっかけをつくるような取り組みが重要になります。

またこれからの生活設計や年金等の申請管理など金銭管理等に関わることも必要になる場合があります。 就労定着支援事業所だけでこの点をサポートすることは難しいため、担当の相談支援事業所や地域の社会 福祉協議会、基幹相談支援センター、社会保険労務士事務所等へ繋ぐ支援や本人の現状を知る支援者とし て情報共有をするなどの支援が重要になります。

12. 定着ステージを考慮した就業面の支援



職場への定着には、複数のステージがあります。最初のステージは、就職後の企業への適応がその課題の中心であり、職場環境の調整が必要であり、企業が障害者雇用に不慣れな場合や、初めての場合には、それらの調整や、企業と本人の双方が慣れてきて、日々の就労と生活に安心感を得られることが大切な時期になります。

13. 職業人として働く場面で大切な力

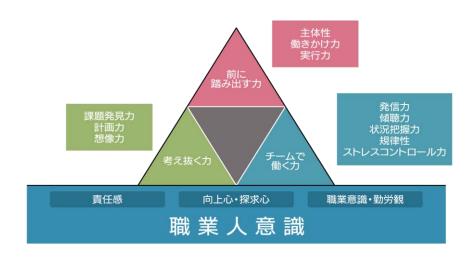
会社で働き続ける上で大切な力(エンプロイアビリティ)として、「職業人意識」、「前に踏み出す力」、「考え抜く力」、「チームで働く力」が整理されています(厚生労働省、2001)。

「職業人意識」は、社会の一員として役割の自覚を持っている責任感、働くことへの関心や意欲を持ちながら進んで課題を見つけ、レベル UP を目指すことができる向上心・探求心、職業や勤労に対する広範な見方・考え方を持ち、意欲や態度等で示すことができる職業意識・勤労観で構成されています。

「前に踏み出す力」は、物事に進んで取り組むことができる主体性、他人に働きかけ巻き込むことができる働きかけ力、目標を設定し確実に行動することができる実行力によって構成されています。

「考え抜く力」は、現状を分析し目的や課題を明らかにすることができる課題発見力、課題の解決に向けたプロセスを明らかにし準備することができる計画力、新しい価値を生み出すことができる想像力によって構成されています。

「チームで働く力」は、自分の意見をわかりやすく伝えることができる発信力、相手の意見を丁寧に聴くことができる傾聴力、意見や立場の違いを理解することができる柔軟性、自分と周囲の人々や物事との関係性を理解することができる状況把握力、社会のルールや人との約束を守ることができる規律性、ストレスの発生源に対応することができるストレスコントロール力によって構成されています。



障害のある当事者にとっては、これらの力は障害特性により、苦手とする部分と重なったり、困難が生じやすい力であったりすることもあると思います。障害のある当事者にとっては、これらのエンプロイアビリティの項目の全てを等しく高めるということが必要なのではなく、働き続ける上で大切な力とはどのようなものなのか、その点に対して、自分の強みとできる力はどれか、苦手であり共に働く同僚や上司など周囲へその苦手や困難を理解してもらうことが必要な部分はどういった点なのかということを整理しておくことが大切になります。

	責任感	社会の一員として役割の自覚を持っている					
	白上之 如此之	働くことへの関心や意欲を持ちながら					
職業人意識	向上心・探求心 	進んで課題を見つけ、レベルアップを目指すことができる					
	職業意識·勤労	職業や勤労に対する広範な見方・考え方を持ち、意欲や態度等で					
	観	示すことができる					
	主体性	物事に進んで取り組むことができる					
前に踏み出す力	働きかけ力	他人に働きかけ巻き込むことができる					
	実行力	目標を設定し確実に行動することができる					
	課題発見力	現状を分析し目的や課題を明らかにすることができる					
考え抜く力	計画力	課題の解決に向けたプロセスを明らかにし準備することができる					
	想像力	新しい価値を生み出すことができる					
	発信力	自分の意見をわかりやすく伝えることができる					
	傾聴力	相手の意見を丁寧に聴くことができる					
	柔軟性	意見の違いや立場の違いを理解することができる					
チームで働く力	状況把握力	自分と周囲の人々や物事との関係性を理解することができる					
	規律性	社会のルールや人との約束を守ることができる					
	ストレスコント	フトレフの発症源に対応することができる					
	ロールカ	ストレスの発症源に対応することができる					

厚生労働省(2001):エンプロイアビリティチェックシート総合版より一部筆者改変



14. 支援計画と支援レポートの作成の留意点

就労定着支援は、支援の質を高めるために、就労定着支援計画と支援レポートの作成を行い、本人及び関係者へ共有することが望まれます。

(1) 就労定着支援計画

就労定着支援においても、就労定着支援に係る個別支援計画(以下、就労定着支援計画)の作成を行うことになりますが、サービス管理責任者は、就労定着支援計画の作成後、就労定着支援計画の実施状況の把握を行うとともに、少なくとも 6 月に 1 回以上、就労定着支援計画の見直しを行い、必要に応じて就労定着支援計画の変更を行うことが必要です。

支援計画では、就職まで利用していた事業所からの利用者の障害に関する引継ぎ事項、雇用主情報、職場環境、業務内容、労働条件、関わっている支援機関、健康状態、生活環境及び生活面のサポート体制、利用目標としての長期目標と短期目標、目標達成に向けた支援方針・内容・期間・頻度、その評価などを記載する必要があります。就労定着支援計画では、利用者の目標の達成状況や支援への効果や満足度、目標達成に向けて残っている課題とそれに対する対策を記載するようになっています。この就労定着支援計画は、本人、家族への説明、関係する相談支援事業所等の関係者へ、本人同意のもと共有することが望ましいとされています。具体的な項目やフォーマットは、厚生労働省より別紙様式2として示されています。

(2) 利用者との対面と面談の方法

就労定着支援では、利用者との対面又はテレビ電話装置等を用いる方法その他の対面に相当する方法による支援を月1回以上行うことされています。就労定着支援サービス費の報酬算定に当たっては、利用者に対し、支援レポートの提供を1月に1回以上行うことが要件とされています。

テレビ電話装置等を用いる方法、その他の対面に相当する方法による支援を行う場合は、双方向コミュニケーションが図れること、利用者の外形的な状態が確認できること、即時に対応できることに留意した方法で支援を行う必要があります。オンライン会議用ツールを活用した面談も可能ですが、本人の意向を確認し、オンライン会議用ツールの使用に関して、本人に負担がないように留意する必要があります。

(別紙様式2)

【就労定着支援計画書】

0 12													管理	者		ピス管理 任者		就労支援員
作成日	1: :	年 月	日		計画	作成	者:											
平価日	la a	年 月	B		評価	作成	者:											
ふりか	な				60:	1	生別		生	年月日	(年齡)			支援	区分	1	障害	者手帳
付象者	氏名												2.5			身体・	療育	精神
								年	F	l E	3 (歳)						
雇用事	業主					就	職まで	利用してい	た事業	所からの	り引き継	ぎ事項	(就職日	:	年	月	日)	
	200	(3	純種 :)													
(所在			/ 4 0 14	de.	χ.													
(連絡	无)		(担当	職場環境)	30			F				*	務内容				
物理的	的環境:体	林憩室有無、	音や光等	413, 35, 35,	37.6	-11" -1	か、上司	・同僚の属性	等				-	12711				
	111			労働条									関わって	いる支援	機関			
上用形	限: (正規	・非正規[/	//- F · 7	アルバイト				(道])										
2約上0	の賃金:					休日:												
日の勤	務時間(作	休み時間)		(C-18/15/02)			50	9767				44.00				
		6	建康状態	診断名、	服薬状況	兄等)			8	生活	環境及び	生活面の	サポート	体制(家	族との同り	書の有無、智	家事の自	立状况等)
											022							
				-				利用目標	(利用	者のニー	ズ)							
長期目標	設定日達成予定	年 日 年													3	目標達成度	達成	· 一部 · s
erichen de	達成 設定日	年 年	- 200	-														
短期		87	8747												3	目標 達成度	達成	· 一郎 · :
目標	達成予定							*	爰内容	. TT/#					*			
目標	達成予定	T						×1	友內台	- 古十1四				- 1			7010740	E 1 41#
目標			向けた支	堰方針.	内突・1	tenn.	梅座		2000		評	西			廸	TIL	ス理	
目標		標達成に	向けた支	援方針・	内容・	明間·	頻度		実施			100	産度など		残	ってい	る課	担と対策
			前けた支	援方針・	内容・	期間・	頻度	,	実施	達成		100	産度など		残	ってい	る課	翅と対策
			向けた支	援方針・		朝間・	頻度	Э В				100	産度など		残	ってい	る課	趙と対策
1			前けた支				2 (2004)	В	実施一部未実施実施	連成一部未達成達成		100	産度など		残	ってい	る課	趙と対策
1			向けた支	月	B	~	J		実施一部未実施	達成 一部 未達成 達成		100	≧度など		残	ってい	る課	雄と対策
1			向け <mark>た支</mark>		B		2 (2004)		実施一部未実施一部未実施	達成 一部 未達成 一部		100	已度など		残	ってい	る課	趙と対東
1 2			向けた支	月	B	~	J		実施一部未実施	達成 一部 未達成 達成		100	已度など		残	ってい	る課	題と対東
1)			向け <mark>た支</mark>	月	В	~	j	1 В	実施 一部 未実施 一部 未実施	達成 一部 未達成 一部 未達成 一部		100	已度など		残	ってい	る課:	祖と対東
10 22 3	B		前け <mark>た支</mark>	月月	В	~	j	1 В	実施一部未実施一部未実施一部	達成 一 達成 一 未達成 一 未達成 一 未達成 一 未達成 一 未達成 一 本達成 一 未達成	勃	100	≧度など		残	ってい	る課	祖と対束
10 2 3	B		句けた支	月月	В	~	j	1 В	実施一部未実施一部未実施一部	達成 一部 未達成 一部 未達成 一部	勃	100	足度など		残	ってい	る課	祖と対束
① ② ③ ③	I I I	標達成に「		月月月月	B B	~	j	1 В	実施一部未実施一部未実施一部	達成 一部 未達成 一部 未達成 一部 未達成 一部 成 達成 一部 成 ※ 達成 一部 成	効 :	果、満足				ってい	る課	頃と対策
① ② ③ ③	I I I			月月月月	B B	~	j	B	実施 一 未 実施	達成 一部 未達成 一部 未達成 一部 未達成 一部 成 達成 一部 成 ※ 達成 一部 成	効: 画書に基	果、満足がきサー	ービスの		行い			祖と対策
① ② ③ 上記書	I I I	標達成に「		月月月月	B B	~	j	1 В	実施一部未実施一部未実施一部	達成 一部 未達成 一部 未達成 一部 未達成 一部 成 達成 一達成 一達成 一達成 十達成 十達成 計算	効: 画書に基	果、満足がきサー	ービスの		行い			祖と対策
ご本人	1項	標達成に「		月月月月	B B	~	j	B	実施 一 未 実施	達成 一部 未達成 一部 未達成 一部 未達成 一部 成 達成 一達成 一達成 一達成 十達成 十達成 計算	効: 画書に基	果、満足がきサー	ービスの		行いし上に年	がます。	B	様/事業前

図 就労定着支援計画の様式

(3) 支援レポート

支援レポートは、当該利用者に対する支援内容を記載した報告書のことであり、1 月に 1 回以上行う利用者に対する就労定着のための支援について実施した際に、記録する報告書です。厚生労働省より別添様式1として示されています。

支援レポートは、その月の主な支援目標、その月の支援状況として支援実施の内容とその支援結果を記載 し、支援の方向性として、今後の支援の内容と利用者本人と事業主の取り組みについて記載する。また共有 事項を記載し、その内容を利用者本人へ確認してもらいます。

支援レポートを共有するためには、利用者本人のプライバシーに十分考慮した上で、利用者本人や事業主等と共通理解が得られる内容を取りまとめる必要があり、利用者や事業主等との共通理解を図るプロセスを丁寧に積み重ねていくことは、就労定着支援における支援の質の維持・向上にもつながると考えられます。また支援状況を事業主にも共有することにより、事業主が就労定着支援の支援結果を参考にして、本人の障害特性に応じた合理的配慮の内容を検討する等、事業主自らの雇用管理に役立つ情報として扱われることも期待されるところです。

支援レポートについては、利用者と同意した内容以外は、事業主等と共有することは難しいため、例えばクローズ就労と呼ばれている職場へ自身の障害について開示していない利用者の場合は、事業主との共有は困難であり、利用者のプライバシーに関わる内容で、事業主等に共有を希望しないものについては、レポートに記載する必要はありませんが、職場におけるナチュラルサポートを促進させる観点で、事業主等との共有が、利用者の就労定着にメリットがある等、利用者に対して、支援レポートを共有することの趣旨や期待される効果について丁寧に説明することが大切です。



図 就労定着支援計画と支援レポートの作成タイミング

(4) 職場との情報共有と訪問

職場との情報共有の方法として、代表的な方法は職場訪問です。担当者と対面の上、日々の様子や気になっていること、働く本人との面談の結果、就労定着支援の観点から確認しておきたいことや調整が必要だと思われることなどについて意見交換や工夫について共有することが大切です。企業の状況やタイミングによって、担当者と対面で面談することができない場合には、電話やオンライン会議システム等を用いることができます。ただし、対面に近い状況に近づけられる工夫をすることが大切です。先方の繁忙期や状況によってはメールや文書のやり取りで対応することになるタイミングもあるかもしれませんが、原則は担当者としっかりコミュニケーションを図り、相互に信頼関係を構築しながら、利用者本人の安定した就労と生活の実現ということを共通の目標として、その目標に向けたチームであるとの認識を持てていることが大切です。

(5) クローズ就労の場合の職場との情報共有と訪問

就労定着支援事業所は、利用者を雇用する事業主に対して、月1回以上、職場での利用者の状況を把握することが努力義務とされています。努力義務とされている理由は、利用者の中には、障害を開示せずに就職する場合(以下、クローズ就労)があり、就労定着支援員が事業主に接触できない場合もあるためです。しかし、質の高い就労定着支援には、職場における利用者の状況を確認し、就労定着にかかる課題を把握した上で、利用者を雇用した事業主に対して、障害特性について理解を促すこと等も求められるため、クローズ就労のような、障害を非開示で就職しているような特段の合理的な理由がある場合を除いては、月1回以上の事業主の訪問を可能な限り行うことが求められます。





(別紙様式1)

【作成例】就労定着支援 支援レポート

作成日 令和3年 30日 4月

利用者名		D. H		雇用事業主 (勤務先) ご担当者		JS工業株式会社 AM営業所 総務課 ●● 課長
R3	年	4	月	の支援実績		
4月1日	場所:	雇用事業主	内・ <u>事業</u>	<u>所内</u> ・その他()	方法:面接・ <u>電話</u> ・メール・その他 ()
4月5日	場所:	雇用事業主	内・事業	所内・その他()	方法: <u>面接</u> ・電話・メール・その他()
4月28日	場所:	雇用事業主	内・事業	<u>所内</u> ・その他()	方法: <u>面接</u> ・電話・ <u>メール</u> ・その他(
当	月の主な	支援目標				

①就業中の環境変化(異動に伴う、職場の人間関係、役割分担の変化)による影響を把握し、ストレス対処の方法について必要な助言等を行います。

②継続勤務による疲労により体調・気分の変化が生じやすいため、引き続いて毎日の疲労度・気分の状態を把握し、これまで実践してきた体調管理の方法が適切 に履行されるように必要な助言等を行います。

③主治医の診察時にご自身の状況について的確に伝えられるように、疲労度・気分の状況を踏まえた報告の仕方について相談します。

当月の支援状況

支援実施内容

支援結果

①職場の定期異動があった初日(4/1)の勤務時間後、ご本人に対して電話により新しい上司や同僚の様子や、仕事の状況と共に、環境変化によって不安に感じたことがなかったかを確認しました。 4/5には雇用事業主を訪問し、新しい職場上司との顔合わせ、前任者からの引き継ぎ事項の確認を行うと共に、ご本人に対して休憩の取り方(給水やトイレ休憩を意識して取ること)や、困った時のSOSの出し方について確

②前月に引き続いて、月末の相談にあわせて体調チェック表をメールで報告 いただき、4/28に行った事業所での相談において、体調変化への対処方 法等について助言を行いました。

③4/28の相談において、疲労度や気分の状況、ご自身の体調管理の方法 について振り返り、連休明けの通院の際に主治医に伝えるポイントを整理し ました。

①4/1時点では、新しい上司や同僚がご自身の障害について正しく把握しているかという点について不安を感じていましたが、4/5の訪問時に●●課長から前任者との引き継ぎ事項を教えて頂き、新しい上司や同僚にもご本人の障害状況について情報共有されていることが分かり、ご本人の不安が軽減しました。仕事の内容もこれまでと変わりないことを確認していますが、職場では、いつもより多めに休憩を確保され、4/28時点では強い疲労を感じることなく働くことができています。

②これまで実施してきた体調管理の方法(①8時間睡眠の確保、②休日のうち1日は完全休息)のうち、今月は睡眠時間を確保ができなかった日が多い結果でした。 緊張感をほぐすために好きな映画を視聴して、就寝が遅れることがあったというこ とです。この結果を受けて4/28の相談において、まずは睡眠時間が8時間に満たない日が続くことがないように確認しました。

③主治医に対して説明するポイント2点(仕事の状況、疲労度・気分の波の原因と対処方法)、確認したい点1点(今後の薬を減らしていく時期や方法)についてメモにまとめて、連休明けの診察時に活用する予定です。

支援の方向性

今後の支援内容

対象者・事業主の取組

ご本人が以前から心配されていた4月の定期異動による影響は少なかった ものの、引き続いて職場での過ごし方や、疲労を翌日に持ち越さないための 睡眠時間の確保は課題になると考えられますので、月1回の職場訪問におい て職場での過ごし方を確認すると共に、体調チェック表の共有を通じて、体 調管理の方法(①8時間睡眠の確保、②休日のうち1日は完全休息)が履行 できるように助言等を行っていきます。 日常生活面では主治医の診察や銀行や市役所での手続き等、必要なことを

・体調チェック表の作成と振り返りを行い、以前確認した体調管理の方法(①8時 間睡眠の確保、②休日のうち1日は完全休息) が履行されるように心がけて下さ

・職場においては仕事内容に不安を感じた時は上司に対して早めの相談、4月と同 様に給水やトイレ休憩を意識的に取るように心がけて下さい。

(事業主)

・環境変化や仕事のやり方の変化があった場合に、対応方法が分からずに緊張が強くなる傾向がおありですので、引き続いて変更を前もって説明いただくこと、対応に困った時の相談の窓口を伝えていただくようにお願いします。

共有事項

令和3年6月で支援開始から6ヶ月となり、個別支援計画の見直しを行います。これまでの支援レポートを振り返って、今後6ヶ月間で引き続いて支援が必要な項目、新たに支援が必要な項目を検討していきます。個別支援計画に盛り込んで欲しい支援内容等があれば、来月の相談において確 認いたします。

> 提示日 4/30

事業所名 P F定着支援事業所 担当者 GA

図 支援レポートの様式と記入例

15. 就労定着支援における関係機関との連携

(1) 地域障害者職業センターとの連携

障害者雇用促進法第19条に規定される地域障害者職業センターでは、関係機関に対する助言・援助の業務を実施しており、全国に52カ所配置されています。就労定着支援の提供に当たり、地域障害者職業センターの障害者職業カウンセラーによる専門的な助言・援助を受けることが必要であると考える場合には、本人、事業主及び支援の状況等について連絡し、必要な助言等を求めることが望ましいとされています。また、地域障害者職業センターが実施する職場適応援助者による支援との関係については、「職場適応援助者による支援は職場における具体的な課題が生じ、障害者本人や事業主では解決が困難な場合において地域障害者職業センターが作成又は承認する支援計画に基づき実施されるものである」ことから、就労定着支援の利用者に対して職場適応援助者による支援が必要と考える場合は、事前に地域障害者職業センターとよく相談することが求められます。また、職場適応援助者による支援を行う場合には、地域障害者職業センターとの相談・調整の後、就労定着支援に係る個別支援計画に位置づけることが必要になります。

(2) 自法人に属する訪問型職場適応援助者による援助について

就労定着支援事業者は、広範囲にわたる障害特性(精神障害、発達障害、高次脳機能障害等)の理解や就労に伴う日常生活や社会生活の環境変化への対応に係る支援ノウハウを十分に有した上で、適切な支援を行うことが求められます。また、これに加え、就業面における支援ノウハウを有していることも望ましいことから、就労定着支援員については、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構又は厚生労働大臣が定める民間の研修機関が実施する訪問型職場適応援助者養成研修を修了した場合には報酬の加算として職場適応援助者養成研修修了者配置体制加算を設けられています。

障害者の職場適応が困難であり、職務遂行等に関する具体的な課題により職場への集中的な支援が求められる就労定着支援の利用者に対しては、就労定着支援事業所又は当該就労定着支援事業所を運営する同一の法人内の他の事業所(指定就労定着支援事業所以外の就労移行支援等事業所を含む。)に属する訪問型職場適応援助者が援助を行い、支援を実施することは有効ですが、職場適応援助者助成金の申請を行う場合は、当該申請に係る援助を行った利用者に対する当該月の就労定着支援サービス費は算定することができないようになっているのは留意すべき点です。

(3) 自法人に属する訪問型職場適応援助者がいない就労定着支援事業所と地域障害者職業センターとの協同支援

自法人に属する訪問型職場適応援助者がいない場合で、就労定着支援員だけでは対応が困難な事例(対象者が初めての障害種別である、初めての復職支援事例である等のため支援ノウハウが不十分、障害者の職場適応が困難であり職務遂行等に関する具体的な課題等により職場への集中的な支援が求められる等)がある場合には、就労定着支援事業所から地域障害者職業センターに、助言・援助業務における職場適応援助に係る協同支援(配置型職場適応援助者が就労定着支援員と協同で支援することをいう。)を要請し、定着支援のためのノウハウの提供を受けながら協同して支援を行うことも有効です。この場合には、前述したように地域障害者職業センターと十分に本人、事業主及び支援の状況等について相談しながら、協同支援の必要性やその実施の方法について検討することが大切になります。

16. 定着における職場適応援助者・障害者職業生活相談員との連携

(1) 職場適応援助者との連携

職場適応援助者(ジョブコーチ)支援事業は、障害者の職場適応に課題がある場合に、職場にジョブコーチが出向いて、障害特性を踏まえた専門的な支援を行い、障害者の職場適応を図ることを目的としています。 ジョブコーチには、配置型ジョブコーチ、訪問型ジョブコーチ、企業在籍型ジョブコーチと 3 種類あります。

配置型ジョブコーチは、地域障害者職業センターに配置されるジョブコーチです。就職等の困難性の高い 障害者を重点的な支援対象として自ら支援を行うほか、訪問型ジョブコーチ及び企業在籍型ジョブコーチと 連携し支援を行う場合は、効果的・効率的な支援が行われるよう必要な助言・援助を行います。

訪問型ジョブコーチは、障害者の就労支援を行う社会福祉法人等に雇用されるジョブコーチです。高齢・障害・求職者雇用支援機構(JEED)が実施する訪問型職場適応援助者養成研修又は厚生労働大臣が定める訪問型職場適応援助者養成研修を修了した者であって、必要な相当程度の経験及び能力を有する者が担当します。

企業在籍型ジョブコーチは、障害者を雇用する企業に雇用されるジョブコーチです。JEED 等が実施する 企業在籍型職場適応援助者養成研修又は厚生労働大臣が定める企業在籍型職場適応援助者養成研修を修 了した者が担当します。

この訪問型ジョブコーチの支援は、就労定着支援事業所の行う就労定着支援との同時期の併用はできませんが、企業在籍型ジョブコーチによる支援はこの限りではありません。

これらのジョブコーチ支援は、障害者本人がその仕事を遂行し、職場に対応するため、具体的な目標を定め、支援計画に基づいて実施されるものです。ジョブコーチが行う障害者に対する支援は、事業所の上司や同僚による支援(ナチュラルサポート)にスムーズに移行していくことを目指して支援が提供されます。

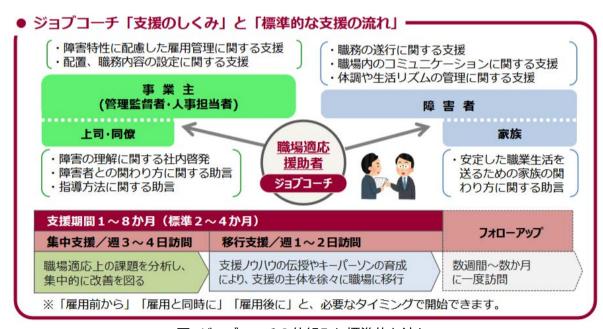


図 ジョブコーチの仕組みと標準的な流れ

<図出典: https://www.mhlw.go.jp/content/11700000/001231952.pdf>

(2) 障害者職業生活相談員との連携

5人以上の障害のある労働者を雇用する事業所では、「障害者の雇用の促進等に関する法律」により、厚生労働省で定める相談員の資格「※」を有する労働者の中から障害者職業生活相談員を選任し、職業生活全般における相談・指導を行うよう義務づけられています。障害者職業生活相談員資格認定講習は、全国で毎年実施されています。障害者職業生活相談員は、障害者から相談を受け、または障害者に対して指導することがその役割として求められています。具体的な内容としては、適職の選定、職業能力の向上など職務内容に関すること、障害に応じた施設設備の改善など作業環境の整備に関すること、労働条件、職場の人間関係など職場生活に関すること、余暇活動に関すること、職場適応の向上に関することなどがその相談の中心となります。障害者職業生活相談員の役割や活動の事例などが高齢・障害・求職者雇用支援機構(JEED)のホームページにおいて公開されています。

<活用事例: https://www.jeed.go.jp/disability/employer/employer04/jirei.html>

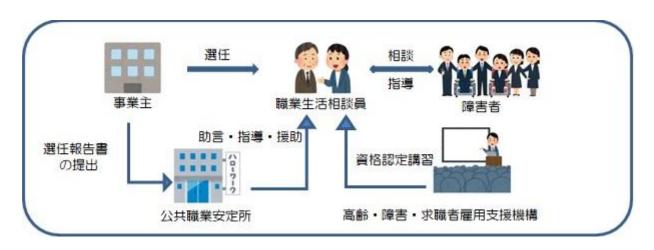


図 職業生活相談員のしくみ(JEED)

<図出典: https://www.jeed.go.jp/disability/employer/q2k4vk000002usu3-att/q2k4vk000002usx8.pdf>

職業生活相談員は、就労定着支援サービスを利用する本人にとっては、企業のキーマンとなる存在になり うる役割を担う立場でもあります。本人の企業内の担当者が職業生活相談員の資格を取得しているとは限 りませんが、企業内の全般の障害者雇用の相談役としても連携するべき相手になります。職業生活相談員が いる事業所の場合には、日頃から本人の就労定着支援に関する点においてコミュニケーションを図るなど連 携体制を構築しておくことが大切になります。

17. ナチュラルサポート体制構築のための支援

安定した就労と生活の実現においては、職場のナチュラルサポートの実現が非常に重要になります。

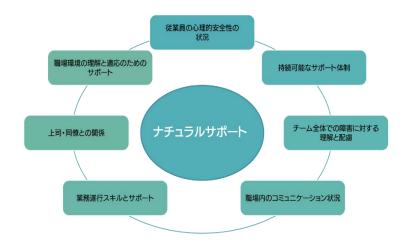
ナチュラルサポートとは、「障害のある人が働いている職場の一般従業員(上司や同僚など)が、職場内において(通勤含む)、障害のある人が働き続けるために必要な様々な援助を、自然にもしくは計画的に提供することを意味する。これには、職務遂行に関わる援助の他に、昼食や休憩時の社会的遂行に関する援助、対人関係の調整なども含まれる(小川,2000)」と定義されています。

ナチュラルサポートを形成するためには、就職後の初期段階からその状況をアセスメントする視点を持ちながら、職場内の人的環境や関わり方、コミュニケーションなど多角的な視点からその状況を捉えていくことが必要です。

ナチュラルサポートには、支援者が特段の働きかけがなくとも、自然発生的な障害のある利用者へのサポートが生じる場合もあります。小川(2012)は、「この自然発生的なナチュラルサポートは理想的ではあるが、不安定な側面がある」としています。この自然発生的なナチュラルサポートの継続には、職場の周囲の従業員の業務状況や、人員配置の変更など様々な要因によって困難になる場合もあります。

一方で、計画的なナチュラルサポートは、業務として位置づけられることから、周囲の従業員が変わっても 組織の中で安定的に引き継がれていくとされています(小川,2012)。この計画的なナチュラルサポートで は、「職場においてどのような配慮やサポートが必要であるのかを明らかにし、そのための具体的な手段や 方法を形づくり、それらのサポートを誰がどのように提供するのかを決めて、職場全体の合意のもと、業務 として位置づける」ものである(小川,2000)と説明されています。

ナチュラルサポートの状況を整理するためには、「職場環境の理解と適応のためのサポート」、「上司・同僚との関係に関する状況」、「業務遂行スキルとサポート」、「職場内コミュニケーションの状況」、「チーム全体での障害に対する理解と配慮の状況」、「持続可能なサポート体制の状況」、「従業員の心理的安全性の状況」の7つの視点から捉えることが可能です。この多角的な視点から計画的なナチュラルサポートの状況へどのように働きかけることができるのかという点は、支援者の需要な役割となります。



- *小川浩(2000)ジョブコーチとナチュラルサポート,職業リハビリテーション,13,25-31.
- *小川浩(2012)ナチュラルサポートの形成,職業リハビリテーションの基礎と実践,168-169,中央法規出版,日本職業リハビリテーション学会(編集)

18. ナチュラルサポートの状況のチェックシートの活用

本人の働く職場のナチュラルサポートの状況を把握することは、就労定着支援の終了を見越した段階では 重要になってきます。職場のナチュラルサポートの状況によって、生じやすい課題や本人の安定した就労と 生活を維持する上で考慮しておくべき点などが整理されます。また、就労定着支援の終了後に、必要に応じ て、障害者就業・生活支援センターや自治体設置の就労支援センター等の支援機関へ支援の引継ぎを依頼す る場合もあります。この場合には、職場のナチュラルサポートの状況を共有しながら、丁寧な引継ぎを行い、 本人の安定した就労と生活の維持を図っていくことが求められます。

ナチュラルサポート状況チェックシート

I. 職場環境の理解と適応のためのサポート

- 1 従業員が職場の環境や仕事のやり方をしっかり理解しているか。
- 2 障害のある従業員に合わせて、仕事の内容や進め方が工夫されているか。
- 3 障害のある従業員が働きやすいように、職場の設備や道具が整えられているか。

Ⅱ.上司・同僚との関係に関する状況

- 4 上司が障害のある従業員の特性を理解して、わかりやすい指示やアドバイスをしているか。
- 5 同僚が自然に助け合って、一緒に仕事をしているか。
- 6 障害のある従業員をサポートする職業生活相談員などの役割が社内で明確に示されており、従業 員がその存在を認識しているか。

Ⅲ.業務遂行スキルとサポート

- 7 職場でお互いに助け合う雰囲気があるか。
- 8 障害のある従業員が、仕事をするのに必要なスキルを身につけるためのサポートがあるか。
- 9 手助けが多すぎず、障害のある従業員が自分でできることを増やせているか。

IV.職場内コミュニケーションの状況

- 10 職場で、障害のある従業員が自分の意見や気持ちを伝えやすい環境があるか。
- 11 障害のある従業員が相談しやすいよう、普段接する担当者以外に、産業医や外部相談窓口など複数の相談先が整備されているか。

V.チーム全体での障害に対する理解と配慮の状況

- 12 職場で、仕事の内容や決まりごとが公平に伝えられているか。
- 13 職場の人たちが、障害について理解を深める研修や話し合いをしているか。

VI.持続可能なサポート体制の状況

- 14 サポートが特定の過重な負担により成立しているのではなく、自然な形で行われているか。
- 15 サポートがうまくいっているかどうかを定期的に確認し、改善しているか。
- 16 職場がジョブコーチや外部の支援機関と連携しているか。

VII.従業員の心理的安全性の状況

- 17 障害のある従業員が、自分の悩みや不安を安心して話せる環境があるか。
- 18 障害のある従業員が、仕事の目標を持ち、その目標に向かって支援されているか。

Copyright@A.YamaguchiLab 2024 All Rights Reserved

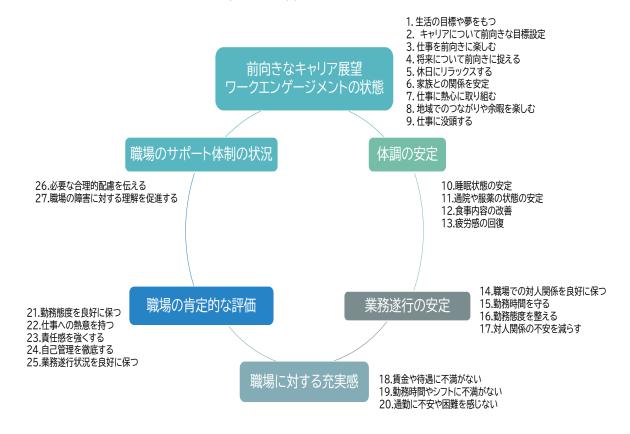
19. 定着状況のアセスメントの重要性

定着状況のアセスメントは、働く本人の状態、職場の状態の両面から評価をしていくことが大切です。そのアセスメントは、本人や企業の担当者、家族その他の関係者からの聞き取りだけでなく、実際に働く様子の観察や本人が入力している日報等の記録なども重要な材料となります。

20. 定着状況のアセスメントの視点

安定した就労と生活のためには,働く当事者である本人とその環境として大切な6つの要素と27の項目があります。就労定着支援事業所の支援員は、これらのポイントをアセスメントしながら、安定した就労と生活を実現できているか、どこに調整や改善が必要なのかについて整理をしましょう。

安定的な就労生活のために大切なこと



Copyright@A.YamaguchiLab 2024 All Rights Reserved

(1) 本人の前向きなキャリア展望とワークエンゲージメントの状態

まず本人にかかわる大切なこととして、まず働く本人自身が「前向きに自分のキャリアの展望をもてていることとワークエンゲージメントを感じていること: (以下前向きなキャリア展望とワークエンゲージメントの状態)」が大切になります。 前向きなキャリア展望とワークエンゲージメントの状態には、9つのポイントがあります。まず1つめは、当事者が生活の目標や夢などを持てているという点です。そして2つめは、自分の将来や今後のキャリアについて前向きな目標設定をしていることが重要です。

	I. 本人の前向きなキャリア展望とワークエンゲージメントの状態
1	生活の目標や夢などをもっている
2	自分の将来や今後のキャリアについて前向きな目標設定をしている
3	仕事をすることを前向きに楽しんでいる
4	本人や自分の将来について前向きに捉えられている
5	休日には、何かリラックスできる過ごし方ができている
6	家族との関係が安定している
7	仕事について熱心に取り組んでいる
8	本人が地域でのつながりや余暇を楽しむことができている
9	仕事をすることに没頭している

(2) 本人の体調の安定

安定した就労には、本人の気持ちの部分だけでなく、体調が安定していることも大切です。体調の安定としては、睡眠状態が安定していることや、通院や服薬の状態が安定していること(又は服用しなくてよいこと)、食欲低下や食事内容の悪化がないこと、疲労感あっても日々の休息で回復していることなどを支援者の視点では確認してみましょう。

Ι	Ⅱ. 本人の体調の安定								
1	睡眠状態が安定している								
2	通院又は服薬状態等が安定している(又は服用しなくてよい)								
3	食欲の低下や食事の内容の悪化がない								
4	疲労感はあっても、回復している								

(3) 職場の本人の様子の安定や充実感

職場において、本人に対人関係にトラブルがないことや不安ない状態であることはもちろんのこと勤務時間の遵守や勤務態度について課題がないことも大切な視点です。また本人が職場に充実感を感じていることも大切です。職場の通勤への不満や困難がないこと、勤務時間やシフト等に対して不満がないこと、賃金等の処遇について不満がないことなどの視点から確認してみましょう。

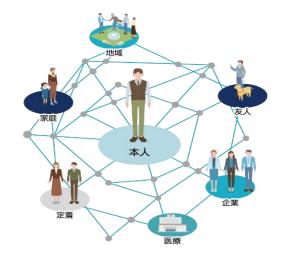
	Ⅲ.本人の業務遂行の安定			
1	職場における対人関係において課題がない			
2	職場における勤務時間の遵守について課題がない			
3	職場における勤務態度について課題がない			
4	職場における対人関係において不安を感じていない			
j	IV. 本人の職場に対する充実感			
1	職場における賃金等の処遇について不満を感じていない			
2	職場における勤務時間やシフト等について不満を感じていない			
3	職場への通勤について不安や困難を感じていない			

(4) 職場の評価とサポート体制

職場の上長からみた本人の評価がどのような評価であるのかという点も安定した就労と生活には影響してくる。特に上長からみて、本人の業務遂行状況や勤務態度、仕事への熱意、本人の責任感、体調や服薬等に関する自己管理に対する評価が良い状態にあることを確認することが大切です。また職場でのサポート体制として、合理的配慮が適切に提供されているか、職場の障害に対する理解が十分であることも同様に大切になります。

,	V. 上長の本人の評価			
1	職場の上長からみて勤務態度に対する評価が良い			
2	職場の上長からみて仕事への熱意に対する評価が良い			
3	職場の上長からみて責任感に対する評価が良い			
4	4 職場の上長からみて自己管理(体調・服薬等)に対する評価が良い			
5	職場の上長からの業務遂行状況に対する評価が良い			
\	VI. 職場のサポート体制の状況			
1	職場の合理的配慮が適切に提供されている			
2	職場の障害のある従業員への理解が十分である			





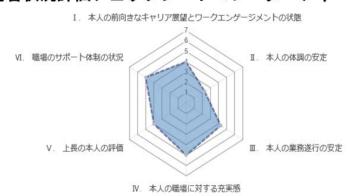
21. 安定した就労と生活のためのチェックリスト

みんなの質の高い就労定着支援: https://www.<u>retentionforall</u>.org/ では、安定した就労と生活を実現するためのチェックツールやその使い方などのガイドブックを公開しています。

企業向けのチェックツールもありますので、ご確認いただくと、上記の観点を整理してレーダーチャートで その確認の観点を整理することが可能です。



定着状況評価チェックシート<レーダーチャート>



<結果のまとめ>

現在の定着状況は、

- I. 本人の前向きなキャリア展望とワークエンゲージメントの状態: 4
- Ⅱ. 本人の体調の安定: 2.3
- Ⅲ. 本人の業務遂行の安定: 4.3
- Ⅳ. 本人の職場に対する充実感:5
- V. 上長の本人の評価: 4
- VI. 職場のサポート体制の状況:5

領域スコアの低い項目の内容を確認し、本人や職場の担当者と対話をしてみましょう。

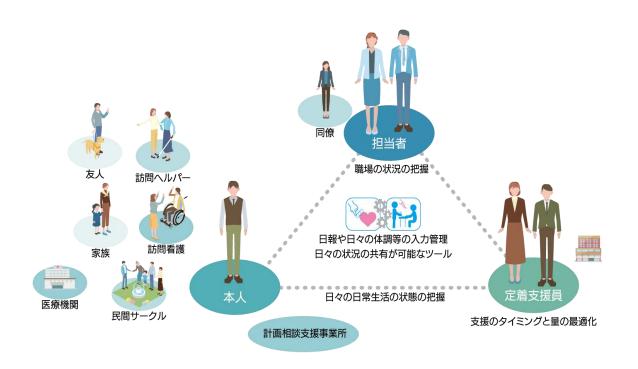
Copyright@A.YamaguchiLab 2024 All Rights Reserved

22. 質の高い就労定着支援のための工夫

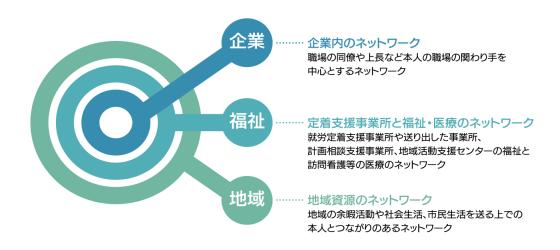
質の高い就労定着支援を実現するためのポイントとして、代表的なポイントとして「支援の見える化」、「ネットワークによる支援」、「本人のマインドの設定」があります。この3つのポイントを意識して就労定着支援を行うことで、結果として安定した就労と生活を実現することに繋がり、質の高い就労定着支援を実施することが可能になります。

(1) Point1: 支援の見える化

質の高い就労定着支援のためには、月に 1 回程度の本人との面談や確認だけでは、本人の状態の把握や職場での状況の把握、日常生活の安定の程度の把握などを十分に行うことが難しい場合もあります。一方で就労定着支援事業所の職員体制や事業所運営の状況などから、対面での支援の頻度を増やしていくことだけをその解決策として取り組むことに限りがある場合もあります。大切なことは日々の本人の状態や職場の状況の把握を適切に適宜捉えることができ、支援のタイミングとその介入の程度の最適化を試みることです。そのためには、電話やメール、対面の支援に加えて、次の面談や確認日までの本人の状況などの情報の隙間を埋めていくことが大切です。日々の本人の状態の見える化には、日報管理や労務管理等の入力ができるデジタルツールが効果を発揮することがあります。特定の障害者の雇用管理や日報入力等を通じて支援をするツールもあれば、オンラインフォームなどを用いて毎日入力をすることで、その情報を事業主と支援者側で共有するという方法で、利用者の日々の状態と職場の状況を把握し、就労定着支援事業所の支援として適切なタイミングで支援を実施することが期待されます。



(2) Point2:ネットワークによる支援

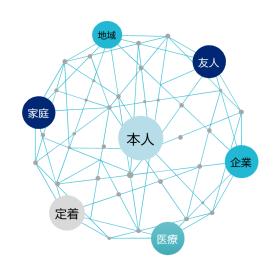


本人の安定した就労と生活を実現するためには、複層的なネットワーク支援の体制を構築し、本人を含めた支援に関わる関係者間でそのネットワークを理解していることが大切です。このネットワークの中心は、あくまでも利用者本人となりますが、企業内のネットワークと就労定着支援事業所と福祉・医療のネットワーク、地域資源のネットワークが複層的に構築されていることが大切です。このネットワーク内では、情報交換や相談ができ、状況に応じては、具体的なサポートやフォローが実施されることがその機能として求められます。

企業内のネットワークは、職場内の同僚や上長など本人の職場の関わり手を中心とするネットワークです。 そして就労定着支援事業所と福祉・医療のネットワークでは、就労定着支援事業所や送り出した事業所、計画 相談支援事業所、地域活動支援センターなどのこれまでに本人に関わりのある福祉の関係機関や、訪問看護 や医療機関などの本人とかかわりのある医療を含めた関係者で構築されるネットワークです。

地域資源のネットワークは、本人の余暇活動や日常生活、地域生活として市民として生活を送るうえでの本 人とつながりのある関係者や組織で構成されるネットワークです。

就労定着支援事業所は、この企業内のネットワークと地域資源のネットワークの複層的ネットワークをつな ぐハブとしての機能や役割もあります。本人の状況やニーズやそのニーズの変化に応じて、これらのネットワークと協働しながら本人が安定した就労と生活を実現できるように働きかけていくことが大切です。



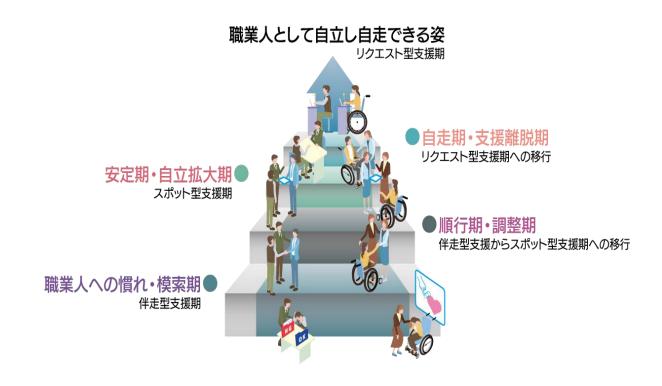
(3) Point3:本人のマインドの設定

就労定着支援の利用サービス開始において、就労定着支援サービスはあくまでもサービス終了後にその働く本人の自立を目指すためサービスであり、これまでの「働くことを目指す」ための訓練ではなく、「働き続けられ、安定した就労と生活を実現する」ための訓練の要素が含まれるサービスであることを利用者である本人が理解することが大切です。

サービス利用開始時には、本人と就労定着支援事業所、雇用先となる企業との間で、サービス利用後の最長3年後に、自分がどのような姿として働けているのかという点についてのイメージとそれに向けた現状の課題や生じやすい課題の予測、課題が生じた場合の工夫の見通しについて、きちんと共有できていることが大切です。

こうした対話を通じたイメージの共有やその利用目的の共有に対して、十分に時間を確保できていない場合には、就労定着支援事業所の支援者が良かれと思う支援にとどまることもあり、利用している本人は、サービス利用にあたり、安心させてもらうお守りとしての役割だけを就労定着支援事業所に求めるような表面的な理解に留まることも考えられます。

就労定着支援サービス利用をすることは、安定した就労と生活を実現し、本人が長い職業人としての人生を通じて自分らしいと感じられるキャリアを重ね、豊かな人生を生きていくことを目指すための訓練的要素のある期間であることを理解していくことが、すべての関わる関係者に求められるところです。



23. 身体障害の特性による生じやすい課題と配慮の視点

身体障害の範囲は広く、身体を思うように動かせないといった、身体における運動の制限があるものから、視覚や聴覚などの感覚器官を用いて情報を得ることに困難が生じやすい場合などその困難の範囲は多様です。基本的な配慮は、環境の調整やツール等の導入、業務遂行上の身体への負担の影響の考慮などになります。 就職後の安定した就労と生活をするためのフォローの視点としては、以下のような例が考えられますが、あくまでも一般的な視点によるものですので、利用者本人の負担となっているのかどうかなど、就労定着支援を行う上で、個別に丁寧に確認しながら進めていく必要があります。

	安全面	業務遂行	健康・メンタル面
視	・安全に通勤できる時間か(通勤	・拡大読書機や読み上げソフトなど業	・休憩を適切にとり、疲労が蓄積して
視覚障害	ラッシュや日没後の帰宅)	務に必要なツールの整備	いないか
害	・事業所内の物の配置で危険な箇	・本人が適切に指示や情報を得るこ	・適切に受診できているか
	所がないか	とができているか	・本人のプライバシーを尊重した上
	・移動の支障とならない動線の確	・触覚や聴覚を用いてわかる工夫が	で,上司や同僚に対して、障害内容
	保	用いられているか	や必要な配慮について説明できてい
			るか
聴	・緊急サイレンや放送などが聞こ	・欠勤連絡、報告・連絡・相談について	休憩を適切にとり、疲労が蓄積して
聴覚障害	えないことを考慮した音声情報	は、メールやチャット、筆談など視覚	いないか
害	の視覚情報への置き換え(パトラ	的情報を用いた情報手段を用いる	・適切に受診できているか
	ンプやモニター表示など)	・筆談、文字起こしアプリ、口の動きを	・本人のプライバシーを尊重した上
	・危険個所のチェック, 安全ルー	見せる等の複数の情報伝達手段を使	で,上司や同僚に対して、障害内容
	ルの確認	用できるようにする	や必要な配慮について説明できてい
		・本人に復唱や筆談などをしてもら	るか
		い、情報が正確に伝わっているか必	
		ず確認する	
		・補聴器等の管理や保管に関する作	
		業環境の影響の確認と配慮	
肢	・避難経路等の動線の確保	・業務環境の備品購入や設置、身体の	・疲れを感じる前の休憩の確保
肢体不自由	・室内、屋外の移動の動線の確保	状態に合わせた環境の調整	・疲労が蓄積していないか
自由	と整備		・適切に受診できているか
Ш	・緊急時の避難方法等の対応検討		・車いすの場合、褥瘡を防ぐための
			除圧の工夫や休憩時間と場所の確
			保

	T		
			・排泄や着衣などに時間を要するた
			め、休憩時間の調整など柔軟な働き
			方の工夫
			・体温調節が難しい場合や制服の着
			脱が難しい場合などの服装の柔軟な
			対応の許可
			・本人のプライバシーを尊重した上
			で,上司や同僚に対して,障害内容や
			必要な配慮について説明できている
			か
内	・緊急時対応とかかりつけ医の把	・欠勤連絡、報告など本人の体調に応	・疲れを感じる前の休憩の確保
内部障害	握をしておく	じて行える柔軟な連絡手段	・疲労が蓄積していないか
害		・本人の負担のない勤務時間や業務	・適切に受診できているか
		量の調整	・本人のプライバシーを尊重した上
			で、上司や同僚に対して、障害内容
			や必要な配慮について説明できてい
			るか

身体障害のある人が安定して働き続けるためには、職場での工夫だけでなく、日常生活や自由時間のサポートも大切です。たとえば、通勤や仕事中の移動に不安がある場合は、必要な通勤時間や通勤方法の配慮、職場環境の整備などを支援機関と相談しながら準備しておくことが安心につながります。また、働くことを通じて身体に負荷がかかり過ぎていないかなどを確認していくことも大切です。

日常生活の安心を高めるためには、お金の使い方や生活のリズムを整えることも、長く働くための大事なポイントです。休みの日にリラックスできる趣味や活動があると、気持ちの安定にもつながります。さらに、地域の中で人とのつながりを広げることも大切です。支援機関としては、各障害種別に応じた福祉センターやリハビリテーションセンター、障害者就業・生活支援センターや自治体設置の就労支援センター、相談支援事業所、社会福祉協議会などが、生活や仕事の両方を支えてくれます。本人の希望や必要に応じて、こうした支援をうまく活用していくことが、安心して働き続ける力になります。





24. 知的障害の特性による生じやすい課題と配慮の視点

知的障害といっても、軽度から重度までその特性により困難になることは、様々です。また知的障害がある場合には、療育手帳(地域によって独自名称によって表記されている場合もあり。例:愛の手帳等)を取得して、就職をしていることが多いです。手帳の等級によって、配慮の内容や業務の内容が一律的に決定されるわけではなく、個々の特性や得意、苦手を踏まえて、職場の作業環境や業務の内容、職場でのコミュニケーション上の工夫を調整していくことが大切です。この調整は、就職後に安定したら、同じ配慮が継続的に有効というわけではなく、本人の状況や職場環境の変化があった際に、その都度の見直し、変更等が必要になることにも留意して、知的障害の方の力を無理なく最大限に発揮できる環境を調整していくことが大切です。

	安全面	業務遂行	健康・メンタル面
知	・危険な箇所、安全上のルールの	・得意な作業や本人の強みを活かし	・休憩を適切にとり,疲労が蓄積してい
知的障害	わかりやすい事前の説明や、目で	た業務の割り当てや指導の工夫	ないか
害	見てわかる視覚上の工夫やシン	・業務遂行に関わる作業の場所や	・体調不良や気持ちの変化をうまく言
	ボルの活用	流れの構造化ができているか	語化できず、不安になる場合もあるこ
	・緊急時、言葉での説明や SOS	・シンボルや絵や写真や動画など視	とから、本人の日々の様子の確認と細
	の発信、状況に応じた対応ができ	覚的に見てわかる工夫がなされて	かな声掛けなどを周囲ができる工夫
	ないことも想定した、マニュアル	いるか	をしているか
	や周囲の従業員のフォロー体制	・ミスの予防や対策として、ダブル	・適切に受診できているか
	づくり	チェックや確認場面の設定などが	・本人のプライバシーを尊重した上で,
		なされているか	上司や同僚に対して, 障害内容や必要
		・急な予定変更やルール変更などは	な配慮について説明できているか
		できるだけ発生しないような業務	
		の工夫	

知的障害者の安定した就労と生活を実現するための視点では、上記のような職場への定着の工夫以外に、 日常生活面のサポートやフォロー、余暇活動の充実などが大切になります。

知的障害のある人が安定して働き続けるためには、職場の工夫だけでなく、日常生活や自由時間のサポートも大切な視点の1つになります。特に金銭管理として、お金の使い方を考えることはとても重要です。お給料を計画的に使えるように、支援を受けながら管理することの工夫ができるようになることや、金銭管理を取り巻く対人関係トラブルに発展しないように気を付けるポイントをフォローすることも大事になります。

また、休みの日にリラックスできるような趣味や活動があると、気持ちが安定しやすくなります。楽しい時間は、働く元気にもつながります。こうした余暇の充実や地域の中での人のつながりを広げていくことも大切です。地域の中では、生活面のフォローを一緒にかかる支援機関としては、障害者就業・生活支援センターや自治体設置の就労支援センター、相談支援事業所、社会福祉協議会などが共に支えてくれます。本人のニーズに合わせてこうした支援を上手に活用することで、安心して長く働き続けることができます。

25. 発達障害の特性による生じやすい課題と配慮の視点

発達障害のある方の場合、代表的な発達障害として、ASD、ADHD、SLD の方を中心に安定した就労と生活を実現するためのフォローの視点について整理します。

	安全面	業務遂行	健康・メンタル面
発	・危険な箇所、安全上のルールの	・得意な作業や本人の強みを活かし	・休憩を適切にとり、疲労が蓄積して
発達障害	わかりやすい事前の説明や、目で	た業務の割り当てや指導の工夫	いないか
害	見てわかる視覚上の工夫やシン	・業務遂行に関わる作業の場所や	・本人が体調や気持ちをうまく言語化
	ボルの活用	流れの構造化ができているか	できず、不安になる場合もあることか
	·緊急時、言葉での説明や SOS	・明確な業務指示と役割分担が明	ら、本人の日々の様子の確認と細かな
	の発信、状況に応じた対応ができ	示化できているか	声掛けなどを周囲ができる工夫をして
	ないことも想定した、マニュアル	・シンボルや絵や写真や動画など視	いるか
	や周囲の従業員のフォロー体制	覚的に見てわかる工夫がなされて	・適切に受診できているか
	づくり	いるか	・本人のプライバシーを尊重した上で、
		・ミスの予防や対策として、ダブル	上司や同僚に対して、障害内容や必要
		チェックや確認場面の設定などが	な配慮について説明できているか
		なされているか	・落ち着かない環境や不安が高まり、
		・急な予定やルール変更等ができる	パニックになりそうな場面で、クールダ
		だけ発生しないような業務の工夫	ウンできる時間や場所の確保ができて
		・表情や感情の読み取りが苦手な場	いるか
		合、伝わりやすいコミュニケーショ	
		ンの工夫がなされているか	
		・特性上の苦手な音やにおい、触覚	
		などがある場合、これらの苦手な感	
		覚の影響がない業務又は代替など	
		工夫がなされているか	

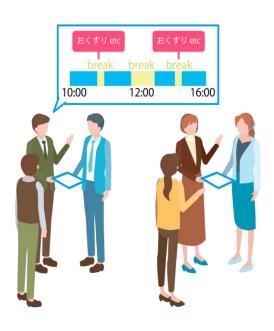
発達障害のある方が安定して働き続けるためには、職場における合理的配慮だけでなく、日常生活や余暇の過ごし方に対する支援も欠かせません。たとえば、スケジュールの管理や気持ちの切り替え、対人関係でのストレスへの対処など、それぞれの特性に合わせた工夫が必要です。また、金銭の管理や生活リズムの安定といった生活面のサポートも、継続就労を支える重要な要素です。これらは本人だけでは調整が難しい場合もあり、周囲の理解や伴走的な支援が求められます。地域には、障害者就業・生活支援センター、自治体設置の就労支援センター、相談支援事業所、社会福祉協議会など、さまざまな相談先があります。また、発達障害者支援センターでは特性に応じた対応の工夫や、地域の当事者会、ピアサポート、交流の場などの情報提供も行っている場合もあり、本人の社会参加や安心した生活を支える基盤づくりをしています。

26. 高次脳機能障害の特性による生じやすい課題と配慮の視点

高次脳機能障害は,言語機能、注意障害や記憶障害、空間把握能力の困難などその症状や困難が生じている課題は、人により大きく異なることもその特徴の一つです。

	安全面	業務遂行	健康・メンタル面
高	・忘れやすさや注意のしにくさ、	・一見すると受障前と同じようでも、特	・障害特性によりうまくいかないこと
次 脳	半側空間無視などがあるため、	性による忘れやすさや注意のしにくさ	を「やる気」がないと安易に判断しな
機	危険な箇所はその場で見てわ	などがあることを理解する	U
高次脳機能障害	かる工夫、危険を伴わない作業	・口答指示ではなく、指示をメモにして	・脳疲労が蓄積しないよう、休憩時間
害	環境の設定などの配慮の実施	毎回作業前に確認したり、写真や図を	や業務負荷の調整・配慮
		多用したりして作業手順を示す	・本人のプライバシーを尊重した上
		・ミスがあっても影響が少ない作業分	で,上司や同僚に対して、障害内容や
		担にする、複数体制でダブルチェックで	必要な配慮について説明できている
		きるようにする	か
		・本人が症状を自覚しにくい傾向があ	
		り、地道にできることを探しながら業	
		務を組み立てていく	

高次脳機能障害は、医療機関との連携が必要になります。外面的にはその障害の困難が理解されづらい特性もあるため、職場側の理解と職場環境の整備が重要になります、また、定期的な通院が必要な場合もあり、支援機関間での情報共有と支援の一貫性を保つことが大切になります。



27. 難病よる生じやすい課題と配慮の視点

令和7年4月1日現在、国内の指定難病は、「難病の患者に対する医療等に関する法律(難病法)」によって348疾病が指定され、また、障害者総合支援法の対象となる難病は、難病法の指定より広く、376疾病が認められています。疾病によりその困難は様々ですが、難病の方に共通しているのは、就職や職場復帰において、治療と仕事の両立等で多くの困難に直面していることです。医療機関と連携しながら職場に正しい理解を得て、必要な環境調整を行うことが重要になります。

	安全面	業務遂行	健康・メンタル面
難病	・緊急時対応とかかりつけ医の把	・本人の負担のない勤務時間や業	・疾病により疲れやすさ、関節の痛み、
病	握をしておく	務量の調整	腹痛等の症状があることを理解する
	・通勤時や職場内の移動・作業ス	・疾病により重量物を持てない、歩	・休憩の取りやすさ、受診等と勤務の
	ペース等の安全を確保する	行や立ち作業を継続できない、体	調整、欠勤連絡など本人の体調に応じ
		温調整がしにくい、日光に当たれな	て行える柔軟な連絡手段
		い等の症状があるため、症状に応	・体調に応じた服装等の調整の許可
		じた作業内容の設定や執務スペー	・本人のプライバシーを尊重した上で,
		スの配慮があるか	上司・同僚に対して,障害内容や必要
			な配慮について説明できているか

28. 精神障害(精神障害・てんかん)の特性による生じやすい課題と配慮の視点

	安全面	業務遂行	健康・メンタル面
精	・本人の同意を得て受診同行	・緊張が強く、また何事にも手を抜けず	・自己判断で断薬したり、通院をやめ
精神障害	し、主治医と連携できるように	頑張りすぎてしまう方もいるため、段	たりすることがないようにフォロー
害	している	階的に業務内容や勤務時間を増やして	できる体制づくり
	•	UN <	・主治医による定期的な面談の状況
		・ダブルチェックを行いミスが発生しづ	の把握
		らい安心できる環境を作る	・必要に応じて訪問看護などとの連
		・業務過多、ストレス過多などにならな	携
		いよう業務や勤務の調整ができる	

		・曖昧な状況にストレスを感じやすく、	・本人のプライバシーを尊重した上
		また、工夫・応用が苦手な方もいるた	で、上司・同僚に対して、障害内容や
		め、作業の流れや手順を決めて、でき	必要な配慮について説明できている
		るだけ具体的かつ簡潔な指示を出すよ	か
		うにする	
て	・本人の了承を得て受診同行す	・発作やその症状の種類・程度による業	・発作以外の悩みがないか確認する
んか	るまたは連絡ノート等の活用	務への影響を確認する	(例:抑うつ、発作不安、薬の副作用、
Ь	で、医療機関と連携する	・発作後の業務継続・早退・復帰までの	高次脳機能障害による業務への影
	・職場でのてんかん発作時の安	手順を確認する	響)
	全確保や怪我防止策があるか	・本人の職場での服薬環境を確保する	・てんかんへのセルフスティグマがあ
	・本人の発作や合併症状によ	・周囲にサポート体制を整える	る場合、職場への病状開示には留意
	り、回避または置換したほうが		する
	よい業務があるか		・業務過多等による疲労の蓄積や睡
	・発作時の対応の仕方など情報		眠不足、会食での飲酒等は、発作の
	共有し、必要な連絡先などを事		誘因となる場合が多いため、留意が
	前に確認する		必要な点について医療機関と確認す
			న <u>ె</u>
			・本人のプライバシーを尊重した上
			で,上司・同僚に対して,障害内容や
			必要な配慮について説明できている
			か

精神障害のある人が安定して働き続けるためには、職場での配慮に加え、日常生活や余暇時間のサポートが重要です。たとえば、通勤や生活リズムの調整、疲れやすさへの配慮など、本人の状態に応じた工夫が必要になります。金銭管理や、それに伴う対人関係のトラブルを予防するための支援も大切です。また、休みの日に趣味や活動を通じてリラックスできる時間を持つことで、心の安定にもつながります。こうした生活全体を支えるためには、障害者就業・生活支援センターや自治体設置の就労支援センター、相談支援事業所、社会福祉協議会のほかに、精神科やリハビリテーション科などの医療機関、訪問看護や訪問リハビリテーションなどの在宅で日常的にサポートしてくれるサービス機関との連携により、細やかな変化を捉えて連携することも大切です。また地域のリハビリテーション機関、精神保健福祉センターとの連携が必要な場合もあります。これらの支援を組み合わせ、本人のニーズに合わせて活用することで、安心して長く働き続けることにつながりやすくなります。

29. 医療機関との連携

障害のある方が職場で安定して働き続けるためには、職場や就労支援機関だけでなく、医療機関との連携が重要です。特に、精神障害や発達障害、てんかん、難病などの慢性疾患など、継続的に医療機関を受診する必要がある方の場合、主治医や看護師、精神保健福祉士などの医療などに関わるスタッフと十分な連携を図ることが、就労定着の鍵になります。

(1) 医療との連携が必要な理由

障害のある方は、体調の変化が就労に影響を及ぼすことがあります。例えば、不眠や食欲低下などの体調不良、症状の再燃や悪化、薬の副作用などが業務に支障をきたすこともあります。そのため、本人の状態を的確に把握し、必要に応じて勤務時間や仕事内容の調整、支援内容の見直しなどが求められます。症状の見立てや治療方針は主治医の判断によるため、必要に応じて診察に同行するなどし、日頃から医療機関との連携を図っていくことが大切です。

(2) 連携の方法とポイント

支援者が医療機関と連携する際には、以下のようなポイントを意識しましょう。

- ・情報共有の目的を明確にする:何のために情報を共有するのか(例:就労可能な状態かの判断、職場で望まれる配慮事項の助言、緊急時の助言、体調不良時の対応、日々の体調管理の方法など)を事前に整理しましょう。
- ・本人の同意を得る:個人情報の取り扱いには細心の注意が必要です。医療機関と職場間での情報共有や ケース会議への参加依頼などは、必ず本人の同意を得てから行いましょう。特に、職場への病状開示の 意思やその内容については必ず本人に確認しましょう。
- ・連携先の医療職との役割分担を意識する:支援者は「働くことの支援」、医療職は「治療や健康管理の支援」と役割が異なります。それぞれの専門性を尊重しながら連携することが大切です。
- ・定期的なコミュニケーションを取る:支援計画の見直しや状態の変化に応じて、医療機関との連絡を継続的に行うことが安定した支援につながります。主治医が多忙な場合や、より綿密な連携が必要な場合は、他の医療従事者(例:精神保健福祉士、看護師)との連携が効果的です。

(3) 実践上の工夫

- ・連絡ノートの活用:本人を通じて、支援者と医療機関が間接的に情報を共有できるよう、連絡ノートや共有シートを用いる方法も有効です。JEED(2019)は、情報共有シート活用の手引きなどを紹介しています。
- ・ケース会議の開催:定期的な関係者会議を実施し、医療・福祉・職場など多方面から情報を出し合うことで、支援方針を一貫させやすくなります。本人の安定した就労と生活を実現する上でより密接な連携体制が必要なケースにはこうした会議の設定も有効です。

緊急時対応の体制をつくる:体調悪化時の対応方針(例:主治医の連絡先、発作等の緊急時の対処法、休職の手順など)を事前に本人の同意のもと支援者間で整理しておくと、いざというときに迅速な対応が可能です



(4) 訪問看護との連携

訪問看護には、精神科治療を受けている方の精神科訪問看護と身体的な障害や疾患のある方の訪問看護があります。これらの訪問看護は、自宅へ看護師などが訪問し、必要な支援が受けられるものです。いずれも医師の判断の基に、指示書が作成され、それに基づき実施されています。この支援内容は個々の状態に応じて異なりますが、特に精神科訪問看護の目的は、バイタルサイン測定や精神状態のモニタリング、服薬管理、セルフケアの援助、精神的ケア、家族支援、関わる支援者との連携などが含まれます。特に精神面のサポート体制が重要なケースの就労定着支援においては、この精神科訪問看護との情報共有や連携はとても大切になります。

医療機関との連携は、働く障害者が安心して職場に定着するために大切な要素です。支援者は、本人の生活全体を支える視点を持ちながら、医療と就労の架け橋として機能することが求められます。同時に、本人の障害や病状への理解度や職場への病状開示の内容については、本人の意思確認が重要です。丁寧な連携と継続的なコミュニケーションを心がけ、本人中心の支援を行っていきましょう。

30. 就労定着支援における計画相談支援の役割と連携

就労定着支援において、計画相談支援との連携が重要になります。計画相談支援は、障害福祉サービス等を利用する前にサービス等利用計画を作成し、一定期間ごとにモニタリングを行う等、その利用者の抱える課題の解決や適切なサービス利用となっているか、ケアマネジメントによりきめ細かく支援することを目的としています。

就労系障害福祉サービスの利用にあたり計画相談支援による申請が原則ですが、セルフプランによる申請となる場合もあります。特に一般就労後の手続きとなる就労定着支援への利用については、セルフプランでの申請になる地域もあります。また、そうでない地域においても、計画相談支援と就労定着支援事業所との役割分担がわかりづらくなることで、計画相談支援の関わりが消極的になる事例等もあるようです。

就労系障害福祉サービスを利用して、企業への就職を果たした場合、就職できたことは1つの目標達成として捉えることもできますが、本来の目標は、安定した就労と生活を実現し、自分らしく人生を楽しみ、地域のなかで充実したキャリアを重ねていくことです。そういった点では、就職できたということは、このスタートラインへ立ったという、安定した就労と生活を目指すための長距離走の始まりでもあります。

就職までに利用した就労系障害福祉サービスは、スタート地点に立つための訓練であるとするならば、就 労定着支援は、このスタートからの走り出しを安定化させるために 3 年間をサポートするためのサービスで あり、安定した就労と生活を目指すための訓練でもあります。この3年の間に、その方が職場と日常生活と 地域生活のなかで、どのように日々を過ごしていくことができるのかを支える基盤を確認し、必要なサポートや地域資源とつながりながら、就労定着支援サービス終了後には、特段の支援がなくとも自走できる姿を 目指してサービス提供を実施していくものです。サービス利用期間中の日常生活の課題や地域生活を充実 させるための支援には、地域の資源開拓やサポートのネットワークなど多岐にわたる情報やつながりが必要 になります。実際に、就労定着支援サービス利用者の方も、「就労定着支援サービス終了後の相談先やサポートの継続」についての不安や心配を抱えていることが明らかになっています(山口ら、2024)。

本人が安定した就労と生活を実現していても、人生の中では職場や家庭の環境変化やその時々の出来事によって困ったことが新たに生じることや、障害特性から生じるうまくいかない状況に至ることも想定されます。

こうした状況の発生を予測した上で、本人が相談先を把握したり、困っていることを発信したり、日々の関わり合いのある人々から困っている状況に気づいてもらえる環境を作り上げられるかという点が大切です。

計画相談支援に関わる支援者が、地域資源や行政サービスに関する 情報やネットワークは、働き始めた障害者にとっても、安定した就労と 生活を実現するために関わっている就労定着支援事業所にとっても、 非常に重要なものになります。利用者に変調がみられたときに、生活 支援に関わるグループホームやヘルパー、利用者が信頼を寄せる特別 支援学校や家族・友人、その他の地域資源との関わりについて確認が必要 になることがあれば、計画相談支援の担当者と調整を図ってください

31. 支援体制構築と就労定着支援サービス終了後の引き継ぎ

令和 6 年度の報酬改定に伴い、支援体制構築未実施減算が設定されました。これまでも最長 3 年の就労 定着支援のサービス終了後の他機関への引継ぎや、その後のサポート体制の在り方や工夫等については,就 労定着支援事業所を取り巻く課題の1つでもありました。

就労定着支援サービス終了後を見越した支援では、まずその利用者がサービス終了後にも引き続き一定期間にわたる支援が必要であるのかといったことを判断するためのアセスメントや情報の整理が必要になります。このアセスメントでは、就労定着の状況を評価するツールやこれまでの個別支援計画の目標と支援レポートの経過を踏まえて、その課題点や改善に向けた取り組みの進捗状況について整理することが必要です。サービス終了後の支援継続の必要性について、利用者本人、雇用している企業、利用者の家族や支援に関わるその他の機関の担当者がどのように考えているのかという意見の確認や集約、ケース会議等を通じたサービス終了後の役割分担における整理なども必要になります。

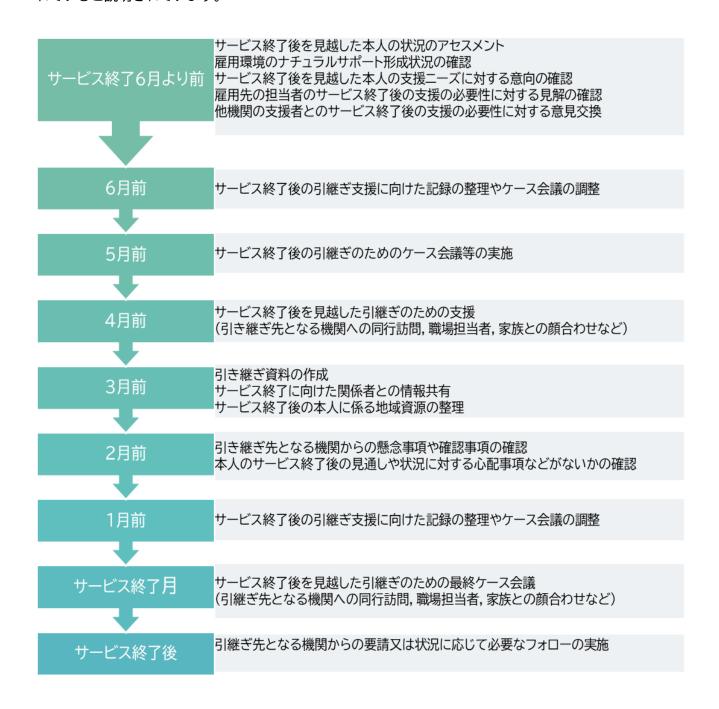
サービス終了後に新たに支援体制として加わることが見込まれる支援機関については、これらの情報の整理の状況やサービス終了後の引継ぎによる支援提供の実現性やその障壁等について事前に確認し、協議をする必要があります。支援体制構築未実施減算の留意事項通知では、3 カ月以上前にこれらの働きかけが必要であることが示されていますが、実際に支援機関等との連絡調整、ケース会議等を通じたこれまでの支援過程の共有、利用者や雇用先となる企業等との信頼関係の構築等を余裕をもって進めていくために、サービス終了予定の6月前を目安に動き始めることも一考されます。

<支援体制構築未実施減算の確認事項>

- ア 支援の提供を行う期間が終了するまでに解決することが困難であると見込まれる課題があり、かつ、 当該期間が終了した後も引き続き一定期間にわたる支援が必要と見込まれる利用者(以下「要継続支援利用者」という。)の状況その他の当該要継続支援利用者に対する支援に当たり必要な情報(以下「要継続支援利用者関係情報」という。)について、当該要継続支援利用者を雇用する事業所及び関係機関等との当該要継続支援利用者関係情報の共有に関する指針を定めるとともに、責任者を選任していること。なお、当該指針には、支援終了に伴う引き継ぎに関する基本的な考え方、引き継ぎに関する事業所内での支援体制、雇用先企業及び関係機関等に対する具体的な支援内容、適切な引き継ぎを実施するために事業所が行う研修等の項目を定めることが望ましい。
- イ 就労定着支援事業所において指定就労定着支援の提供を行う期間が終了する3月以上前に、要継続支援利用者の同意を得て、関係機関等との間で要継続支援利用者関係情報を個別支援計画、支援レポート等により共有していること。
- ウ 関係機関等との要継続支援利用者関係情報の共有の状況に関する記録を作成し、保存していること。

就労定着支援事業所は、支援期間を超えても引き続き支援が必要であると就労定着支援事業所が判断した場合、就労定着に向けた取り組みを継続することは差し支えないとされています。

また支援終了後において、本人、事業主、関係機関等から障害者の就労定着のための必要な協力が求められた場合には、関係機関と協力して対応することに努めることが求められています。こうしたサービス終了後の引き続きの就労定着支援事業所の支援の実施を促すことを見越して就労定着実績体制加算は設定されていると説明されています。

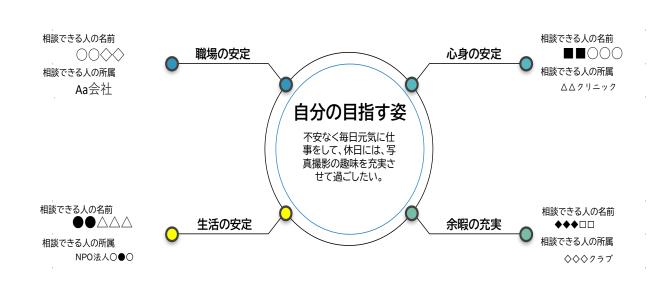


32. 就労定着支援サービス終了を見越した情報の整理

就労定着支援サービスは、サービス提供の最大期間は3年間になっています。サービス終了後を見越した 支援の視点は、非常に重要になります。就労定着支援サービスを利用する方は、サービス終了後に「誰に」相 談をしていけるのか、「どのように」相談したらよいのかという点に不安を感じていることも多くあります。

サービス終了後に向けた具体的な流れや準備は、前述したように、必要な場合には、関係機関との連携や引継ぎ支援の準備などがあります。また利用している本人が、安心感をもってサービス終了を迎えられることが大切です。本人には、リソースマップとして、自分の相談できる人や相談できる機関などを記入できるワークシートなどを用いるなど、サービス終了後には、「誰」に「何を」、「どのように」相談できるのかという点について整理をしておくことも、サービス終了後の不安を解消する一つの工夫となります。

本マニュアルの一部に「就労定着支援を利用する本人のためのガイドブック」が掲載されています。この中でも、本人にもリソースマップの作成やその活用についても提案していますので、支援者の方はご一読いただき、日々の支援に活用いただくことも可能です。



33. 障害者就業・生活支援センターとの連携

障害者就業・生活支援センターは、障害者雇用促進法に規定されており、「障害者の職業生活における自立を図るため、雇用、保健、福祉、教育等の関係機関との連携の下、障害者の身近な地域において就業面及び生活面における一体的な支援を行い、障害者の雇用の促進及び安定を図ること」を目的として、全国に338箇所(令和7年4月1日時点)設置されています。

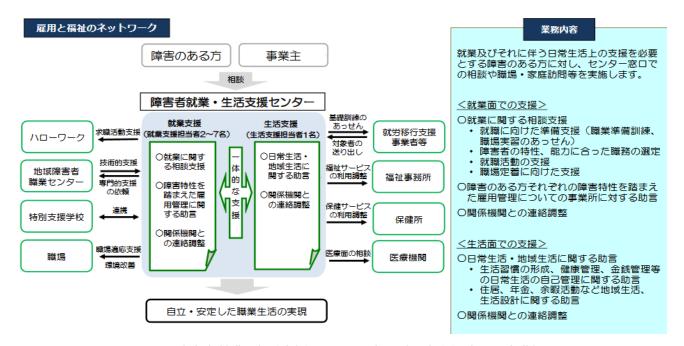
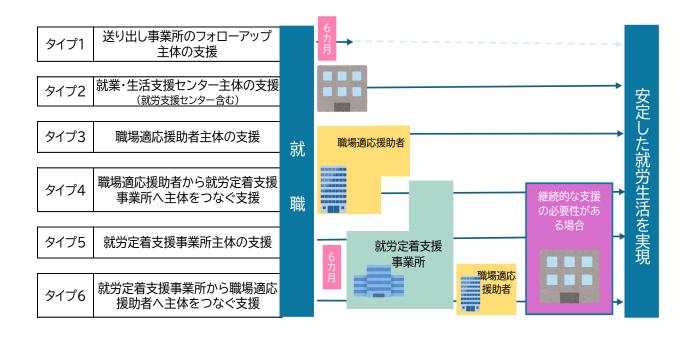


図: 障害者就業・生活支援センターの概要(厚生労働省より出典)

<図出典:https://www.mhlw.go.jp/content/11704000/001242593.pdf>

障害者就業・生活支援センターへの依頼に当たっては、サービス終了後の継続的な支援の必要性を精査せず、支援期間が終了したことをもって一律に引継ぐことはしないようにし、企業内におけるナチュラルサポートの状況や本人を取り巻く現状など、障害者就業・生活支援センターへ引き継ぐ具体的な課題やその課題に対するこれまでの取り組みの変遷などについて、事前に共有し、時間的な猶予をもって引継ぐなど丁寧な連携が必要になります。まず、障害者就業・生活支援センターの実施する定着支援としての関わりは、就労定着支援サービスとは異なる点があることは利用者本人に対して、十分に説明します。そして、利用者本人の抱えている課題の内、どの課題に対してどのようなサポートがあるといいのか、どのように解決できるといいのか等の点について、利用者本人の意向や考えを十分に把握した上で、障害者就業・生活支援センターの担当者と協同して、支援の引継ぎを行うことが大切です。

この支援の引継ぎにおいては、就労定着支援事業所と本人、障害者就業・生活支援センター間だけで成立 させるのではなく、雇用先となる企業担当者,相談支援事業所担当者やその他の本人に関わる支援機関の 担当者も含めて、引継ぎとそれに伴う新たな支援体制への移行を円滑に進めるための取り組みが必要とな ります。



34. 自治体設置の就労支援センターとの連携

市区町村には、障害者の就労支援センターを独自に設置している地域もあります。この就労支援センターは、各市区町村がそれぞれの条例や要綱等で定め設置しており、その運営においても各市区町村が直営しているものから、社会福祉法人や社会福祉協議会、NPO法人等に委託しているものまであります。

こうした就労支援センターも、企業等で働く障害者にとって重要な地域の支援機関となります。就労定着支援事業所のサービス終了後の相談機関として連携や支援の引継ぎを行うことも考えられます。就労支援センターの中には、地域の余暇活動や働く障害者へのリスキリングなどを見越したプログラムを設置しているセンターもあります。就労定着支援事業所の担当者は、こうした就労支援に関わる地域の支援機関とも、ネットワークを形成していくことが大切です。

35. 質の高い就労定着支援における事例

(1) 事例1:支援の見える化と支援量の最適化

質の高い就労定着支援を実施するには、日々の利用者の様子をどれだけ細かく把握できるか、サポートや調整が必要な時に、より適切なタイミングで最適な量のサポートや調整を提供できるか等が重要になります。 就労定着支援では、月1回以上の面談や職場訪問等による本人の様子や状況の把握を行うことが求められていますが、この月1回から複数回程度の電話やメール等による連絡や対面による面談等のみで、ニーズが発生しているタイミングで最適な量のサポートを実現できるのかという点については、難易度が高いことが考えられます。

こうした点を解消するためには、デジタルツールとして、雇用管理を「見える化」しているツールやアプリケーション、オンラインフォーム等の利用が有効になる場合もあります。例えば、障害のある従業員の雇用管理として、日報入力機能や日々の体調管理や困っていることの入力などができるデジタル記録を活用し、リアルタイムで社内の担当者のほか、必要に応じて就労定着支援事業所や計画相談支援の担当者、送り出し事業所の担当者、家族等と、本人の日々の状態や状況を共有することにより、企業の担当者との情報共有の空白時間や遅延などを最小限に留めることができ、さらに、誰がどのように、本人の状態へアプローチをするのか、役割分担やそれぞれのサポートのタイミングの最適化に取り組んでいる事例があります。

こうしたデジタルツールに日報を入力することやアプリケーションを使うことは、働き始めてから利用を始めるよりも、訓練段階からこうしたデジタルツールやアプリケーション、オンラインフォームの活用に慣れていくことで、よりスムーズな就労定着支援の実施が期待できます。





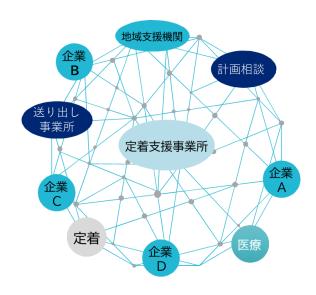
(2) 事例2:企業との連携:就労定着支援事業所が中心となり企業同士の学びあいのネットワークを形成する

企業との連携は、就労定着支援事業所の感じている課題の1つになっていることが報告されています(山口ら,2024)。雇用管理における悩みや障害のある従業員の活躍や同僚との関係など、日々様々な課題があります。就労定着支援事業所と企業との連携の好事例としては、就労定着支援事業所がハブとなり、複数の企業とその地域の支援機関を巻き込み、協働した学び合いのネットワークを構築し、企業の抱える課題をケース事例として共有し、その課題解決の方向性や道筋、地域の他の支援機関との関係づくりなどを行う事例があります。

就労定着支援事業所と企業との連携では、一対一の連携関係に着目されがちですが、就労定着支援事業所が関わる企業同士をつなぎ、共通する課題やそれぞれの工夫を共有することで、福祉側の支援機関との関係だけでは、気付きにくかったポイントやアイデアを得るきっかけになることもあります。

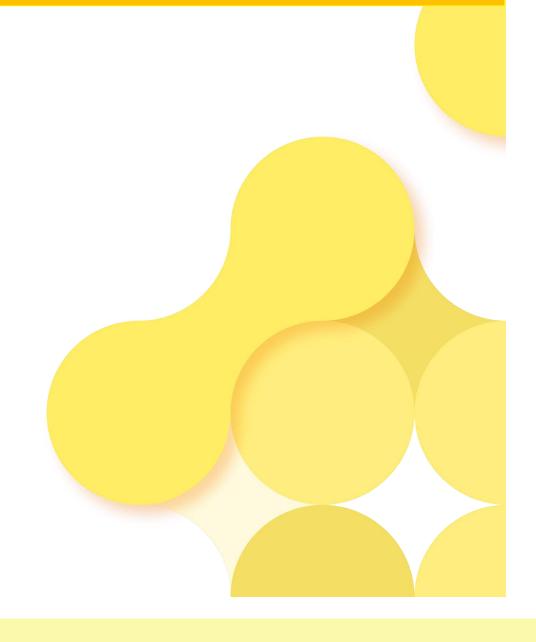
就労定着支援事業所の行う連携としては、働いている個人の支援に着目して企業と連携することはもちろんですが、就労定着支援事業所のサービス終了後も障害のある従業員はその企業で働きつづけることが前提になりますので、そのためには、企業が障害のある従業員の安定した就労と生活を実現するため雇用管理の工夫や職場内のコミュニケーションを充実させ、障害のある従業員の活躍を引き出す社内のネットワークを形成できるようになることが大切です。

そのためには、就労定着支援事業所の役割として、どのような機会の創出ができるのか、相互のノウハウをどのように企業と共有し、障害のある従業員に関わる他の支援機関と企業をつなぐことができるのかということについて、柔軟な視点で捉えていくことも大切です。





「就労定着支援の質を高めるための支援マニュアル」 - 就労定着支援の計画相談に関わる支援者向け-



<目次>

1.広義の就労定着支援と狭義の就労定着支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
2.企業に就職した場合の、安定した就労と生活を実現するためのアプローチの種類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
3.就労定着支援の地域資源としての機能・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
4.就労定着支援の仕組み・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
5.就労定着支援の制度設計と特定相談支援事業所との役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
6. 質の高い就労定着支援のための工夫・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
7. 就労定着支援における連携のポイント・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
8.安定した就労と生活のための支援のポイント・・・・・・・・・・・・・・・・・12
9. 安定した就労と瀬克のためのチェックリスト・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・14
10. サービス終了を見越した支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

本マニュアルは、令和 6 年度厚生労働省科学研究費((23GC1010)「質の高い就労定着支援のためのマニュアルに関する研究」 の成果物の一部です。

1. 広義の就労定着支援と狭義の就労定着支援

就労定着支援は、障害のある方の日々の「働く」を支え、安定した就労と生活を実現し、日々をウェルビーイングな状態に近づけ、職業人としての自立を支えるために働き始めから一定の期間をその対象期間として支援するものです。

本マニュアルでは、便宜上、就労定着支援事業所を除く就労系障害福祉サービス事業所や障害者就業・生活支援センターや自治体設置の就労支援センターなどの実施する、就職後の職場への定着を目的とする支援を、広義の就労定着支援として「定着支援」とします。

また就労定着支援事業所の実施する狭義の就労定着支援を「就労定着支援」として、分けて記載をします。 以下に示す「企業に就職した場合の、安定した就労と生活を実現するためのアプローチの種類」において、就 職後のフォローのタイプのうち、タイプ1、2、3、は定着支援に分類され、タイプ4、5、6は就労定着支援事業 所が実施する部分は就労定着支援に該当します。

広義の就労定着支援

就職へ送り出した 就労系サービス支援事業所(就労定着支援事業所除く) 障害者就業・生活支援センター 就労センター等の実施する <mark>定着支援</mark>

狭義の就労定着支援

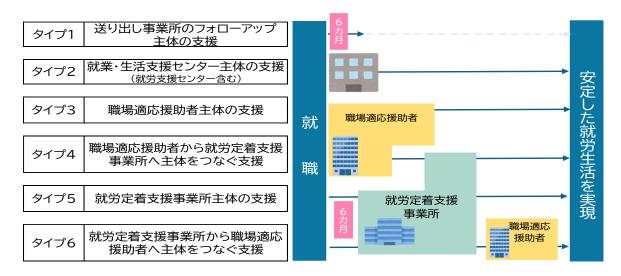
就労定着支援事業所 の実施する <mark>就労定着支援</mark>

2. 企業に就職した場合の、安定した就労と生活を実現するためのアプローチ

障害のある方が就職した場合,安定した就労と生活を実現するまでの過程として、複数のサポートのアプローチがあります。ここでは代表的なタイプについて紹介します。

タイプ1の支援の場合では、その後の本人の状況や職場環境の変化によって、タイプ2,タイプ3やタイプ5 へ移行していく場合も考えられます。なお、タイプ4、タイプ5、タイプ6で就労定着支援の利用を考える場合には、その期間が就職後から3年6カ月以内であることに留意が必要です。

このマニュアルでは、タイプ4、タイプ5、タイプ6の就労定着支援事業所を利用する支援におけるポイント や留意点を中心に紹介をします。



- (1) タイプ1では、送り出し事業所(就労移行支援事業所、就労継続支援事業所、生活訓練事業所等の障害福祉サービス事業所)から、企業に就職した場合、就労移行支援事業所は就職後 6 カ月の定着支援が義務となっており、その他の事業所は、努力義務になっています。この 6 カ月の定着支援の期間を通じて、本人の安定した就労と生活を目指します。
- (2) タイプ2では、就職が決定した段階又は就職が決まる前の段階から、障害者就業・生活支援センターや 自治体設置の就労支援センターを利用し、センターの支援を受けて就職した方などに対して、就職後の定着 支援を行うものです。センターの利用期間に定めはありませんが、センターが中心となり、職場の上司や同僚、 関係機関などと連携しながら、安定した就労と生活の実現を目指します。
- (3) タイプ3は、就職が決定した段階又は就職後に職場適応上の課題が生じた段階で、職場定着に職場適応援助者による支援の利用が必要だと判断された場合、職場適応援助者による職場への定着支援を受けながら安定した就労と生活を目指すものです。
- (4) タイプ4は、職場適応援助者による支援を経て、その後に就労定着支援事業所へ支援を引き継ぐものです。その対象者が障害福祉サービス事業所を経て企業を就職していることが条件となります。この場合、

就職した日から6月が経過し、職場適応援助者による支援が終了している場合、就労定着支援を利用することが可能です。ただし、地域障害者職業センターの配置型職場適応援助者(配置型ジョブコーチ)と協同して支援をする必要がある場合は、その後も同時に利用可能です。

- (5) タイプ5は、就労系障害福祉サービス事業所を経て企業に就職している場合、就職後6カ月が経過した日から就労定着支援事業所による就労定着支援を受けることができます。この支援期間は最大 3 年間(就職した日から最大3年6カ月)です。この就労定着支援事業所による就労定着支援において、同法人に訪問型職場適応援助者がいない就労定着支援事業所の場合は、配置型職場適応援助者との協同支援も可能です。また定着支援事業所と訪問型職場適応援助者が援助を行い、その援助に職場適応援助者助成金の申請を行う場合は、当該申請に係る援助を行った利用者に対する当該月の就労定着支援サービス費は算定するできないため留意が必要です。
- (6) タイプ6は、就労定着支援事業所の支援による過程で、職場の配置転換や職務内容などの変更があり、 改めて環境調整や状況の立て直しが必要な場合には、職場適応援助者の支援を利用することができます。こ のようにそれぞれの制度の内容や利用条件などを正しく理解した上で、安定した就労と生活を実現するため に最適な道筋を考えていく必要があります。
- (7) タイプ3とタイプ6を組み合わせた場合には、就労定着支援事業所の提供するサポートと職場適応援助者による支援の両方の趣旨や手続きに必要な期間やタイミングなどに十分留意し、支援の方向性やこれまでの変遷についても関係者間でしっかりと情報共有する必要があります。

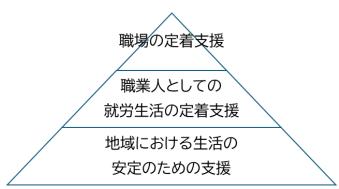
3. 就労定着支援の地域資源としての機能

就労定着支援は、働く本人が、日々を前向きに捉え、自分らしいと感じられる選択や場面を日常のなかで 実現できるように支援することです。「働き続ける」ことを支える上での支援の質の高さとは、「辞めさせな いための支援」ではありません。働く当事者である本人が、悩みや課題は感じつつも前向きに自身の生活や 職業生活を豊かにできるように取り組めている状態を実現できることが大切です。

就労定着支援事業所は、本人と本人に関わる企業や支援者などが、何か課題が生じても解決に向けて協働ができるという安心を感じている状態を形成できるように、就職後 6 月以降から最長3年間を支援することができます。

就労定着支援事業所は、本人の職場への定着と日常生活と地域生活を支える地域の資源や仕組みを関係者と共に整え、本人のニーズや状態に応じて、適切な支援へ繋がれるようにサポートします。

就労定着支援は、こうした課題に対して包括的なアプローチとして、職場と日々の生活と地域生活のそれ ぞれの側面を捉えながら、本人が社会のなかでその人らしい職業人としての自立を目指す過程を支えるこ とを目指しています。よって就労定着支援事業所は、本人のニーズに応じて資源を選択できるように、地域 の多様な社会資源を知り、働く障害者を支え続けることができる仕組みとしてどのような活用が可能である のか、地域の資源が相互に開かれた関係を形成できるのかについて検討し、主体的に働きかけることも役 割として期待されています。この地域資源の開拓や地域資源と相互に開かれた関係を構築する上でも、当事者の特定相談支援事業所の方と連携は重要になります。



障害のある方の就労定着支援を一定の期間、継続的に実施する代表的な事業所として就労定着支援事業 所があります。企業就労までに利用していた就労系障害福祉サービス事業所等(以下、送り出し事業所)には、 就職後 6 か月間の定着支援を実施することが求められています。

送り出し事業所の種別により、その定着支援の実施に対する義務の範囲は異なります。送り出し事業所が 就労移行支援事業所の場合は、この 6 カ月は義務として実施することが求められています。その他の就労継 続支援 A 型事業所、就労継続支援 B 型事業所、生活訓練(自立訓練)事業所、生活介護事業所から企業就職 する場合には、定着支援の実施は努力義務として求められています。

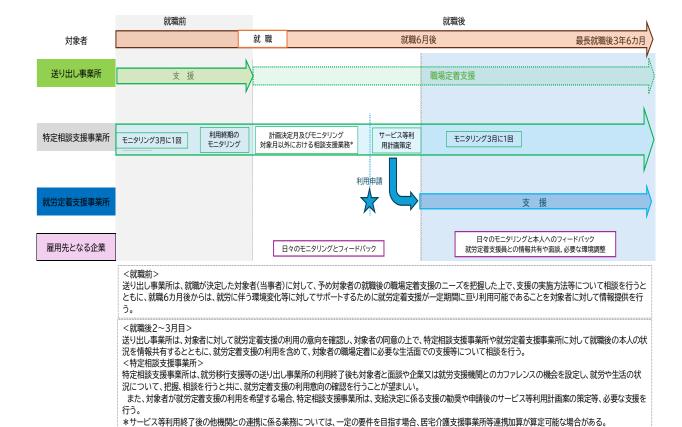
4. 就労定着支援の仕組み

つまり、企業就職後の 6 カ月以内は、企業就職後の環境変化や生活変化への適応として重要な時期となりますので、この期間は、サービス利用時の本人の様子を十分に理解している支援者が中心となり、就職後の日々のフォローや企業との橋渡しを行うことが重要になります。

就職後 6 カ月後からは、就労定着支援事業所を利用することが選択された場合には、就労定着支援事業 所が最長 3 年間の間、就労と生活に伴う生活支援を行うことで、特段の支援がなくても本人が職業人とし て、働き続けられるように適応していけるように支援します。

5. 就労定着支援の制度設計と特定相談支援事業所との連携

この就職後の就労定着支援に関わる制度は、以下の図のようになっています。就労定着支援に関わる事業所としては、送り出し事業所、就労定着支援事業所、特定相談支援事業所(セルフプラン申請による利用の場合は除く)との連携が密接に連携していくことが重要になります。 また令和6年4月からは、送り出し事業所から就職先への移行について、労働時間延長支援型や復職支援型とよばれる、段階的な企業への移行の支援も整備されたことから、就労定着支援への接続においても、理解しておくことが大切です。



<就職後4~5月目>

送り出し事業所は、対象者が就労定着支援事業の利用申請した場合、就労定着支援による支援の円滑な開始に向けて、就労定着支援事業所、企業との支援の方向性の共有や必要な連絡調整を行う。

<就職後6月以降>

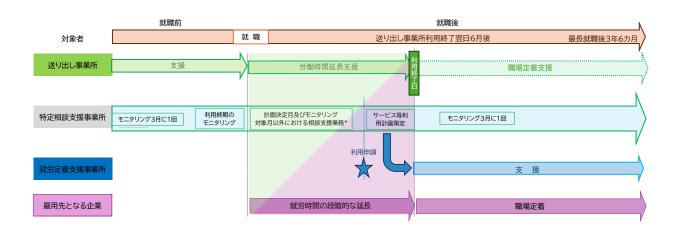
送り出し事業所は、対象者の希望や就労状況、就労移行支援事業所等の支援状況等を踏まえて、就労定着支援計画を策定し、対象者に提示すると共に、就労定着支援の結果に沿って必要な支援を行う。

送り出し事業所は、①通常の事業所に新たに雇用された障害者の就労定着支援に係る利用の意向を確認するとともに、②当該障害者に就労定着支援に係る利用の希望があるときは、職場定着のための支援の義務(・努力義務)期間である就職後6月(通常の事業所に雇用された後に労働時間の延長の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とする者として、就労移行支援等を利用した場合(当該利用形態を以下「労働時間延長支援型」という。)は、当該就労移行支援等の終了日の翌日から起算して6月、休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とする者として、就労移行支援等を利用した場合(当該利用形態を以下「復職支援型」という。)は、復職した日を1日目として6月)経過するまでの間に就労定着支援事業者、特定相談支援事業者その他関係機関との連絡調整に努めなければならないとされています。

詳細は『障障発0329第7号<令和6年3月29日>就労移行支援事業、就労継続支援事業(A型、B型)における留意事項について https://www.mhlw.go.jp/content/001261445.pdf』を参照。

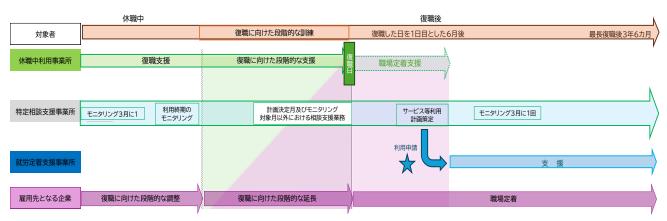
(1) 労働時間延長支援型

労働時間延長支援型は、企業における労働時間が概ね週 10~20 時間から段階的に労働時間の延長を 想定している場合を対象としています(若林,2024)。労働時間延長支援型の目標が達成されて(=目標と していた勤務時間まで移行して)終了となった場合、まず、終了後の 6 カ月は、労働時間延長支援型の支援 を行っていた就労系障害福祉サービス事業所による定着支援の期間となります。この6カ月の後も継続して 定着支援が必要な場合には、支援機関(就労定着支援事業等)に対して早期から連絡調整を行い、次の段階 に向けての準備を行っていく必要があります。就労定着支援事業所の利用が開始できるのは、送り出し事業 所の利用終了日の翌日から6月後からとなります。



(2) 復職支援型

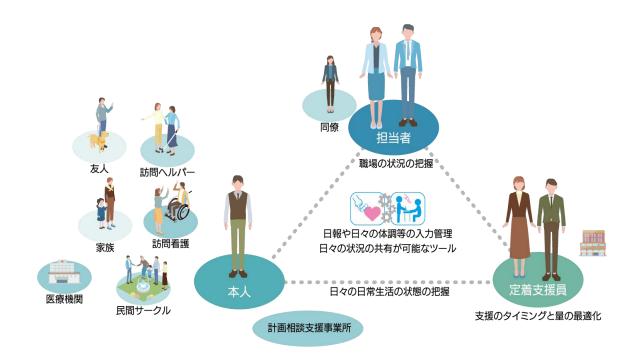
復職支援型は、通常の事業所に雇用されている障害者であって、休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするものを対象に、令和6年3月29日付「就労移行支援事業、就労継続支援(A型、B型)における留意事項」に記載されている利用条件を満たしている場合に利用できます。復職支援型の目標が達成されて(=目標としていた復職になる)終了となった場合、まず、復職日翌日から6カ月は、復職支援型の支援を行っていた就労系障害福祉サービス事業所による定着支援の期間となります。この6か月間の後も定着支援が必要な場合には、支援機関(就労定着支援事業等)に対して早期から連絡調整を行い、次の段階に向けての準備を行っていく必要があります。就労定着支援事業所の利用が開始できるのは、復職した日を1日目として6月後からとなり、最長復職後3年6カ月までです。



6. 質の高い就労定着支援のための工夫

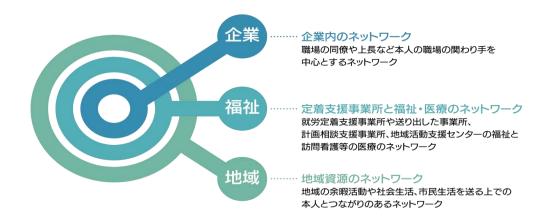
質の高い就労定着支援を実現するためのポイントとして、代表的なポイントとして「支援の見える化」、「ネットワークによる支援」、「本人のマインドの設定」があります。この3つのポイントを意識して就労定着支援を行うことで、結果として安定した就労と生活を実現することに繋がり、質の高い就労定着支援を実施することが可能になります。

(1) Point1: 支援の見える化



質の高い就労定着支援のためには、月に 1 回程度の本人との面談や確認だけでは、本人の状態の把握や職場での状況の把握、日常生活の安定の程度の把握などを十分に行うことが難しい場合もあります。一方で定着支援事業所の職員体制や事業所運営の状況などから、対面での支援の頻度を増やしていくことだけをその解決策として取り組むことに限りがある場合もあります。大切なことは日々の本人の状況や職場の状況の把握を適切に適宜捉えることができ、支援のタイミングとその介入の程度の最適化を試みることです。そのためには、電話やメール、対面の支援に加えて、次の面談や確認日までの本人の状況などの情報の隙間を埋めていくことが大切です。この日々の本人の状態の見える化には、日報管理や労務管理等の入力ができるデジタルツールが効果を発揮することがあります。特定の障害者の雇用管理や日報入力等を通じて支援をするツールもあれば、オンラインフォームなどを用いて、毎日入力をすることで、その情報を事業主と支援者側で共有するという方法で、利用者の日々の状態と職場の状況を把握し、就労定着支援事業所の支援として適切なタイミングで支援を実施することが期待されます。

(2) Point2:ネットワークによる支援

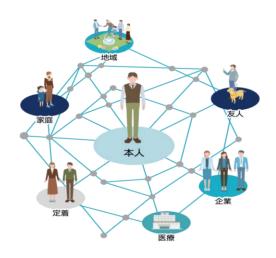


本人の安定した就労と生活を実現するためには、複層的なネットワーク支援の体制を構築し、本人を含めた支援に関わる関係者間でそのネットワークを理解していることが大切です。このネットワークの中心は、あくまでも利用者本人となりますが、企業内のネットワークと就労定着支援事業所と福祉・医療のネットワーク、地域資源のネットワークが複層的に構築されていることが大切です。このネットワーク内では、情報交換や相談ができ、状況に応じては、具体的なサポートやフォローが実施されることがその機能として求められます。

企業内のネットワークは、職場内の同僚や上長など本人の職場の関わり手を中心とするネットワークです。 そして就労定着支援事業所と福祉・医療のネットワークでは、就労定着支援事業所や送り出した事業所、計画 相談支援事業所、地域活動支援センターなどのこれまでに本人に関わりのある福祉の関係機関や、訪問看護 や医療機関などの本人とかかわりのある医療を含めた関係者で構築されるネットワークです。

地域資源のネットワークは、本人の余暇活動や日常生活、地域生活として市民として生活を送るうえでの本 人とつながりのある関係者や組織で構成されるネットワークです。

就労定着支援事業所は、この企業内のネットワークと地域資源のネットワークの複層的ネットワークをつな ぐハブとしての機能や役割もあります。本人の状況やニーズやそのニーズの変化に応じてこれらのネットワークと協働しながら本人が安定した就労と生活を実現できるように働きかけていくことが大切です。



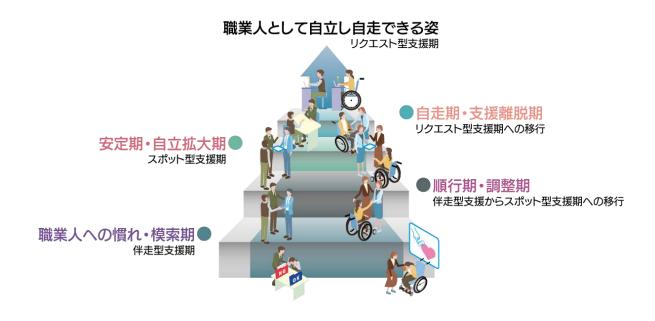
(3) Point3:本人のマインドの設定

就労定着支援の利用サービス開始において、就労定着支援サービスはあくまでもサービス終了後にその働く本人の自立を目指すためサービスであり、これまでの「働くことを目指す」ための訓練ではなく、「働き続けられ、安定した就労と生活を実現する」ための訓練の要素が含まれるサービスであることを利用者である本人が理解することが大切です。

サービス利用開始時には、本人と就労定着支援事業所、雇用先となる企業との間で、サービス利用後の最長3年後に、自分がどのような姿として働けているのかという点について、イメージとそれに向けた現状の課題や生じやすい課題の予測、課題が生じた場合の工夫の見通しについて、きちんと共有できていることが大切です。

こうした対話を通じたイメージの共有やその利用目的の共有に対して、十分に時間を確保できていない場合には、就労定着支援事業所の支援者が良かれと思う支援にとどまることもあり、利用している本人は、サービス利用にあたり、安心させてもらうお守りとしての役割だけを就労定着支援事業所に求めるような表面的な理解に留まることも考えられます。

就労定着支援サービス利用をすることは、安定した就労と生活を実現し、本人が長い職業人としての人生を通じて自分らしいと感じられるキャリアを重ね、豊かな人生を生きていくことを目指すための訓練的要素のある期間であることを理解していくことが、すべての関わる関係者に求められるところです。



7. 就労定着支援における連携のポイント

相談支援事業所は、利用者の権利擁護の視点に立って利用者の生活全般にかかわるという役割が求められています。数多くの相談事案を抱える中で、上記に示した 3 つのポイントを押さえた支援活動を行うためには、就労定着支援事業所との密な連携とともに、利用者にかかわる地域の関係者との協力体制が不可欠です。その協力体制づくりの上で重要なポイントを示します。

(1) 就労支援と相談支援の目線合わせ

相談支援は利用者の想いと権利擁護の視点を踏まえ、就労や生活で生じている課題を捉え、周囲の環境調整や地域資源の活用によって、その課題を解決するための取り組みが求められます。利用者の想いに沿った就労のイメージを踏まえつつ、利用者自身が向き合わなければならないハードルや工夫について、就労支援に関わる支援者と相談支援者が、相互の専門性を理解した上で目線を合わせて協働することが重要です。

(2)「自分らしく働く」価値の支援者間の共有

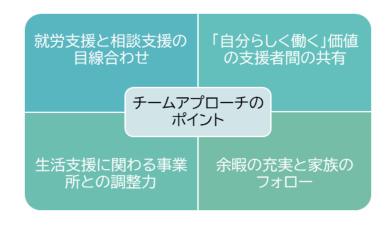
就労支援は利用者が「自分らしく働く」という生きる上での社会の一員としての在り方や自己実現につながる機会を提供しています。就労支援においては、相談支援者も一般就労と福祉的就労の違いを十分に理解した上で、本人が「自分らしく働く」ことを目指す上で、どのような働くカタチが現時点において適切であるのか、中長期な目標としてどのようなステップいくのかという支援アプローチについて、関係者間で共通のイメージを持てていることが大切です。

(3) 生活支援に関わる事業所との連携

利用者の中にはヘルパーやグループホームなどの生活支援を受けながら就労する事例も多くあります。就 労先に同行する行動援護ヘルパーやグループホームの世話人あるいは他の利用者、家事援助ヘルパーといった居宅介護支援事業所や自立生活援助事業所の職員やグループホームなどの関係者等との情報共有や関係づくり行うことは大切です。こうした関係者と日頃から連携できる体制を構築しておくことで、就労先で起こるトラブルを未然に防ぐことが可能になることもあります。就労と生活の安定にとって、相談支援事業所と生活支援に関わる事業所との日頃からの連携は重要な意味があります。

(4) 余暇の充実と家族のフォロー

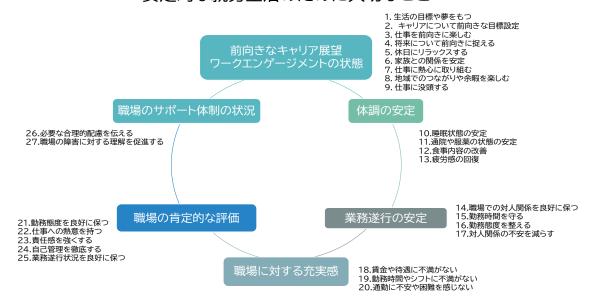
帰宅後や休日の過ごし方が就労と生活の安定には大きく影響します。翌朝あるいは週明けに元気に職場に出勤するためには、余暇を充実させることが大切です。余暇の支援に力を入れている就労系の事業所や企業もありますが、仲間同士で休日に買い物へ行く、映画鑑賞やスポーツなどのレクリエーションを企画するなどを通して、孤立を防ぐ仲間づくりを行うなど、職場以外の他者との関わりの接点を増やすことも大切な視点です。また、ご家族が就労定着支援事業所や企業との意思疎通がうまく行くように調整を図るなど、家族状況の変化により、利用者と家族の関係が不安定にならないような対応が出てくる場合もあります。



8. 安定した就労と生活のための支援のポイント

安定した就労と生活のためには、働く当事者である本人とその環境として大切な6つの要素と27の項目があります。就労定着支援事業所の支援員は、これらのポイントをアセスメントしながら、安定した就労と生活を実現できているか、どこに調整や工夫の改善が必要なのかについて、整理しています。

安定的な就労生活のために大切なこと



Copyright©A.YamaguchiLab 2024 All Rights Reserved

(1) 本人の前向きなキャリア展望とワークエンゲージメントの状態

まず本人にかかわる大切なこととして、まず働く本人自身が「前向きに自分のキャリアの展望をもてていることとワークエンゲージメントを感じていること: (以下前向きなキャリア展望とワークエンゲージメントの状態)」が大切になります。 前向きなキャリア展望とワークエンゲージメントの状態には、9つのポイントがあります。まず1つめは、当事者が生活の目標や夢などを持てているという点です。そして2つめは、自分の将来や今後のキャリアについて前向きな目標設定をしていることが重要です。

	I. 本人の前向きなキャリア展望とワークエンゲージメントの状態
1	生活の目標や夢などをもっている
2	自分の将来や今後のキャリアについて前向きな目標設定をしている
3	仕事をすることを前向きに楽しんでいる
4	本人や自分の将来について前向きに捉えられている
5	休日には、何かリラックスできる過ごし方ができている
6	家族との関係が安定している
7	仕事について熱心に取り組んでいる
8	本人が地域でのつながりや余暇を楽しむことができている
9	仕事をすることに没頭している

(2) 本人の体調の安定

安定した就労には、本人の気持ちの部分だけでなく、体調が安定していることも大切です。体調の安定としては、睡眠状態が安定していることや、通院や服薬の状態が安定していること(又は服用しなくてよいこと)、食欲低下や食事内容の悪化がないこと、疲労感あっても日々の休息で回復していることなどを支援者の視点では確認してみましょう。

Ⅱ. 本人の体調の安定		
1	睡眠状態が安定している	
2	通院又は服薬状態等が安定している(又は服用しなくてよい)	
3	食欲の低下や食事の内容の悪化がない	
4	疲労感はあっても、回復している	

(3) 職場の本人の様子の安定や充実感

職場において、本人に対人関係にトラブルがないことや不安ない状態であることはもちろんのこと勤務時間の遵守や勤務態度について課題がないことも大切な視点です。また本人が職場に充実感を感じていることも大切です。職場の通勤への不満や困難がないこと、勤務時間やシフト等に対して不満がないこと、賃金等の処遇について不満がないことなどの視点から確認してみましょう。

Ⅲ. 本人の業務遂行の安定				
1	職場における対人関係において課題がない			
2	職場における勤務時間の遵守について課題がない			
3	職場における勤務態度について課題がない			
4	職場における対人関係において不安を感じていない			
IV. 本人の職場に対する充実感				
1	職場における賃金等の処遇について不満を感じていない			
2	職場における勤務時間やシフト等について不満を感じていない			
3	職場への通勤について不安や困難を感じていない			

(4) 職場の評価とサポート体制

職場の上長からみた本人の評価がどのような評価であるのかという点も安定した就労と生活には影響してくる。特に上長からみて、本人の業務遂行状況や勤務態度、仕事への熱意、本人の責任感、体調や服薬等に関する自己管理に対する評価が良い状態にあることを確認することが大切です。また職場でのサポート体制として、合理的配慮が適切に提供されているか、職場の障害に対する理解が十分であることも同様に大切になります。

V. 上長の本人の評価 職場の上長からみて勤務態度に対する評価が良い 2 職場の上長からみて仕事への熱意に対する評価が良い 3 職場の上長からみて責任感に対する評価が良い 4 職場の上長からみて自己管理(体調・服薬等)に対する評価が良い 5 職場の上長からの業務遂行状況に対する評価が良い VI. 職場のサポート体制の状況 職場の合理的配慮が適切に提供されている 1 2 職場の障害のある従業員への理解が十分である

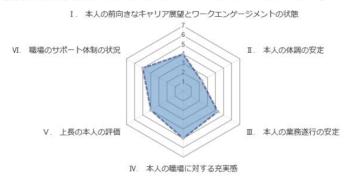
安定した就労と生活のためのチェックリスト

みんなの質の高い就労定着支援: https://www.retentionforall.org/ では、安定した就労と生活 を実現するためのチェックツールやその使い方などのガイドブックを公開しています。

企業向けのチェックツールもありますので、ご確認いただくと、上記の観点を整理してレーダーチャートで その確認の観点を整理することが可能です。

定着状況評価チェックシート<レーダーチャート>





<結果のまとめ>

現在の定着状況は、

- I. 本人の前向きなキャリア展望とワークエンゲージメントの状態: 4
- Ⅱ. 本人の体調の安定: 2.3 Ⅲ. 本人の業務遂行の安定: 4.3
- IV. 本人の職場に対する充実感:5 V. 上長の本人の評価: 4
- VI. 職場のサポート体制の状況:5

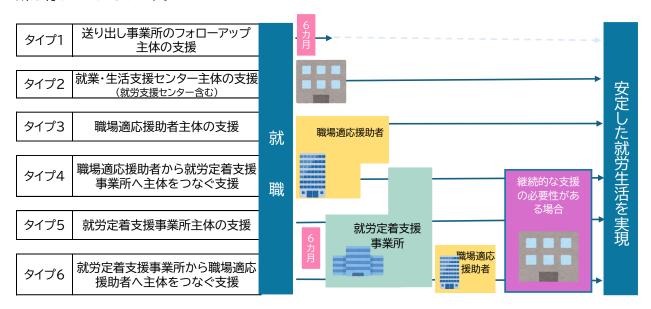
領域スコアの低い項目の内容を確認し、本人や職場の担当者と対話をしてみましょう。

Copyright©A.YamaguchiLab 2024 All Rights Reserved

10.サービス終了を見越した支援

就労定着支援サービスは就職日から最長3年6カ月までがその支援期間となっています。就労定着支援事業所は、支援終了後において、本人、事業主,関係機関等から障害者の就労定着のための必要な協力が求められた場合には、関係機関と協力して対応することに努めることが求められています。こうしたサービス終了後の引き続きの就労定着支援事業所の支援の実施を促すことを見越して就労定着実績体制加算は設定されていると説明されています。

実際のサービス終了後に具体的に継続的な支援の必要がある場合には、地域の障害者就業・生活支援センターや自治体設置の就労支援センターへその定着支援が引き継がれることもあります。ただし、これらの障害者就業・生活支援センター、就労支援センターの実施する定着支援は、就労定着支援事業所が実施してきた支援とはまたその視点や介入のポイントが異なる場合もあります。こうした点を踏まえてサービス終了後の見通しについて本人へ伝え、その後に関わることとなる支援機関への引き継ぎ支援を就労定着支援事業所は行うことになります。



就労定着支援事業所は、支援サービス終了前の6月を目安に、サービス終了後を見越した現状のアセスメントやサービス終了後の地域資源の整理などを行うことが一考されます。こうした段階的な準備と関係機関との調整が、円滑なサービス終了後への移行を実現することには大切になっています。相談支援事業所の方には、サービス終了後の本人の地域生活を充実させるための地域資源の情報などについて就労定着支援事業所の担当者と情報共有するなど、円滑なサービス終了に向けた取り組みの協同が大切になります。

サービス終了後を見越した本人の状況のアセスメント 雇用環境のナチュラルサポート形成状況の確認 サービス終了6月より前 サービス終了後を見越した本人の支援ニーズに対する意向の確認 雇用先の担当者のサービス終了後の支援の必要性に対する見解の確認 他機関の支援者とのサービス終了後の支援の必要性に対する意見交換 6月前 サービス終了後の引継ぎ支援に向けた記録の整理やケース会議の調整 サービス終了後の引継ぎのためのケース会議等の実施 5月前 サービス終了後を見越した引継ぎのための支援 4月前 (引き継ぎ先となる機関への同行訪問,職場担当者,家族との顔合わせなど) 引き継ぎ資料の作成 3月前 サービス終了に向けた関係者との情報共有 サービス終了後の本人に係る地域資源の整理 引き継ぎ先となる機関からの懸念事項や確認事項の確認 2月前 本人のサービス終了後の見通しや状況に対する心配事項などがないかの確認 1月前 サービス終了後の引継ぎ支援に向けた記録の整理やケース会議の調整 サービス終了後を見越した引継ぎのための最終ケース会議 サービス終了月 (引継ぎ先となる機関への同行訪問,職場担当者,家族との顔合わせなど)

引継ぎ先となる機関からの要請又は状況に応じて必要なフォローの実施



サービス終了後





「就労定着支援の質を高めるためのガイドブック」 -障害者を雇用している企業担当者向け-



<目次>

1.広義の就労定着支援と狭義の就労定着支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
2.企業に就職した場合の、安定した就労と生活を実現するためのアプローチの種類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
3.就労定着支援の仕組み・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
4.制度の仕組み・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
5.質の高い就労定着支援のための工夫・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
6. 職場への定着のステップと連携のポイント・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
7. 職場定着のための支援と企業内の支援者:職場適応援助者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
8.職場定着のための支援と企業内の支援者:職業生活相談員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11
9.ナチュラルサポート体制構築のための支援・・・・・・・・・・・・・・・・12
10.ナチュラルサポートの状況チェックシートの活用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・14
11.質の高い支援を目指すためのポイント・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
12.安定した就労と生活のためのチェックリスト・・・・・・・・・・・・18
13.就労定着支援サービス終了までの流れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

本ガイドブックは、令和 6 年度厚生労働省科学研究費((23GC1010)「質の高い就労定着支援のためのマニュアルに関する研究」の成果物の一部です。

1. 広義の就労定着支援と狭義の就労定着支援

就労定着支援は、障害のある方の日々の「働く」を支え、安定した就労と生活を実現し、日々をウェルビーイングな状態に近づけ、職業人としての自立を支えるために働き始めから一定の期間をその対象期間として支援するものです。

本マニュアルでは、便宜上、就労定着支援事業所を除く就労系障害福祉サービス事業所や障害者就業・生活支援センターや自治体設置の就労支援センターなどの実施する、就職後の職場への定着を目的とする支援を、広義の就労定着支援として「定着支援」とします。

また就労定着支援事業所の実施する狭義の就労定着支援を「就労定着支援」として、分けて記載をします。 以下に示す「企業に就職した場合の、安定した就労と生活を実現するためのアプローチの種類」において、就 職後のフォローのタイプのうち、タイプ1、2、3、は定着支援に分類され、タイプ4、5、6は就労定着支援事業 所が実施する部分は就労定着支援に該当します。

広義の就労定着支援

就職へ送り出した 就労系サービス支援事業所(就労定着支援事業所除く) 障害者就業・生活支援センター 就労センター等の実施する

定着支援

狭義の就労定着支援

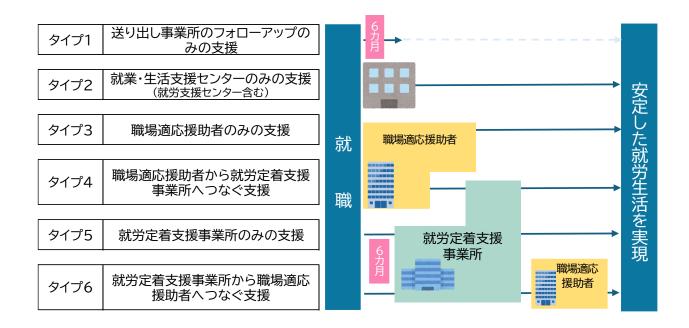
就労定着支援事業所 の実施する <mark>就労定着支援</mark>

2. 企業に就職した場合の、安定した就労と生活を実現するためのアプローチの種類

障害のある方が就職した場合,安定した就労と生活を実現するまでの過程として,複数のサポートのアプローチがあります。ここでは代表的なタイプについて紹介します。

タイプ1の支援の場合では、その後の本人の状況や職場環境の変化によって、タイプ2,タイプ3やタイプ5 へ移行していく場合も考えられます。なお、タイプ4、タイプ5、タイプ6で就労定着支援の利用を考える場合には、その期間が就職後から3年6カ月以内であることに留意が必要です。

このマニュアルでは、タイプ4,タイプ5、タイプ6の就労定着支援事業所を利用する支援におけるポイント や留意点を中心に紹介します。



- (1) タイプ1では、送り出し事業所(就労移行支援事業所、就労継続支援事業所、生活訓練事業所等の福祉サービス事業所)から、企業に就職した場合、就労移行支援事業所は就職後 6 カ月はフォローアップのための定着支援が義務となっており、その他の事業所は、努力義務になっています。この 6 カ月の定着支援の期間を通じて、本人の安定した就労と生活を目指すようになります。
- (2) タイプ2では、就職が決定した段階又は就職が決まる前の段階から地域の障害者就業・生活支援センター(就労支援センター含む)への相談や利用登録を経て、就職後にこれらのセンターが中心となり定着支援を行うものです。これらのセンターの利用期間の制限はないことから、安定した就労と生活が実現するまで必要に応じて支援が提供されます。
- (3) タイプ3は、就職が決定した段階で、職場定着には職場適応援助者による支援の利用が必要だと判断された場合、職場適応援助者による職場への定着支援を受けながら安定した就労と生活を目指すものです。
- (4) タイプ4は、職場適応援助者による支援を経て、その後に就労定着支援事業所へ定着支援を引き継ぐものです。この場合、その対象者が就労系サービス支援事業所を経て企業を就職していることが条件となります。この場合、就職した日から 6 カ月が経過し、職場適応援助者による支援が終了している場合、就労定着支援を利用することが可能です。
- (5) タイプ5は、就労系サービス支援事業所を経て企業に就職している場合、就職後から6カ月が経過した日から就労定着支援事業所による就労定着支援を受けることができます。この支援期間は就職した日から最長3年6カ月です。この就労定着支援事業所による就労定着支援において、同法人に訪問型職場適応援助者がいない就労定着支援事業所の場合は、配置型職場適応援助者との協同支援も可能です。また定着支援事業所が訪問型職場適応援助者が援助を行い、その援助に職場適応援助者助成金の申請を行う場合は、当該申請に係る援助を行った利用者に対する当該月の就労定着支援サービス費は算定するできないため留意が必要です。

- (6) タイプ6は、就労定着支援事業所の支援による過程で、職場の配置転換や人員配置の変更等、大きな環境調整に応じた状況の立て直しが必要な場合には、職場適応援助者の支援へ移行する場合です。このようにそれぞれの制度の設計や利用条件などを正しく理解した上で、安定した就労と生活を実現するために最適な道筋を考えていく必要があります。
- (7) タイプ3とタイプ6を組み合わせた場合には、就労定着支援事業所の提供するサポートと職場適応援助者支援事業との両方の趣旨や手続きに必要な期間やタイミングなどに十分留意し、支援の方向性やこれまでの変遷についても関係者間でしっかりと情報共有する必要があります。

3. 就労定着支援の仕組み

障害のある方の就労定着支援を一定の期間,継続的に実施する代表的な事業所として就労定着支援事業 所があります。企業就労までに利用していた就労系障害福祉サービス事業所等(以下,送り出し事業所)には、 就職後 6 か月間の定着支援を実施することが求められています。

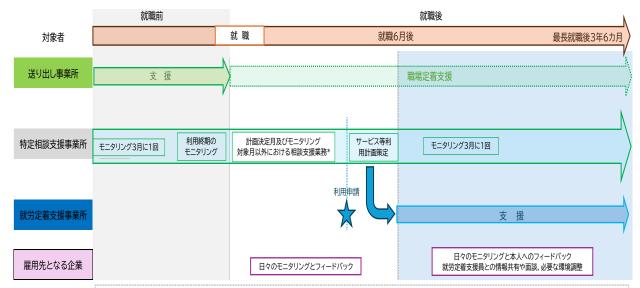
送り出し事業所の種別により、その定着支援の実施に対する義務の範囲は異なります。送り出し事業所が 就労移行支援事業所の場合は、この 6 カ月は義務として実施することが求められています。その他の就労継 続支援 A 型事業所、就労継続支援 B 型事業所、生活訓練(自立訓練)事業所、生活介護事業所から企業就職 する場合には、定着支援の実施は努力義務として求められています。

つまり、企業就職後の 6 カ月以内は、企業就職後の環境変化や生活変化への適応として重要な時期となりますので、この期間は、サービス利用時の本人の様子を十分に理解している支援者が中心となり、就職後の日々のフォローや企業との橋渡しを行うことが重要になります。

就職後 6 カ月後からは、就労定着支援事業所を利用することが選択された場合には、就労定着支援事業所が最長 3 年間の間、就労と生活に伴う生活支援を行うことで、特段の支援がなくても本人が職業人として、働き続けられるように適応していけるように支援します。

4. 制度の仕組み

この就職後の就労定着支援に関わる制度は、以下の図のようになっています。就労定着支援に関わる事業所としては、送り出し事業所、就労定着支援事業所、特定相談支援事業所(セルフプラン申請による利用の場合は除く)との連携が密接に連携していくことが重要になります。 また令和6年4月からは,送り出し事業所から就職先への移行について,労働時間延長支援型や復職支援型とよばれる,段階的な企業への移行の支援も整備されたことから,就労定着支援への接続においても,理解しておくことが大切です。



<就職前>

送り出し事業所は、就職が決定した対象者(当事者)に対して、予め対象者の就職後の職場定着支援のニーズを把握した上で、支援の実施方法等について相談を行うとともに、就職6カ月後からは、就労に伴う環境変化等に対してサポートするために就労定着支援が一定期間に亘り利用可能であることを対象者に対して情報提供を行う。

<就職後2~3月目>

送り出し事業所は、対象者に対して就労定着支援の利用の意向を確認し、対象者の同意の上で、特定相談支援事業所や就労定着支援事業所に対して就職後の本人の状況を情報共有するとともに、就労定着支援の利用を含めて、対象者の職場定着に必要な生活面での支援等について相談を行う。

<特定相談支援事業所>

特定相談支援事業所は、就労移行支援等の送り出し事業所の利用終了後も対象者と面談や企業又は就労支援機関とのカファレンスの機会を設定し、就労や生活の状況について、把握、相談を行うと共に、就労定着支援の利用意向の確認を行うことが望ましい。

また、対象者が就労定着支援の利用を希望する場合、特定相談支援事業所は、支給決定に係る支援の勧奨や申請後のサービス等利用計画案の策定等、必要な支援を 行う。

*サービス等利用終了後の他機関との連携に係る業務については、一定の要件を目指す場合、居宅介護支援事業所等連携加算が算定可能な場合がある。

<就職後4~5月目>

送り出し事業所は、対象者が就労定着支援事業の利用申請した場合、就労定着支援による支援の円滑な開始に向けて、就労定着支援事業所、企業との支援の方向性の共有や必要な連絡調整を行う。

<就職後6月以降>

送り出し事業所は、対象者の希望や就労状況、就労移行支援事業所等の支援状况等を踏まえて、就労定着支援計画を策定し、対象者に提示すると共に、就労定着支援の結果に沿って必要な支援を行う。

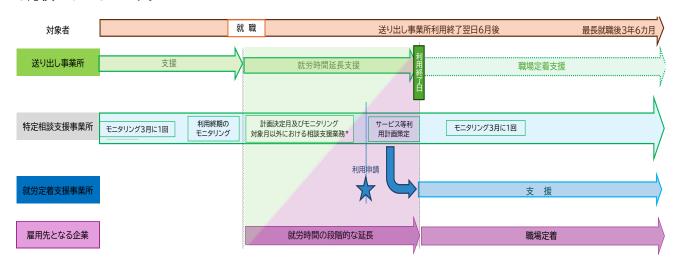
送り出し事業所は、①通常の事業所に新たに雇用された障害者の就労定着支援に係る利用の意向を確認するとともに、②当該障害者に就労定着支援に係る利用の希望があるときは、職場定着のための支援の義務(・努力義務)期間である就職後6月(通常の事業所に雇用された後に労働時間の延長の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とする者として、就労移行支援等を利用した場合(当該利用形態を以下「労働時間延長支援型」という。)は、当該就労移行支援等の終了日の翌日から起算して6月、休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とする者として、就労移行支援等を利用した場合(当該利用形態を以下「復職支援型」という。)は、復職した日を1日目として6月)経過するまでの間に就労定着支援事業者、特定相談支援事業者その他関係機関との連絡調整に努めなければならないとされています。

詳細は『障障発0329第7号<令和6年3月29日>就労移行支援事業、就労継続支援事業(A型、B型)における留意事項について<https://www.mhlw.go.jp/content/001261445.pdf』を参照。



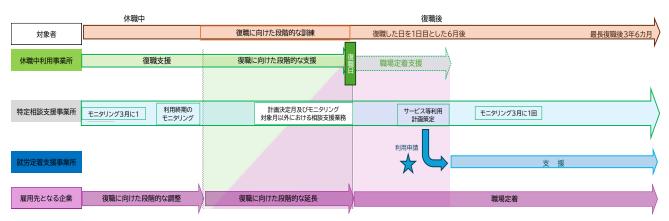
(1)労働時間延長支援型

労働時間延長支援型は、企業における労働時間が概ね週 10~20 時間から段階的に労働時間の延長を 想定している場合を対象としています(若林,2024)。労働時間延長支援型の目標が達成されて(=目標と していた勤務時間まで移行して)終了となった場合、労働時間延長支援型の支援を行っていた就労系障害福 祉サービス事業所による6か月間の定着支援の期間となります。この6か月間の後も定着支援が必要な場合 には、支援機関(就労定着支援事業等)に対して早期から連絡調整を行い、次の段階に向けての準備を行っ ていく必要があります。就労定着支援事業所の利用が開始できるのは、送り出し事業所利用終了後翌月から 6月後からとなります。



(2)復職支援型

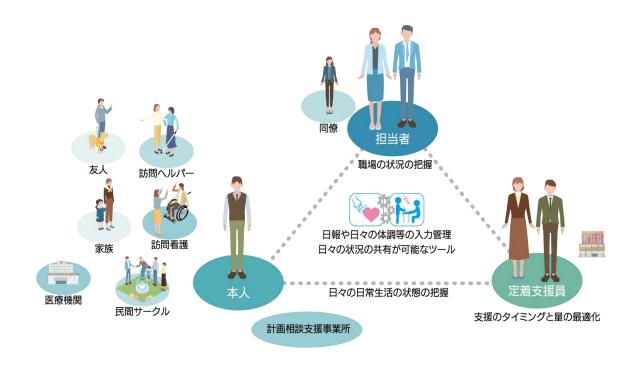
復職支援型は、通常の事業所に雇用されている障害者であって、休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするものを対象に、令和6年3月29日付「就労移行支援事業、就労継続支援(A型、B型)における留意事項」に記載されている利用条件を満たしている場合に利用できます。復職支援型の目標が達成されて(=目標としていた復職が可能になる)終了となった場合、復職支援型の支援を行っていた就労系障害福祉サービス事業所による6か月間の定着支援の期間となります。この6か月間の後も定着支援が必要な場合には、支援機関(就労定着支援事業等)に対して早期から連絡調整を行い、次の段階に向けての準備を行っていく必要があります。就労定着支援事業所の利用が開始できるのは、復職した日を1日目とした6月後からとなります。



5. 質の高い就労定着支援のための工夫

質の高い就労定着支援を実現するためのポイントとして、代表的なポイントとして「支援の見える化」、「ネットワークによる支援」、「本人のマインドの設定」があります。この3つのポイントを意識して就労定着支援を行うことで、結果として安定した就労と生活を実現することに繋がり、質の高い就労定着支援を実施することが可能になります。

(1)Point1: 支援の見える化



質の高い就労定着支援のためには、月に 1 回程度の本人との面談や確認だけでは、本人の状態の把握や職場での状況の把握、日常生活の安定の程度の把握などを十分に行うことが難しい場合もあります。一方で就労定着支援事業所の職員体制や事業所運営の状況などから、対面での支援の頻度を増やしていくことだけをその解決策として取り組むことに限りがある場合もあります。大切なことは日々の本人の状態や職場の状況の把握を適切に適宜捉えることができ、支援のタイミングとその介入の程度の最適化を試みることです。そのためには、電話やメール、対面の支援に加えて、次の面談や確認日までの本人の状況などの情報の隙間を埋めていくことが大切です。日々の本人の状態の見える化には、日報管理や労務管理等の入力ができるデジタルツールが効果を発揮することがあります。特定の障害者の雇用管理や日報入力等を通じて支援をするツールもあれば、オンラインフォームなどを用いて毎日入力をすることで、その情報を事業主と支援者側で共有するという方法で、利用者の日々の状態と職場の状況を把握し、就労定着支援事業所の支援として適切なタイミングで支援を実施することが期待されます。

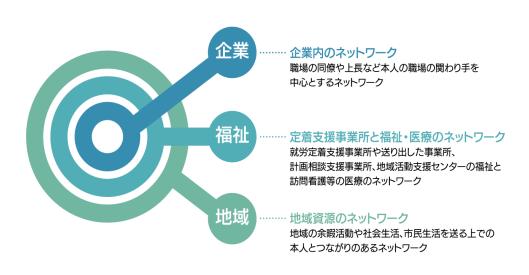
(2)Point2:ネットワークによる支援

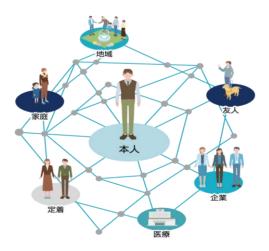
本人の安定した就労と生活を実現するためには、複層的なネットワーク支援の体制を構築し、本人を含めた支援に関わる関係者間でそのネットワークを理解していることが大切です。このネットワークの中心は、あくまでも利用者本人となりますが、企業内のネットワークと就労定着支援事業所と福祉・医療のネットワーク、地域資源のネットワークが複層的に構築されていることが大切です。このネットワーク内では、情報交換や相談ができ、状況に応じては、具体的なサポートやフォローが実施されることがその機能として求められます。

企業内のネットワークは、職場内の同僚や上長など本人の職場の関わり手を中心とするネットワークです。 そして就労定着支援事業所と福祉・医療のネットワークでは、就労定着支援事業所や送り出した事業所、計画 相談支援事業所、地域活動支援センターなどのこれまでに本人に関わりのある福祉の関係機関や、訪問看護 や医療機関などの本人とかかわりのある医療を含めた関係者で構築されるネットワークです。

地域資源のネットワークは,本人の余暇活動や日常生活,地域生活として市民として生活を送るうえでの本 人とつながりのある関係者や組織で構成されるネットワークです。

就労定着支援事業所は、この企業内のネットワークと地域資源のネットワークの複層的ネットワークをつな ぐハブとしての機能や役割もあります。本人の状況やニーズやそのニーズの変化に応じてこれらのネットワークと協働しながら本人が安定した就労と生活を実現できるように働きかけていくことが大切です。





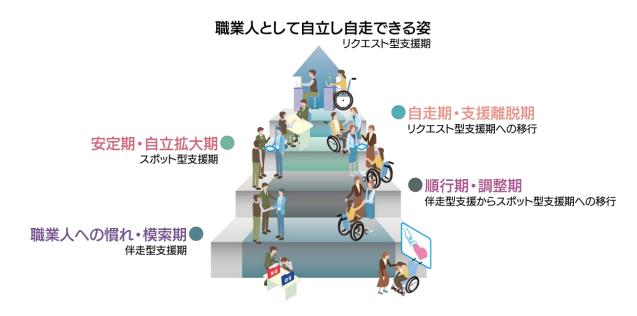
(3)Point3:本人のマインドの設定

就労定着支援の利用サービス開始において、就労定着支援サービスはあくまでもサービス終了後にその働く本人の自立を目指すためサービスであり、これまでの「働くことを目指す」ための訓練ではなく、「働き続けられ、安定した就労と生活を実現する」ための訓練の要素が含まれるサービスであることを利用者である本人が理解することが大切です。

サービス利用開始時には、本人と就労定着支援事業所、雇用先となる企業との間で、サービス利用後の最長3年後に、自分がどのような姿として働けているのかという点についてのイメージとそれに向けた現状の課題や生じやすい課題の予測、課題が生じた場合の工夫の見通しについて、きちんと共有できていることが大切です。

こうした対話を通じたイメージの共有やその利用目的の共有に対して、十分に時間を確保できていない場合には、就労定着支援事業所の支援者が良かれと思う支援にとどまることもあり、利用している本人は、サービス利用にあたり、安心させてもらうお守りとしての役割だけを就労定着支援事業所に求めるような表面的な理解に留まることも考えられます。

就労定着支援サービス利用をすることは、安定した就労と生活を実現し、本人が長い職業人としての人生を通じて自分らしいと感じられるキャリアを重ね、豊かな人生を生きていくことを目指すための訓練的要素のある期間であることを理解していくことが、すべての関わる関係者に求められるところです。

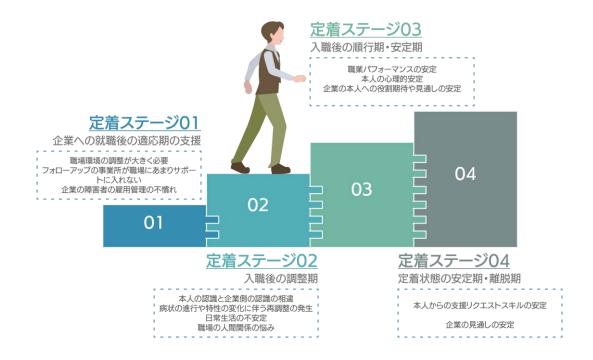


6. 職場への定着のステップと連携のポイント

職場への定着には、複数のステージがあります。最初のステージは、企業への就職後の適応がその課題の中心であり、職場環境の調整が大きく必要であり、企業が障害者の雇用に不慣れな場合や、初めての場合には、それらの調整や、企業と本人の双方が慣れてきて、日常の日々に安心や安定を感じられるようになることが大切な時期になります。

定着のステージに応じて、その中心となる課題や必要な環境調整が異なることは、企業の担当者にとって、 悩むことや不安になる場面もあるかもしれません。

働く本人が、就労定着支援事業所やその他の支援機関の提供する定着支援のサポートを受けている場合には、その担当者と情報を共有し、その課題や必要な環境調整についてアイデアを共有し、より安定した定着の状況を実現するために連携することが大切です。



7. 職場定着のための支援と企業内の支援者: 職場適応援助者

この職場への定着のステージを円滑に進めるためには、企業内の担当者などと就労定着支援事業所との情報共有や連携をしながら本人の安定した就労と生活を実現する過程をサポートしていくことが大切です。こうした企業の職場への定着を促す専門的な技能を持つ支援者として、職場適応援助者(以下ジョブコーチ)がいます。このジョブコーチには、配置型ジョブコーチ、訪問型ジョブコーチ、企業在籍型ジョブコーチと呼ばれる 3 つの種類があります。このジョブコーチは、職場適応援助者支援事業として、障害者の職場適応に課題がある場合に、職場にジョブコーチが出向いて、障害特性を踏まえた専門的な支援を行い、障害者の職場適応を図ることを目的としています。

配置型ジョブコーチは、地域障害者職業センターに配置するジョブコーチです。就職等に困難性の高い障害者を重点的な支援対象として自ら支援を行うほか、訪問型ジョブコーチ及び企業在籍型ジョブコーチと連携し支援を行う場合は、効果的・効率的な支援が行われるよう必要な助言・援助を行います。

訪問型ジョブコーチは、障害者の就労支援を行う社会福祉法人等に雇用されるジョブコーチです。高齢・ 障害・求職者雇用支援機構(JEED)が実施する訪問型職場適応援助者養成研修又は厚生労働大臣が定める 訪問型職場適応援助者養成研修を修了した者であって、必要な相当程度の経験及び能力を有する者が担当 します。

企業在籍型ジョブコーチは、障害者を雇用する企業に雇用されるジョブコーチです。JEED等が実施する 企業在籍型職場適応援助者養成研修又は厚生労働大臣が定める企業在籍型職場適応援助者養成研修を修 了した者が担当します。この企業在籍型ジョブコーチがいる場合には、定着のための職場環境や業務環境の 工夫や調整を既に担当しているかと思います。

この訪問型ジョブコーチの支援は、就労定着支援事業所の行う就労定着支援との同時期の併用はできませんが、企業在籍型ジョブコーチによる支援はこの限りではありません。

これらのジョブコーチ支援は、障害者本人がその仕事を遂行し、職場に対応するため、具体的な目標を定め、支援計画に基づいて実施されるものです。ジョブコーチが行う本人に対する支援は、事業所の上司や同僚による支援がナチュラルサポートの状態と創り出し、安定した職場定着へスムーズに移行していくことを目指して支援が提供されます。

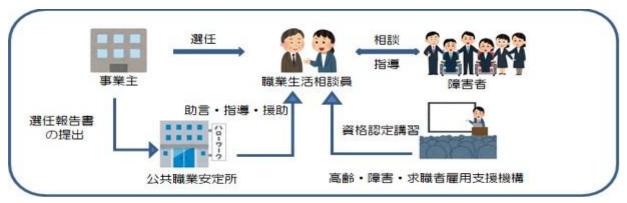


<図:ジョブコーチの仕組みと標準的な流れ

図出典 https://www.mhlw.go.jp/content/11700000/001231952.pdf>

8. 職場定着のための支援と企業内の支援者: 職業生活相談員

5人以上の障害のある労働者を雇用する事業所では、「障害者の雇用の促進等に関する法律」により、厚生労働省で定める相談員の資格を有する労働者の中から障害者職業生活相談員を選任し、職業生活全般における相談・指導を行うよう義務づけられています。障害者職業生活相談員資格認定講習は、全国で毎年実施されています。障害者職業生活相談員は、障害者から相談を受け、または障害者に対して指導することがその役割として求められています。具体的な内容としては、適職の選定、職業能力の向上など職務内容に関すること、障害に応じた施設設備の改善など作業環境の整備に関すること、労働条件、職場の人間関係など職場生活に関すること、余暇活動に関すること、職場適応の向上に関することなどがその相談の中心となります。



< 図 職業生活相談員のしくみ

図出典: https://www.jeed.go.jp/disability/employer/employer04/

職場に企業在籍型ジョブコーチがいない場合には、職業生活相談員は、就労定着支援サービスを利用する本人にとっては、企業のキーマンとなる存在になりうる役割を担う立場でもあります。本人の職場内の担当者が職業生活相談員を取得しているとは限りませんが、企業内の全般の障害者雇用の相談役としても連携するべき相手になります。職業生活相談員がいる事業所の場合には、日頃から本人の就労定着支援に関する点においてコミュニケーションを図るなど連携体制を構築しておくことが大切になります。

9. ナチュラルサポート体制構築のための支援

安定した就労と生活の実現においては、職場のナチュラルサポートの実現が非常に重要になります。

ナチュラルサポートとは、「障害のある人が働いている職場の一般従業員(上司や同僚など)が、職場内において(通勤含む)、障害のある人が働き続けるために必要な様々な援助を、自然にもしくは計画的に提供することを意味する。これには、職務遂行に関わる援助の他に、昼食や休憩時の社会的遂行に関する援助、対人関係の調整なども含まれる(小川,2000)」と定義されています。

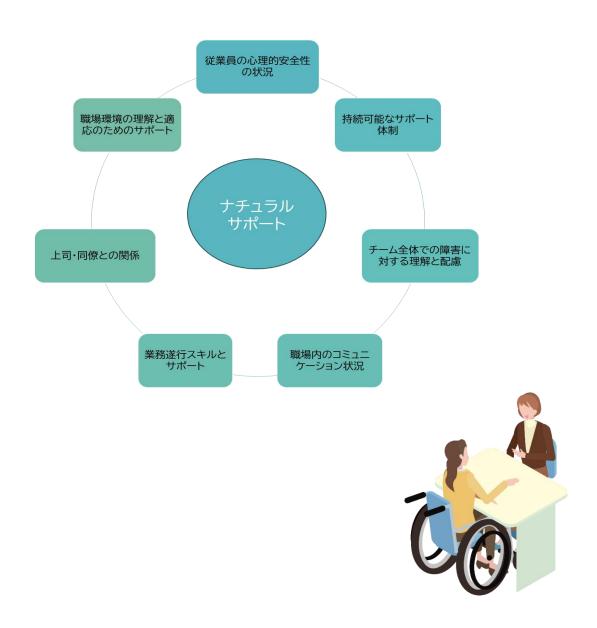
ナチュラルサポートを形成するためには、就職後の初期段階からその状況をアセスメントする視点を持ちながら、職場内の人的環境や関わり方、コミュニケーションなど多角的な視点からその状況を捉えていくことが必要です。

ナチュラルサポートには、支援者が特段の働きかけがなくとも、自然発生的な障害のある利用者へのサポートが生じる場合もあります。小川(2012)は、「この自然発生的なナチュラルサポートは理想的ではあるが、不安定な側面がある」としています。この自然発生的なナチュラルサポートの継続には、職場の周囲の従業員の業務状況や、人員配置の変更など様々な要因によって困難になる場合もあります。

一方で、計画的なナチュラルサポートは、業務として位置づけられることから、周囲の従業員が変わっても 組織の中で安定的に引き継がれていくとされています(小川,2012)。この計画的なナチュラルサポートで は、「職場においてどのような配慮やサポートが必要であるのかを明らかにし、そのための具体的な手段や 方法を形づくり、それらのサポートを誰がどのように提供するのかを決めて、職場全体の合意のもと、業務 として位置づける」ものである(小川,2000)と説明されています。

ナチュラルサポートの状況を整理するためには、「職場環境の理解と適応のためのサポート」、「上司・同僚

との関係に関する状況」、「業務遂行スキルとサポート」、「職場内コミュニケーションの状況」、「チーム全体での障害に対する理解と配慮の状況」、「持続可能なサポート体制の状況」、「従業員の心理的安全性の状況」の7つの視点から捉えることが可能です。この多角的な視点から計画的なナチュラルサポートの状況へどのように働きかけることができるのかという点は、支援者の需要な役割となります。



^{*}小川浩(2000)ジョブコーチとナチュラルサポート,職業リハビリテーション,13,25-31.

^{*}小川浩(2012)ナチュラルサポートの形成,職業リハビリテーションの基礎と実践,168-169,中央法規出版,日本職業リハビリテーション学会(編集)

10. ナチュラルサポートの状況のチェックシートの活用

ナチュラルサポート状況チェックシート I. 職場環境の理解と適応のためのサポート 従業員が職場の環境や仕事のやり方をしっかり理解しているか。 障害のある従業員に合わせて、仕事の内容や進め方が工夫されているか。 2 障害のある従業員が働きやすいように、職場の設備や道具が整えられているか。 Ⅱ.上司・同僚との関係に関する状況 上司が障害のある従業員の特性を理解して、わかりやすい指示やアドバイスをしているか。 5 同僚が自然に助け合って、一緒に仕事をしているか。 障害のある従業員をサポートする職業生活相談員などの役割が社内で明確に示されており、従業員がその存 在を認識しているか。 Ⅲ.業務遂行スキルとサポート 7 職場でお互いに助け合う雰囲気があるか。 障害のある従業員が、仕事をするのに必要なスキルを身につけるためのサポートがあるか。 8 手助けが多すぎず、障害のある従業員が自分でできることを増やせているか。 IV.職場内コミュニケーションの状況 10 職場で、障害のある従業員が自分の意見や気持ちを伝えやすい環境があるか。 障害のある従業員が相談しやすいよう、普段接する担当者以外に、産業医や外部相談窓口など複数の相談先 11 が整備されているか。 V.チーム全体での障害に対する理解と配慮の状況 職場で、仕事の内容や決まりごとが公平に伝えられているか。 12 13 職場の人たちが、障害について理解を深める研修や話し合いをしているか。 VI.持続可能なサポート体制の状況 サポートが特定の過重な負担により成立しているのではなく、自然な形で行われているか。 14 サポートがうまくいっているかどうかを定期的に確認し、改善しているか。 15 16 職場がジョブコーチや外部の支援機関と連携しているか。

Copyright@A.YamaguchiLab 2024 All Rights Reserved

本人の働く職場のナチュラルサポートの状況を把握することは、就労定着支援の終了を見越した段階では 重要になってきます。職場のナチュラルサポートの状況によって、生じやすい課題や本人の安定した就労と 生活を維持する上で考慮しておくべき点などが整理されます。また、就労定着支援の終了後に、必要に応じ て、障害者就業・生活支援センターや自治体設置の就労支援センター等の支援機関へ支援の引継ぎを依頼す

障害のある従業員が、自分の悩みや不安を安心して話せる環境があるか。

障害のある従業員が、仕事の目標を持ち、その目標に向かって支援されているか。

VII.従業員の心理的安全性の状況

17

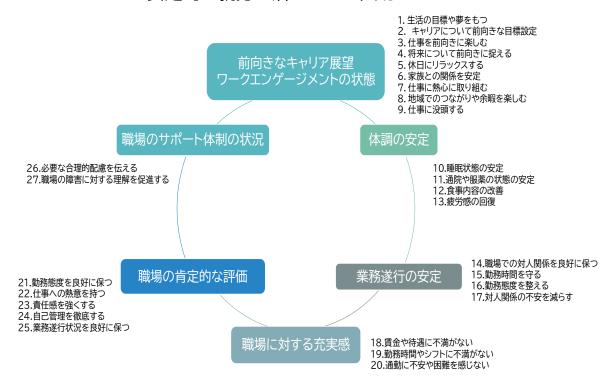
18

る場合もあります。この場合には、職場のナチュラルサポートの状況を共有しながら、丁寧な引継ぎを行い、 本人の安定した就労と生活の維持を図っていくことが求められます。

11. 質の高い支援をめざすためのポイント

安定した就労と生活のためには,働く当事者とその環境として大切な6つの要素と27の項目があります。 就労定着支援事業所の支援員は、これらのポイントをアセスメントしながら、安定した就労と生活を実現でき ているか、どこに調整や改善が必要なのかについて、整理しています。

安定的な就労生活のために大切なこと



Copyright@A.YamaguchiLab 2024 All Rights Reserved

(1)「従業員の前向きなキャリア展望とワークエンゲージメントの状態」の把握とフォロー

まず、当事者に関わる大切なこととして、働く当事者が「前向きに自分のキャリアの展望をもてていることとワークエンゲージメントを感じていること: (以下、「前向きなキャリア展望とワークエンゲージメント」という)が大切になります。 前向きなキャリア展望とワークエンゲージメントの状態には、9つのポイントがあります。まず、1つめは、当事者が生活の目標や夢などを持てているという点です。そして、自分の将来や今後のキャリアについて前向きな目標設定をしていることが重要です。

I. 従業員の前向きなキャリア展望とワークエンゲージメントの状態

1. この従業員は、生活の目標や夢を持っているように見える。

例:「将来は資格を取りたい」といった具体的な話をすることがある。

2. この従業員は、自分の将来や今後のキャリアについて前向きな目標設定をしている。

例: スキル向上のために研修や講習への参加を希望している。

3. この従業員は、仕事をすることを前向きに楽しんでいるように見える。

例: 難しい仕事にも笑顔で取り組む様子が見られる。

4. この従業員は、自分の将来について前向きに捉えているように思う。

例: 長期的なキャリアについて積極的に話すことがある。

5. この従業員は、休日にリラックスして過ごせているように見える。

例: 休み明けに明るい表情で出勤している。

6. この従業員は、家族との関係が安定しているように感じる。

例: 家庭についてポジティブな話題を共有する。

7. この従業員は、仕事に熱心に取り組んでいるように見える。

例: 自発的に業務の改善や質を高めることに取り組む様子がみられる。

8. この従業員は、地域でのつながりや余暇を楽しむことができていると思う。

例: 地域のイベントや活動に参加している話を聞く。

9. この従業員は、仕事に没頭しているように見える。

例: 長時間の作業中でも集中を切らさずに取り組んでいる。

(2)「従業員の体調の安定」の把握とフォロー

安定した就労には、本人の気持ちの部分だけでなく、体調が安定していることも大切です。体調の安定としては、睡眠状態や、通院・服薬の状態が安定していること(又は服用しなくてよいこと)、食欲低下や食事内容の悪化がないこと、疲労感あっても日々の休息で回復していることなどを支援者の視点では確認してみましょう。

Ⅱ. 従業員の体調の安定

10. この従業員の睡眠状態は安定していると思う。

例: 出勤時に疲れた様子や眠そうな仕草が見られない。

11. この従業員の通院や服薬の状態が安定している(または服用が必要ない)。

例: 通院や服薬について特に問題なく、計画的に実施できている。

12. この従業員に食欲の低下や食事内容の悪化は見られない。

例: 昼休憩中にしっかりと食事をとっている。

13. この従業員は、疲労感があっても回復できているように見える。

例: 疲れた様子を見せるものの、休憩後には回復して業務を再開している。

Copyright@A.YamaguchiLab 2024 All Rights Reserved

(3)「従業員の業務遂行の安定・職場に対する充実感、上長の評価」の把握とフォロー

職場において、本人に対人関係にトラブルがないことや不安のない状態であることはもちろんのこと勤務時間の遵守や勤務態度について課題がないことも大切な視点です。また本人が職場に充実感を感じていることも大切です。職場の通勤への不満や困難がないこと、勤務時間やシフト等に対して不満がないこと、賃金等の処遇について不満がないことなどの視点から確認してみましょう。

Ⅲ. 従業員の業務遂行の安定

14. この従業員は、職場での対人関係において特に課題は見られない。

例: 同僚と自然に会話し、円滑にコミュニケーションを取っている。

15. この従業員は、職場で勤務時間を守ることについて課題がない。

例: 出勤・退勤時間が常に正確である。

16. この従業員の勤務態度に問題はない。

例: 指示を受けた業務を誠実に実施している。

17. この従業員は、職場での対人関係に対して不安を感じていないように見える。

例: 他者に話しかけたり、積極的に意見を共有している。

18. この従業員は、職場での賃金や待遇に対して不満を感じていないように思う。

例: 給与や待遇について否定的な発言が少ない。

19. この従業員は、勤務時間やシフトに対して不満を感じていないように見える。

例: シフト変更の際にも特に反対の声を上げない。

20. この従業員は、職場への通勤に不安や困難を感じていないように見える。

例: 遅刻や通勤に関するトラブルがほとんどない。

V. 上長から見た従業員の評価

21. この従業員の勤務態度は良いと評価できる。

例: 日常的に礼儀正しく、真面目な態度を維持している。

22. この従業員は、仕事への熱意において良い評価を得られる。

例: 自分の業務に積極的に取り組み、周囲を助ける姿勢がある。

23. この従業員は、責任感が強いと評価できる。

例: 担当業務を最後までやり遂げる姿勢が見られる。

24. この従業員の自己管理(体調・服薬など)は良いと評価できる。

例: 体調不良の申告が少なく、安定した勤務を続けている。

25. この従業員の業務遂行状況は良いと評価できる。

例: 求められる業務を適切にこなしている。

(4)「職場のサポート体制の状況」の把握とフォロー

職場の上長からみた本人の評価がどのような評価であるのかという点も安定した就労と生活には影響してきます。特に上長からみて、本人の業務遂行状況や勤務態度、仕事への熱意、責任感、体調や服薬等に関する自己管理」に対する評価が良い状態にあることを確認することが大切です。また、職場でのサポート体制として、合理的配慮が適切に提供されているか、職場の障害に対する理解が十分であるか、といったことも同様に大切になります。

VI. 職場のサポート体制の状況

26. この従業員に対する職場の合理的配慮は適切に提供されている。

例: 作業負担や勤務時間の調整が適切に行われている。

27. 職場には、障害のある従業員に対する理解が十分にある。

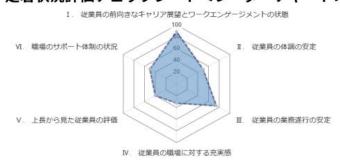
例: 同僚が積極的にサポートや配慮をしている。

12. 安定した就労と生活のためのチェックリスト

みんなの質の高い就労定着支援: https://retentionforall.org/では、安定した就労と生活を実現するためのチェックツールやその使い方などのガイドブックを公開しています。

企業向けのチェックツールもありますので、ご確認いただくと、上記の観点を整理してレーダーチャートでその確認の観点を整理することが可能です。

定着状況評価チェックシート<レーダーチャート>



<結果のまとめ>

現在の定着状況は、

- I. 従業員の前向きなキャリア展望とワークエンゲージメントの状態: 89%
- Ⅱ. 従業員の体調の安定: 50%
- Ⅲ. 従業員の業務遂行の安定: 75%
- Ⅳ. 従業員の職場に対する充実感: 33%
- V. 上長から見た従業員の評価: 40%
- VI. 職場のサポート体制の状況: **50**%

充足割合の低い項目の内容を確認し、本人や支援機関の担当者と対話をしてみましょう。

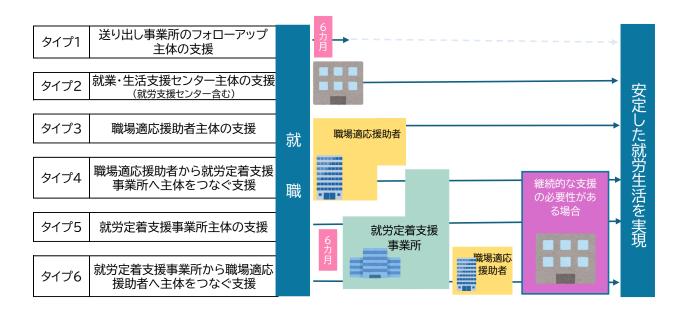
Copyright@A.YamaguchiLab~2024~All~Rights~Reserved

13. 就労定着支援サービス終了までの流れ

就労定着支援事業所は,支援期間を超えても引き続き支援が必要であると就労定着支援事業所が判断した場合,就労定着に向けた取り組みを継続することは差し支えないとされています。

また支援終了後において、本人、事業主、関係機関等から障害者の就労定着のための必要な協力が求められた場合には、関係機関と協力して対応することに努めることが求められています。

サービス終了6月より前	サービス終了後を見越した本人の状況のアセスメント 雇用環境のナチュラルサポート形成状況の確認 サービス終了後を見越した本人の支援ニーズに対する意向の確認 雇用先の担当者のサービス終了後の支援の必要性に対する見解の確認 他機関の支援者とのサービス終了後の支援の必要性に対する意見交換
6月前	サービス終了後の引継ぎ支援に向けた記録の整理やケース会議の調整
5月前	サービス終了後の引継ぎのためのケース会議等の実施
•	
4月前	サービス終了後を見越した引継ぎのための支援 (引き継ぎ先となる機関への同行訪問,職場担当者,家族との顔合わせなど)
•	
3月前	引き継ぎ資料の作成 サービス終了に向けた関係者との情報共有 サービス終了後の本人に係る地域資源の整理
	プロスポープ (文の)本人に加めた。
2月前	引き継ぎ先となる機関からの懸念事項や確認事項の確認 本人のサービス終了後の見通しや状況に対する心配事項などがないかの確認
1月前	サービス終了後の引継ぎ支援に向けた記録の整理やケース会議の調整
サービス終了月	サービス終了後を見越した引継ぎのための最終ケース会議 (引継ぎ先となる機関への同行訪問,職場担当者,家族との顔合わせなど)
サービス終了後	引継ぎ先となる機関からの要請又は状況に応じて必要なフォローの実施



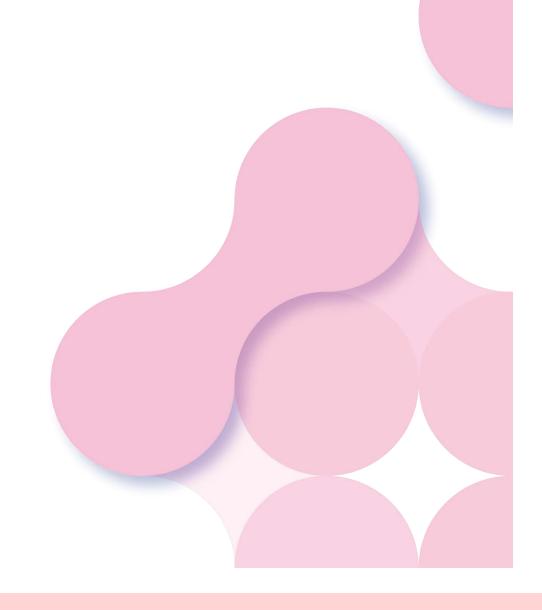
実際のサービス終了後に具体的に継続的な支援の必要がある場合には、障害者就業・生活支援センターや 自治体設置の就労支援センター等に定着支援が引き継がれることもあります。ただし、これらセンター等の 実施する定着支援は、就労定着支援事業所が実施してきた支援とは視点や介入のポイントが異なる場合も あります。こうした点を踏まえてサービス終了後の見通しについて、本人や事業主等へ伝え、就労定着支援 事業所は必要に応じてその後に関わることとなる支援機関との支援の引継ぎを行うことになります。







「安定した就労と生活を目指すためのガイドブック」 -就労定着支援事業所を利用する方向け-



<このガイドブックの内容>

1.	就労定	着支援ってなんだろう・・・・・・・・・・・・・・・・・2
	0	「働きつづける」ためのサポート
	0	仕事と生活、地域もふくめたサポート
2.	就労定	着支援のながれ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
	0	就職から最初の6か月間
	0	就職して 6 か月後からの支援
3.	就労定	着支援は「安心して働きつづけるための準備期間」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	0	自分に合った働き方を見つけるために
4.	安心し	て長く働くためのサポート・・・・・・・・・4
	0	安定して働きつづけるために大切なこと
	0	仕事と生活のバランスをとる
	0	自信を持って働けるように
	0	生活のサポートについて
	0	地域での楽しみや活動も大切に
5.	より良	い支援を受けるために大切なポイント・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	0	Point 1:ふだんの様子を「見えるように」する
	0	Point 2:いろんな人とつながる「ネットワーク支援」
	0	Point 3:自分のゴールを考える「こころの準備」
6.	働きつ	づけるために大切なこと(仕事で必要な力)・・・・・・・・・・・9
	0	前向きに取り組む力
	0	一歩ふみ出す力
	0	考える力
	0	チームで働く力
7.	安心し	て働き続けるための「支援計画」と「支援レポート」・・・・・・・・・・・・・・・10
	0	支援計画とは?
	0	月に1回の面談について
	0	支援レポートとは?
8.	安定し	た就労と生活を実現するためのチェックリスト・・・・・・・・・・・・・・・11
	0	6 つの大切なポイント
	0	やさしい日本語版チェックリスト
9.	安定し	た就労と生活を実現するためのリソースマップ・・・・・・・・・・・・・・・・16

1. 就労定着支援ってなんだろう

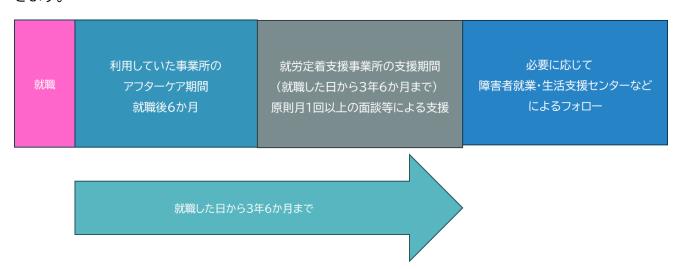
(1)みなさんが「働きつづける」ためのサポートです

なるか?」を一緒に考えていけるような関係をつくっていきます。

就労定着支援は、みなさんが「この仕事を続けたい」「自分らしく働けている」と感じられるようにサポートする制度です。

サポートの目的は、「がんばって無理に続けさせる」ことではなくて、仕事や生活のなかで困ったことがあったときも、自分らしく前向きに働きつづけることができるようにお手伝いすることです。 みなさんが悩んだときには、一緒に働く会社の人や、支援してくれる人たちが協力して「どうすればよく

就労定着支援事業所では、みなさんが就職してから 6 か月後〜最長 3 年間、支援を受けることができます。



(2)日常生活も含めてサポートします

働き続けるためには、仕事だけでなく「日々の生活」や「地域での暮らし」も大切です。

就労定着支援事業所では、みなさんの周りにある地域のサポート(たとえば病院や福祉のサービスなど) ともつながって、必要なときに必要な支援が受けられるようにお手伝いします。

みなさんが「自分らしく働けるようにしたい」と思ったとき、仕事・生活・地域のそれぞれの面からサポート することで、安心して働きつづけられるようにします。

また、地域の中にあるいろいろな支援の仕組みや場所が、おたがいにつながって協力しあえるように、就 労定着支援事業所も働きかけていきます。

みなさんが利用している「相談支援事業所」とも連携しながら、よりよいサポートをしていきます。

2. 就労定着支援のながれ

(1) 就職から最初の6か月間

みなさんが会社に就職したあと、最初の6か月は、とくに大切な時期です。新しい環境に慣れたり、仕事に 合わせた生活リズムを整えたりする必要があります。

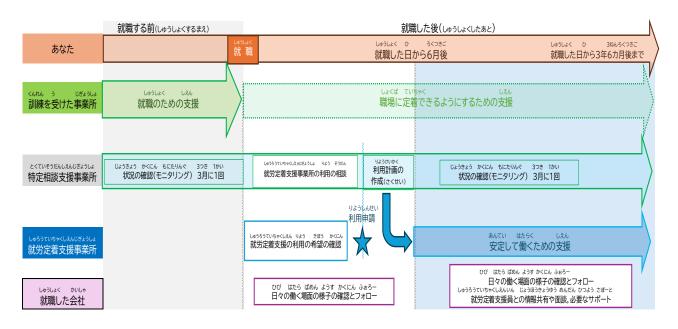
この期間は、就職する前に利用していた事業所(たとえば、就労移行支援事業所など)が中心になって、仕事や生活のサポートをしてくれます。会社とのやりとりも手伝ってくれます。

※利用していた事業所によって、支援の仕方や義務の程度は少し違います。

(2) 就職して6か月後から

就職して6か月がすぎたあとは、「就労定着支援事業所」を利用することができます。ここでは、最長 3 年間、みなさんが「特別な支援がなくても、自分の力で働きつづけられる」ようにお手伝いしていきます。

みなさんのペースや希望に合わせて、必要なサポートを受けながら、仕事を続けられるように支えていき ます。



3. 就労定着支援の期間は、「安心して働きつづけるための準備期間

この支援を活用することで、自分に合った働き方を見つけたり、将来のキャリアについて考えたりすることができます。あなたらしい働き方と、ゆたかな人生をつくっていくための一歩として、支援を上手に使ってください。

4. 安心して長く働くためのサポート(就労定着支援)

(1)安定して働きつづけるために

就労定着支援は、みなさんが働く会社や日々の生活に少しずつ慣れていき、自分らしく、安心して働きつづけられるようにサポートする制度です。

この支援では、次のようなことを目指します:

- ① 仕事や生活のリズムが安定すること
- ② 気持ちが落ち着いて、自分に自信が持てること
- ③ 困ったときに「助けてほしい」と伝える力をつけること
- ④ 将来の生活や働き方を考えるきっかけをつくること

支援が終わったあとも、必要に応じて相談できるような「つながり」を大切にしています。

(2)「仕事のこと」と「生活のこと」のバランスが大事です

安心して働きつづけるための 仕事と生活のバランス



安心して働きつづけるためには、仕事のことだけでなく、生活のことも大事です。

たとえばこんなこともサポートの対象になります:

一人暮らしでの生活の安定

グループホームの職員やヘルパーさんとの情報共有

訪問看護師さんとの連携

仕事がうまくいっていても、生活が不安定だと疲れがたまりやすくなるので、「仕事と生活のバランス」が 大切です。

(3) 自信を持って働けるようになるために

仕事をしていると、うまくいかないことや失敗もあると思います。

そんなときに「自分はダメだな」と思わないように、あなたががんばっていることや、できていることを支援者がきちんと見て、声をかけていきます。

「できることを自信に変える」ことがとても大切です。

(5) 生活のサポートもあります

生活面では、次のようなことを一緒に考えたり、支援したりします:

- 朝起きる時間や、寝る時間などの生活リズム
- ごはんを食べる、シャワーをあびるなどの習慣
- お金の使い方(家賃・光熱費・おこづかいの管理)
- 家族や友だちとの関係
- 病院に行くこと、薬をのむこと

支援が必要な場合は、地域のサービス(ホームヘルパー、訪問看護、社会福祉協議会など)とつないで、一 緒に生活を支えていきます。

(6) 地域での楽しみや活動も大切です

働くだけではなく、「休みの日に楽しくすごせること」もとても大切です。

たとえば:

サークル活動やボランティア

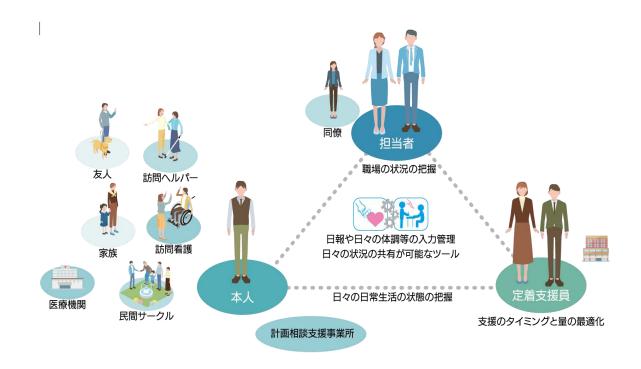
地域のイベント

趣味を楽しむグループ

こうした活動など、何か休日の過ごし方を充実させることも大切になります。また、年金のことやお金の管理についても、心配な場合には、就労定着支援事業所の方に相談すると必要に応じて専門の相談機関につないでもらえます。

5. より良い支援を受けるために大切なポイント

(1) Point 1:ふだんの様子を「見えるように」すること



みなさんの仕事や生活がうまくいっているかを知るためには、月に1回くらいの面談だけでは足りないこともあります。でも、毎日だれかが来てくれるわけではないので、ふだんの様子をどうやって支援者に伝えるかが大事になります。

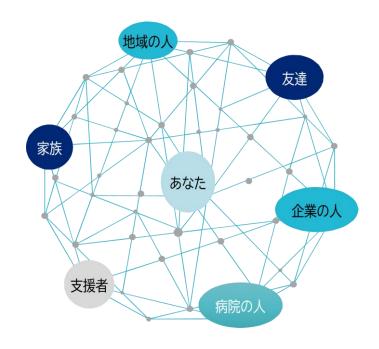
たとえば、こんな方法があります:

その日の気分や仕事のことを、スマホやパソコンで入力する、「日報(にっぽう)」を書く

その情報を、会社の人や支援者が見ることができるようにする

こうすると、「今日は元気そうだな」とか「少し疲れているのかな?」といったことがわかって、支援が必要なときにすぐに動けるようになります。

(2)Point 2:いろんな人とつながる「ネットワーク支援」



安定して働きつづけるためには、自分のまわりにいろんな人たちがチームのようにつながっていることが 大切です。

このネットワークには、たとえば次のような人たちが入っています

職場の上司や同僚など、会社の中の人

就労定着支援事業所のスタッフや、以前かかわった福祉の支援者

訪問看護やお医者さんなど、医療の人たち

地域でつながっている人たち(趣味の活動や地域のサポート)

就労定着支援事業所は、このネットワークをつなぐ「ハブ」のような役割を持っています。

あなたの今の様子や、これから変わっていくニーズに合わせて、いろんな支援をつないでくれます。

(3)Point 3:自分のゴールを考える「こころの準備」

就労定着支援は、ただ「見守ってもらうだけ」のサービスではありません。

この支援を受けることで、最終的にはあなたが自分の力で自信をもって仕事を続けられるようになることを目指しています。支援が始まったら、支援者や会社の人たちと一緒に、「3 年後、自分はどうなっていたいか?」というイメージを話し合っておくことが大切です。

たとえば…

どんなふうに働いていたい?

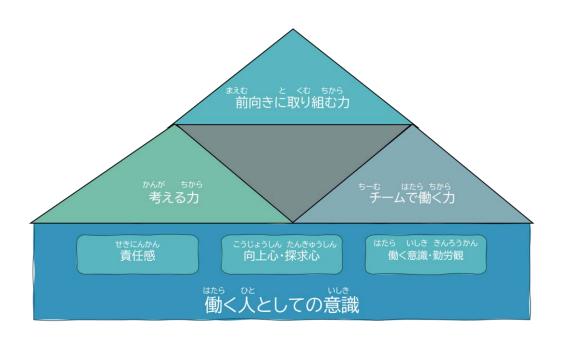
どんなことに困りそう?

どうすれば乗りこえられそう?

こうした話を最初にしっかり共有しておくことで、あなたにとって意味のある支援を受けられるようになります。



6. 働きつづけるために大切なこと(仕事で必要な力)



仕事を続けるためには、いくつかの「力」が大切になります。全部できる必要はありません。自分の得意な ところ、苦手なところを知っておくことが大切です。

・前向きに取り組む力

働くことに対して「がんばってみたい」と思えること、自分の役割を考える気持ち

一歩ふみ出す力やってみようと動いてみる力、周りの人にも声をかけられる力、計画して行動できる力

・考える力

問題に気づいたり、どうすればいいか考えたり、アイデアを出す力

・チームで働く力

自分の気持ちを伝える力、人の話を聞く力、まわりの人と協力できる力、ルールを守る力、ストレスとつき 合う力

もし苦手なところがあれば、「どうすればサポートしてもらいやすいか」を一緒に考えることができます。

7. 安心して働き続けるために大切な「支援計画」と「支援レポート」

あなたが職場で安心して長く働き続けるために、支援者は「支援計画」や「支援レポート」というものをつくります。これらは、あなたの希望や困りごとに合わせて、どんなサポートが必要かをはっきりさせるためのものです。

(1)支援計画とは?

「支援計画」は、あなたが安心して働けるようにするためのサポートの計画です。たとえば、今のお仕事の 内容や、職場の様子、健康のこと、生活のことなど、あなたに関わる情報を整理して、どんなふうに支えてい くかをまとめます。

この計画は、少なくとも半年に1回は見直して、必要があれば内容を変えます。

また、あなたやご家族、関係する支援機関にも説明し、みんなで情報を共有します。

(2)月に1回の面談

あなたと支援者は、月に1回以上は直接会って話をしたり、オンライン(テレビ電話など)で面談をしたりします。画面越しの面談でも、あなたの表情や様子が分かるようにし、お互いに話し合えることが大切です。オンラインが苦手な場合は、無理のない方法を一緒に考えましょう。

(3)支援レポートとは?

「支援レポート」は、月に1回以上、あなたがどんなサポートを受けたかをまとめた報告書です。

しえんけいかく 支援計画	しえんれぽーと 支援レポート
しゅろうていちゃくしぇさーびす きかん 就労定着支援サービスをうける期間のた	つき かいいじょう さぽーと うけ 月に1回以上、どのようなサポートを受
めのサポートの計画です。	_{ほうこくしょ} けたか、まとめた報告書です。
はんとし かい みなお ひつよう へんこう 半年に1回は見直して、必要があれば変更	ないよう かくにん あなたも内容を確認して、あなたの希
します。	ぼう かくにん かいしゃ たんとうしゃ かた 望を確認しながら、会社の担当者の方
	きょうゆう にも共有することがあります。

そこには、

- ・今月のサポートの目標
- 実際にどんな支援をしたか
- ·その結果どうだったか
- ・来月に向けてのサポートの方向性

などが書かれます。内容はあなたにも確認してもらい、必要があれば一緒に話し合いながら修正していき ます。

このレポートは、あなたのプライバシーに配慮しながら、あなた自身や会社の担当の方とも共有することがあります。これは、会社があなたに合ったサポートを考えるためにも役立つ大事な情報です。会社と支援者が協力して、あなたの働きやすさを一緒に考えていけるようにすることが目標です。



8. 安定した就労と生活を実現するためのチェックリスト

アセスメントで見る大切なポイント(6 つのテーマ)があります。このポイントは、① 前向きに働けているかどうか(あなたの働き方や気持ちについて)、② 体の調子・健康が安定しているか、③ 仕事の中で困っていないか(業務の安定)、④ 職場に満足できているか(職場への気持ち)、⑤ 会社の人から見たあなたの評価、⑥ 職場のサポートがあるかどうかの6つです。

この6つの大切なポイントを確認してみましょう。あなたにとって、気になる内容などがあったら、あなたの 支援者の人と話しをしてみましょう。

① 前向きに働けているかどうか(あなたの働き方や気持ちについて)

あなたが「これからも働きたい」と思えているか、「仕事が楽しい」と思えているかが大切です。次のような ことをふり返ります:

将来の目標や夢がある

仕事を楽しめている

自分や将来を前向きに考えられる

休日にリラックスできている

家族や地域との関係がよい

仕事に一生けんめい取り組んでいる

② 体の調子・健康が安定しているか

仕事を続けるには、体と心の元気が必要です。たとえば:

よく眠れている

お薬や病院の利用が安定している(または必要ない)

食事がちゃんととれている

疲れても休めば回復できる

③ 仕事の中で困っていないか(業務の安定)

職場の人とうまくやれている

遅刻や欠勤がない

仕事の取り組み方が安定している

人間関係に不安がない

④ 職場に満足できているか(職場への気持ち)

お給料や働き方に不満がない

通勤にストレスがない

シフトや勤務時間に困っていない

⑤ 会社の人から見たあなたの評価

上司が「仕事のしかたが良い」と思っている

上司が「やる気がある」と思っている

上司が「責任感がある」と感じている

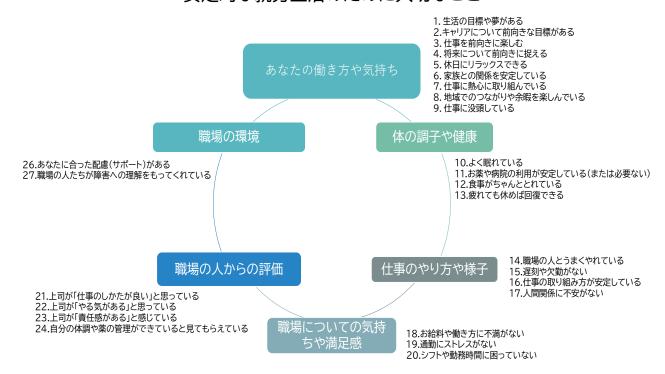
自分の体調や薬の管理ができていると見てもらえている

⑥ 職場のサポートがあるかどうか

あなたに合った配慮(サポート)がある

職場の人たちが障害への理解をもってくれている

安定的な就労生活のために大切なこと



○安定した就労と生活を実現するためのチェックリスト

Ⅰ. あなたの働き方や気持ちについて	
1. 生活の目標や夢があると思いますか?	
2. 将来のことや、今後の仕事について目標を持っていますか?	
3. 仕事をするのが楽しいと思いますか?	
4. 自分の将来について前向きに考えていますか?	
5. 休みの日にリラックスできていますか?	
6. 家族といい関係が作れていますか?	
7. 仕事に一生懸命取り組んでいますか?	
8. 地域の人とのつながりや、自由な時間を楽しんでいますか?	
9. 仕事に夢中になっていますか?	
Ⅱ. 体の調子について	
10. よく眠れていますか?	
11. 病院や薬を飲むことなどの状態が安定していますか?	
12. ごはんをしっかり食べていますか?	
13. 疲れても、すぐに元気になれますか?	
Ⅲ. 仕事のやり方について	
14. 仕事場で、他の人と仲良くできていますか?	
15. 決められた時間を守って仕事をしていますか?	
16. 仕事中の態度について問題はありませんか?	
17. 他の人との関係で不安を感じていませんか?	
IV. 職場についての気持ち	
18. 給料や待遇に満足していますか?	
19. 仕事の時間やシフトに不満はありませんか?	
20. 職場までの通勤で不安や困難を感じていませんか?	
V. 上司からの評価について	
21. 上司があなたの仕事態度を良いと思っていますか?	
22. 上司があなたの仕事への熱心さを良いと思っていますか?	
23. 上司があなたの責任感を良いと思っていますか?	
24. 上司があなたの体調管理を良いと思っていますか?	
25. 上司があなたの仕事の仕上がりを良いと思っていますか?	
VI. 職場の環境について	
26. 職場のサポートは十分だと思いますか?	
27. 障害のある人に対する理解が十分だと思いますか?	
	

copyright©aYamaguchiLab2024

このようなアセスメント(チェック)を通して、あなたが「今、どんなサポートが必要か?」「何がうまくいっているか?」を見えるようにしていきます。困ったときに早めに支援を受けられるように、そしてあなたらしく働きつづけられるように、一緒に考えていきましょう。

○安定した就労と生活を実現するためのチェックリスト <やさしい日本語版>

Ⅰ. みなさんの元気な気持ちとお仕事のやる気について	
1. 生活の中で「こうしたい」「こんな夢がある」と思うことがありますか?	
2. 自分の将来やお仕事について「こうなりたい」と考えていますか?	
3. お仕事をすることが楽しいと思いますか?	
4. 自分の未来について「きっと大丈夫」と思えていますか?	
5. お休みの日にリラックスできる時間を過ごせていますか?	
6. 家族との関係はよいと思いますか?	
7. お仕事に一生けんめいがんばれていますか?	
8. 地域の人とつながったり、自由時間を楽しめていますか?	
9. お仕事に夢中になれることがありますか?	
Ⅱ. あなたの健康について	
10. よく眠れていますか?	
11. 病院に行くことやお薬を飲むことで問題はないですか?	
12. ごはんをちゃんと食べられていますか?	
13. 疲れたときにしっかり元気を取り戻せていますか?	
Ⅲ. お仕事の様子について	
14. 職場で人と話したりすることで問題はないですか?	
15. 職場のきまりを守って働けていますか?	
16. 職場での態度について注意されることはありませんか?	
17. 職場で人と話すときに不安を感じたりしていませんか?	
IV. お仕事への満足感について	
18. お仕事のお給料などに不満を感じていませんか?	
19. 働く時間やシフトに不満を感じていませんか?	
20. 職場に通うときに不安や困ったことはありませんか?	
V. 職場の人からの評価について	
21. 上司から「がんばっているね」と言われていますか?	
22. 上司から「お仕事にやる気があるね」とほめられていますか?	
23. 上司から「責任感があるね」と言われていますか?	
24. 上司から「体調やお薬の管理ができているね」と言われていますか?	
25. 上司から「お仕事をしっかりやっているね」とほめられていますか?	
VI. 職場の環境について	
26. 職場で自分にあったサポートをしてもらっていますか?	
27. 職場の人たちは、障害がある人のことを理解してくれていますか?	

copyright©aYamaguchiLab2024

9. 安定した就労と生活を実現するためのリソースマップ

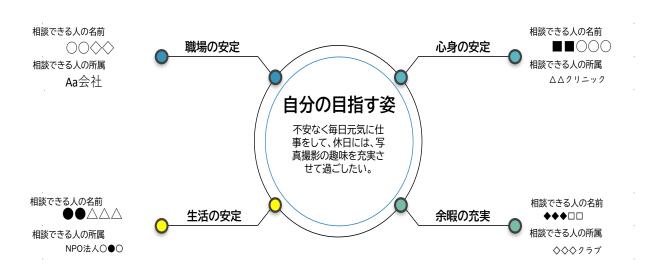


図 安定した就労と生活のためのリソースマップシート記入例

(1)サービスが終わったあとの「わたしの目標」を考えてみましょう

就労定着支援のサービスが終わったあとも、安心してはたらきつづけるために、これからの「わたしの目標」 や「大切にしたいこと」を考えてみましょう。

(2)どんなことを大切にしたいですか?

つぎのようなことについて、自分にとって「大事だな」と思うことをかんがえて、書いてみましょう。

- はたらく場所が安定していること(職場のこと)
- 気持ちや体が元気でいられること(こころとからだのこと)
- ふだんの生活が落ち着いていること(生活のこと)
- 休みの日を楽しくすごせること(余暇のこと)

(3) だれが助けてくれるかも書いてみましょう

あなたのまわりには、いろいろな支援(しえん)をしてくれる人がいます。

たとえば:

- 就労定着支援事業所のスタッフ
- 会社で相談できる人(上司・先輩 など)

- 相談支援専門員(そうだんしえんせんもんいん)
- ヘルパーさん、医療の人(びょういん・看護師さん など)

「この人にはこんなとき相談できる!」というメモとしてリソースマップをつくっておくと、あとで見返すときにとても役立ちます。

(4)困ったときのための「リソースマップ」をつくろう

サービスが終わったあとにも、困ったり、悩んだりすることがあるかもしれません。

そんなときは、あなたが書いた「リソースマップ(支えてくれる人の地図)」を見て、相談してみましょう。

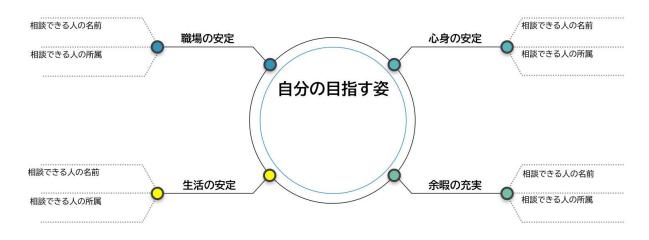
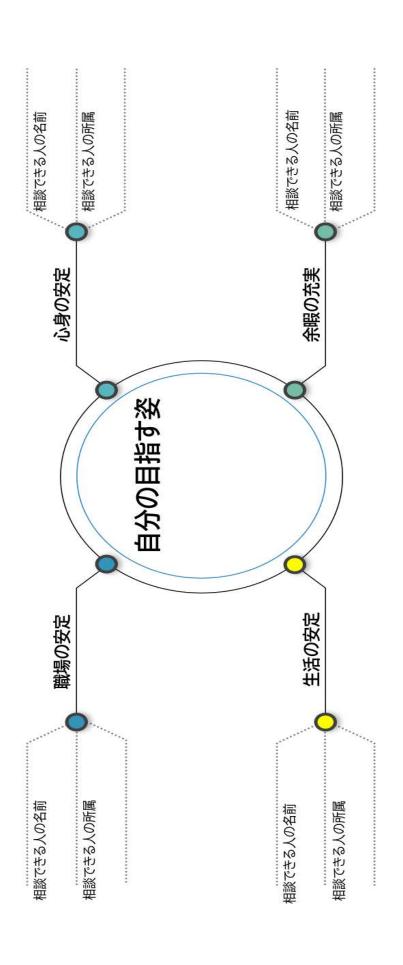


図 安定した就労と生活のためのリソースマップシート

就労定着支援事業所のサービス利用を終了した後に、あなたが目指す姿について、就労定着支援事業所の担当者の方や会社での相談できる方と対話をしてみましょう。

職場の安定、心身の安定、生活の安定、余暇の充実としてあなたにとって大切なことを記入し、それをサポートしてくれる支援機関や担当者の名前などを記入してみましょう。

サービス終了後にも、困ることや悩むことが出てきた場合には、このリソースマップを見返して、相談してみましょう。



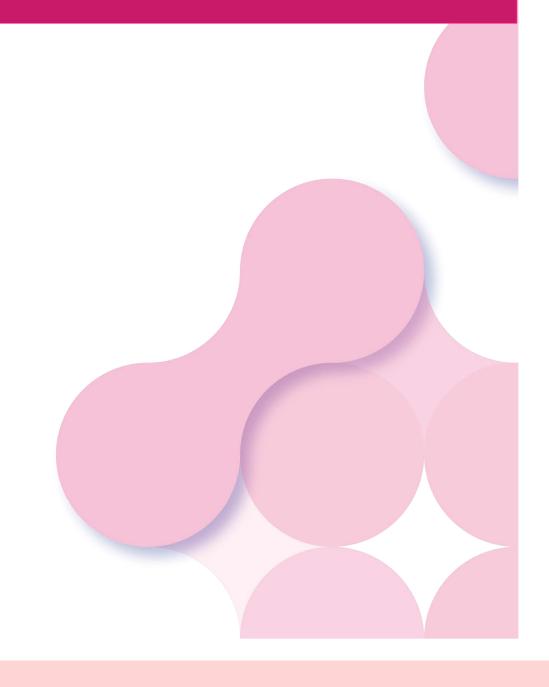
安定した就労と生活のためのリソースマップシート



「安定した就労と生活を目指すためのガイドブック」

-就労定着支援事業所を利用する方向け-

<ふりがな付き>



くこのガイドブックの内容>

1.	しゅうろうてに 就労定	^{トラッ<しぇん} E着支援ってなんだろう・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
	0	「働きつづける」ためのサポート
	0	せると生活、地域もふくめたサポート
2.	しゅうろうてに 就労定	「ちゃくしぇ ん 呂着支援のながれ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
		しゅうしょく さいしょ 6 かげっかん 就職から最初の6か月間
	0	しゅうしょく 6 か げっ ご しょ ん 就 職して6か月後からの支援
3.	いかうろうてい	」 「ちゃくしぇん」 あんしん はたらきっづける E着支援は「安心して働きつづけるための準備期間」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	0	ロン・ロット はたらきかた しみっしょる 自分に合った働き方を見つけるために
	Ū	
4.	_{あんしん} 安心し	ながくはたらく て長く働くためのサポート(就労定着支援)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	0	を 安定して働きつづけるために大切なこと
	0	しこと せいかつ ばらんす 仕事と生活のバランスをとる
	0	じしん もってはたらける 自信を持って働けるように
	0	せいかっ きょ ほ ー と 生活のサポートについて
	0	ちいき たのしみ かつどう たいせつ 地域での楽しみや活動も大切に
5.	より良	いしぇゟ うける い支援を受けるために大切なポイント・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7
	0	Point 1:ふだんの様子を「見えるように」する
	0	Point 2:いろんな人とつながる「ネットウーク支援」
	0	Point 3 じぶん こーる かんがえる Point 3:自分のゴールを考える「こころの準備」

6.	はたらき	うづける りづけるために大切なこと(仕事で必要な力)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
	0	まぇむき とりくむがら 前向きに取り組む力
	0	いっぽふみだすがら一歩ふみ出す力
	0	^{かんがえるちから} 考える力
	0	ち - む はたらくちから チームで働く力
7.	_{あんしん} 安心し	。 で働き続けるための「支援計画」と「支援レポート」・・・・・・・・・・・・・・11
	0	しえんけいかく 支援計画とは?
	0	っき 1かい めんだん 月に1回の面談について
	0	しぇゎゎゖ゠゠と 支援レポートとは?
8.	かてい	しゅうろうせいかっ じつげん た就労生活を実現するためのチェックリスト・・・・・・・・・・12
	0	6 たいせつ ほいんと 6つの大切なポイント
	0	やさしい日本語版チェックリスト
9.	数でい	

しゅうろうていちゃくしぇ ん 1. 就労定着支援ってなんだろう

(1)みなさんが「働きつづける」ためのサポートです

はたらけて 働けている」と感じられるようにサポートする制度です。

サポートの目的は、「がんばって無理に続けさせる」ことではなくて、仕事や生活のなかで困ったことがあったときも、自分らしく前向きに働きつづけることができるようにお手伝いすることです。

みなさんが悩んだときには、一緒に働く会社の人や、支援してくれる人たちが協力して「どうすれば いっしょ かんがえて よくなるか?」を一緒に考えていけるような関係をつくっていきます。

しゅうしょく

りよう じぎょうしょ
利用していた事業所の
あふたーけあきかん
アフターケア期間
しゅうしょくご かげつ
就職後6か月

しゅうろうていちゃくしえんじぎょうしょ しえんきかん 就労定着支援事業所の支援期間 しゅうしょく ひ ねん かげつ (就職した日から3年6か月まで) げんそくつき かいいじょう めんせつなど しえん 原則月1回以上の面談等による支援

ひつよう おう **必要に応じて**しょうがいしゃしゅうぎょう・せいかつしえんせんたー
障害者就業・生活支援センターによる
ふぉろー
フォロー

_{しゅうしょく} ひ ねん かげつ <mark>就職した日から3年6か月ま</mark>で

(2) 日常の生活もふくめてサポートします

はたらきっづける
働き続けるためには、仕事だけでなく「日々の生活」や「地域での暮らし」も大切です。

みなさんが「自分らしく働けるようにしたい」と思ったとき、仕事・生活・地域のそれぞれの節からサポート することで、安心して働きつづけられるようにします。

また、地域の中にあるいろいろな支援の仕組みや場所が、おたがいにつながって協力しあえるように、 はたらきかけて 就労定着支援事業所も働きがけていきます。

(1) 最初の6か月間

みなさんが会社に就職したあと、最初の6か月は、とくに大切な時期です。新しい環境に慣れたり、仕事 まり、世たせいかっ に合わせた生活リズムを整えたりする必要があります。

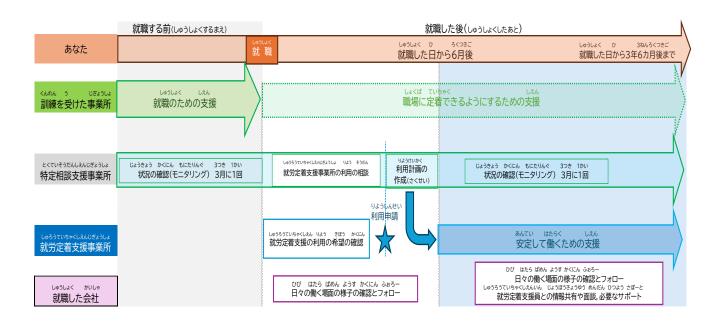
この期間は、就職する前に利用していた事業所(たとえば、就労移行支援事業所など)が中心になって、 仕事や生活のサポートをしてくれます。会社とのやりとりも手伝ってくれます。

※利用していた事業所によって、支援のしかたや義務の程度は少し違います。

(2) 就職して6か月後から

はいちょう 3 ねんかん 就職し6か月がすぎたあとは、「就労定着支援事業所」を利用することができます。ここでは、最長3年間、 とくべつ しぇん ひぶん ちから はたらきつづけられる ようにお手伝いしていきます。

みなさんのペースや希望に合わせて、必要なサポートを受けながら、仕事を続けられるように支えていきます。



3. 就労定着支援の期間は、「安心して働きつづけるための準備期間

この支援を活用することで、自分に合った働き方を見っけたり、将来のキャリアについて考えたりすることができます。あなたらしい働き方と、ゆたかな人生をつくっていくための一歩として、支援を上手に使ってください。

あんしん ながくはたらく さぽっと しゅうろうていちゃくしぇ ん4. 安心して長く働くためのサポート(就労定着支援)

(1) 安定して働きつづけるために

就労定着支援は、みなさんが働く会社や日々の生活に少しずつ慣れていき、自分らしく、安心して はたらきつづけられるようにサポートする制度です。

この支援では、次のようなことを目指します:

- ① 仕事や生活のリズムが安定すること
- ② 気持ちが落ち着いて、自分に自信が持てること
- こまったプロストラーではあった。プロストラーではあった。プロストラーではあった。プロストラーではあった。プロストラーではあった。プロストラーではあった。プロストラーでは、アロストラでは、アロストラーでは、アロストラーでは、アロストラーでは、アロストラーでは、アロストラーでは、アロストラーでは、アロストラーでは、アロストラーでは、アロでは、アロストラーでは、アロストラーでは、アロストラーでは、アロストラーでは、アロストラーでは、アロで
- ④ 将来の生活や働き方を考えるきっかけをつくること

った。ためであった。 支援が終わったあとも、必要に応じて相談できるような「つながり」を大切にしています。

(2) 「仕事のこと」と「生活のこと」のバランスが大事です

ぁゟレゟ はたらきっづける 安心して働きつづけるためには、仕事のことだけでなく、生活のことも大事です。

たとえばこんなこともサポートの対象になります:

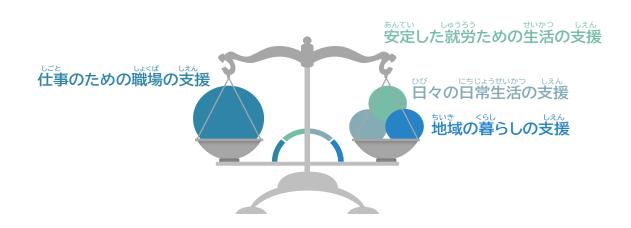
一人暮らしでの生活の安定

。 る - ゚゚ ほ - ゚ しょくい へ る ぱ - じょうほうきょうゆう グループホームの職員やヘルパーさんとの情報共有

訪問看護師さんとの連携

仕事がうまくいっていても、生活が不安定だと疲れがたまりやすくなるので、「仕事と生活のバランス」が 大切です。

安心して働きつづけるための 什事と生活のバランス



(3) 自信を持って働けるようになるために

仕事をしていると、うまくいかないことや失敗もあると思います。

そんなときに「首分はダメだな」と思わないように、あなたががんばっていることや、できていることを 支援者がきちんと覚て、声をかけていきます。

「できることを自信に変える」ことがとても大切です。

(4) 生活のサポートもあります

生活面では、次のようなことを一緒に考えたり、支援したりします:

- ・ 朝起きる時間や、寝る時間などの生活リズム
- ごはんを食べる、シャワーをあびるなどの習慣
- ・家族や友だちとの関係
- ・ 病院に行くこと、薬をのむこと

支援が必要な場合は、地域のサービス(ホームヘルパー、訪問看護、社会福祉協議会など)とつないで、 一緒に生活を支えていきます。

(5) 地域での楽しみや活動も大切です

ばたらく 働くだけではなく、「休みの日に楽しくすごせること」もとても大切です。

たとえば:

せーくるかつどう ぼらんてい あ サークル活動やボランティア

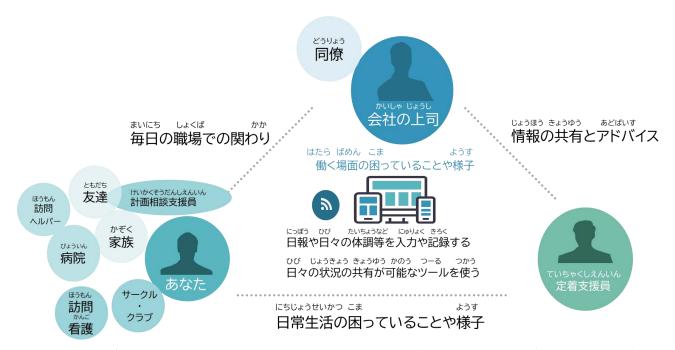
地域のイベント

しゅみ たのしむぐる - パ 趣味を楽しむグループ

こうした活動など、何か休日の過ごし方を充実させることも大切になります。また、年金のことやお金のかんり管理についても、心配な場合には、就労定着支援事業所の方に相談すると必要に応じて専門の相談機関につないでもらえます。

5. より良い支援を受けるために大切なポイント

(1) Point 1:ふだんの様子を「見えるように」すること



みなさんの仕事や生活がうまくいっているかを知るためには、月に1mlくらいの面談だけでは定りない。 ともあります。でも、毎日だれかが来てくれるわけではないので、ふだんの様子をどうやって支援者に 伝えるかが大事になります。

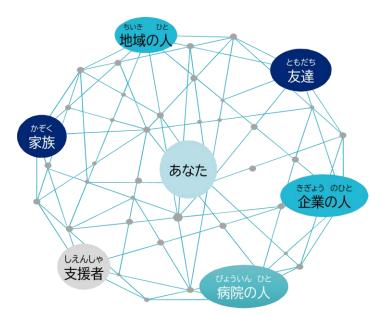
たとえば、こんな方法があります:

その日の気分や仕事のことを、スマホやパソコンで入力する、「日報(にっぽう)」を書く

その情報を、会社の人や支援者が見ることができるようにする

こうすると、「今日は元気ぞうだな」とか「少し疲れているのかな?」といったことがわかって、支援が必要なときにすぐに動けるようになります。

(2) Point 2:いろんな人とつながる「ネットワーク支援」



一数でして働きっている。 安定して働きっていることが 大切です。

このネットワークには、たとえば次のような人たちが入っています

職場の上司や同僚など、会社の中の人

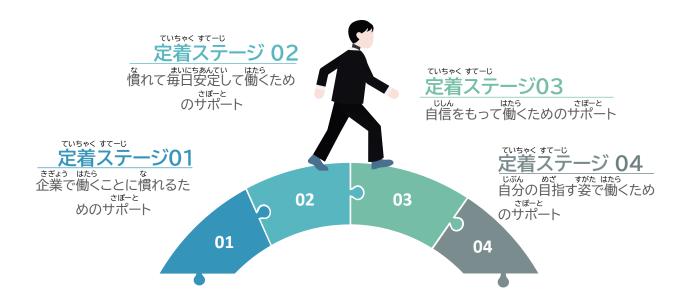
いずん 就労定着支援事業所のスタップや、以前かかわった福祉の支援者

訪問看護やお医者さんなど、医療の人たち

よいうろうていちゃくしえんじぎょうしょ 就労定着支援事業所は、このネットワークをつなぐ「ハブ」のような役割を持っています。

あなたの今の様子や、これから変わっていくニーズに合わせて、いろんな支援をつないでくれます。

(3) Point 3:自分のゴールを考える「こころの準備」



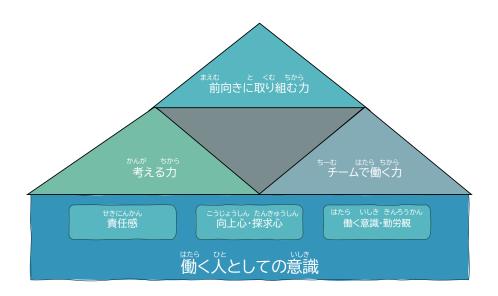
この支援を受けることで、最終的にはあなたが首分の力で首信をもって仕事を続けられるようになることを首指しています。支援が始まったら、支援者や会社の人たちと一緒に、「3年後、首分はどうなっていたいか?」というイダージを話し合っておくことが大切です。

たとえば…

どんなふうに働いていたい? どんなことに困りそう? どうすれば乗りこえられそう?

こうした話を最初にしっかり共有しておくことで、あなたにとって意味のある支援ができるようになります。

6. 働きつづけるために大切なこと(仕事で必要な力)



仕事を続けるためには、いくつかの「力」が大切になります。全部できる必要はありません。自分の得意なところ、苦手なところを知っておくことが大切です。

・前向きに取り組む力

版さくことに対して「がんばってみたい」と思えること、自分の役割を考える気持ち

一歩ぶみ出す力、やってみようと動いてみる力、周りの人にも声をかけられる力、計画して行動できる から 力

・考える力

^{もんだい} きっぱい たり 問題に気づいたり、どうすればいいか考えたり、アイデアを出す力

・チームで働く力

自分の気持ちを伝える力、人の話を聞く力、まわりの人と協力できる力、ルールを守る力、ストレスと つき合う力

もし苦手なところがあれば、「どうすればずポートしてもらいやすいか」を一緒に考えることができます。 あなたが職場で愛心して養く働き続けるために、支援者は「支援計画」や「支援がポート」というものをつくります。これらは、あなたの希望や困りごとに合わせて、どんなサポートが必要かをはっきりさせるためのものです。

7. 安心して働き続けるために大切な「支援計画」と「支援レポート」について

(1) 支援計画とは?

「支援計画」は、あなたが安心して働けるようにするためのサポートの計画です。たとえば、今のお仕事の 内容や、職場の様子、健康のこと、生活のことなど、あなたに関わる情報を整理して、どんなふうに支えていくかをまとめます。

この計画は、少なくとも半年に1回は見直して、必要があれば内容を変えます。

また、あなたやご家族、関係する支援機関にも説明し、みんなで情報を共有します。

つき 1 かい めんだん **(2) 月に1回の面談**

あなたと支援者は、首に1回以上は直接会って話をしたり、オンライン(テルビ電話など)で面談したりします。画面越しの面談でも、あなたの表情や様子が分かるようにし、お互いに話し合えることが大切です。 オンラインが苦手な場合は、無理のない方法を一緒に考えましょう。

(3) 支援レポートとは?

「支援レポート」は、月に1回以上、あなたがどんなサポートを受けたかをまとめた報告書です。

しえんけいかく 支援計画	しえんれぽーと 支援レポート
しゅろうていちゃくしぇさーびす 就労定着支援サービスをうける期間のた	っき かいいじょう うけ 月に1回以上、どのようなサポートを受
めのサポートの計画です。	けたか、まとめた報告書です。
はんとし かい みなお ひつよう へんこう 半年に1回は見直して、必要があれば変更	ないよう かくにん あなたも内容を確認して、あなたの希
します。	ぼう かくにん かいしゃ たんとうしゃ かた 望を確認しながら、会社の担当者の方 きょうゆう
	にも共有することがあります。

そこには、

- ·今月のサポートの目標
- ・実際にどんな支援をしたか
- ·その結果どうだったか
- ・来月に向けてのサポートの方向性 などが書かれます。内容はあなたにも確認してもらい、必要があれば一緒に話し合いながら修正していきます。

このレポートは、あなたのプライバシーに配慮しながら、あなた自身や会社の担当の方とも共有することがあります。これは、会社があなたに合ったサポートを考えるためにも役立つ大事な情報です。会社と支援者が協力して、あなたの働きやすさを一緒に考えていけるようにすることが目標です。



8. 安定した就労生活を実現するためのチェックリスト

プセスメントで見る大切なポイントがあります。このポイントは、① 前向きに働けているかどうか(あなたの働き方や気持ちについて)、② 体の調子・健康が安定しているか、③ 仕事の中で困っていないか(業務の安定)、④ 職場に満足できているか(職場への気持ち)、⑤ 会社の人から見たあなたの評価、⑥ 職場の サポートがあるかどうかの6つです。

この6つの大切なポイントを確認してみましょう。あなたにとって、気になる内容などがあったら、あなたの 支援者の人と話しをしてみましょう。

① 前尚きに働けているかどうか(あなたの働き労や気持ちについて)

あなたが「これからも働きたい」と思えているか、「仕事が楽しい」と思えているかが大切です。次のような ことをふり返むます:

将来の目標や夢がある 仕事を楽しめている じぶんやはようらいまえむきに考えられる 自分や将来を前向きに考えられる **たかしばうラックスできている かそくなもはきない。 体日にリラックスできている かそくなもはきとの関係がよい 仕事に一生けんめい取り組んでいる

②体の調子・健康が愛定しているか

しこと っづける からだ こころ げんき ひつよう 仕事を続けるには、体と心の元気が必要です。たとえば:

よく眠れている

まくすり びょういん りょう あんてい お薬や病院の利用が安定している(または必要ない)

食事がちゃんととれている

っかれて、やすめばかいふく 疲れても休めば回復できる

③ 仕事の中で困っていないか(業務の安定)

職場の人とうまくやれている 遅刻や欠勤がない 仕事の取り組み方が安定している 人間関係に不安がない

④ 職場に満足できているか(職場への気持ち)

お給料や働き方に不満がない
つうきなん まとれま
通勤にストレスがない

しふと きんむじかん
シフトや勤務時間に困っていない

⑤ 会社の人から見たあなたの評価

上司が「仕事のしかたが良い」と思っている

とようしが「やる気がある」と思っている

とようしが「でる気がある」と思っている

とようしが「責任感がある」と感じている

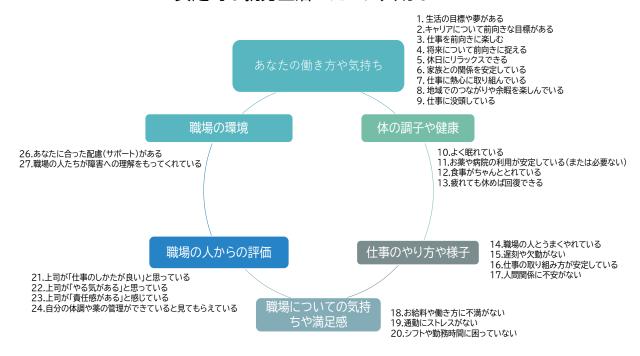
自分の体調や薬の管理ができていると見てもらえている

⑥ 職場のサポートがあるかどうか

あなたに合った配慮(サポート)がある

しばくばの人たちが障害への理解をもってくれている

安定的な就労生活のために大切なこと



○安定した就労と生活を実現するためのチェックリスト

Ⅰ. あなたの働き方や気持ちについて	
1. 生活の目標や夢があると思いますか?	
2. 将来のことや、今後の仕事について目標を持っていますか?	
3. 仕事をするのが楽しいと思いますか?	
4. 自分の将来について前向きに考えていますか?	
5. 休みの日にリラックスできていますか?	
6. 家族といい関係が作れていますか?	
7. 仕事に一生懸命取り組んでいますか?	
8. 地域の人とのつながりや、自由な時間を楽しんでいますか?	
9. 仕事に夢中になっていますか?	
Ⅱ. 体の調子について	
10. よく眠れていますか?	
11. 病院や薬を飲むことなどの状態が安定していますか?	
12. ごはんをしっかり食べていますか?	
13. 疲れても、すぐに元気になれますか?	
Ⅲ. 仕事のやり方について	
14. 仕事場で、他の人と仲良くできていますか?	
15. 決められた時間を守って仕事をしていますか?	
16. 仕事中の態度について問題はありませんか?	
17. 他の人との関係で不安を感じていませんか?	
IV. 職場についての気持ち	
18. 給料や待遇に満足していますか?	
19. 仕事の時間やシフトに不満はありませんか?	
20. 職場までの通勤で不安や困難を感じていませんか?	
V. 上司からの評価について	
21. 上司があなたの仕事態度を良いと思っていますか?	
22. 上司があなたの仕事への熱心さを良いと思っていますか?	
23. 上司があなたの責任感を良いと思っていますか?	
24. 上司があなたの体調管理を良いと思っていますか?	
25. 上司があなたの仕事の仕上がりを良いと思っていますか?	
VI. 職場の環境について	
26. 職場のサポートは十分だと思いますか?	
27. 障害のある人に対する理解が十分だと思いますか?	
	

copyright©aYamaguchiLab2024

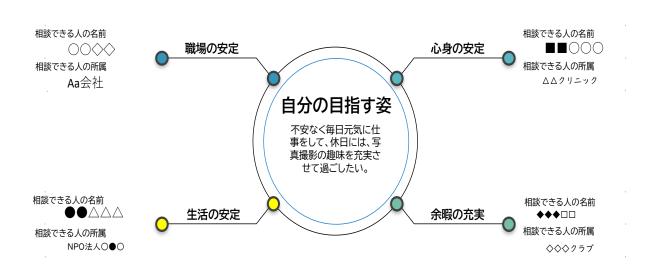
このようなアセスダンド(チェック)を通じて、あなたが「今、どんなサポードが必要か?」「何がうまくいっているか?」を見えるようにしていきます。困ったときに早めに支援を受けられるように、そしてあなたらしく働きつづけられるように、一緒に考えていきましょう。

○安定した就労と生活を実現するためのチェックリスト <やさしい日本語版>

Ⅰ. みなさんの元気な気持ちとお仕事のやる気について	
1. 生活の中で「こうしたい」「こんな夢がある」と思うことがありますか?	
2. 自分の将来やお仕事について「こうなりたい」と考えていますか?	
3. お仕事をすることが楽しいと思いますか?	
4. 自分の未来について「きっと大丈夫」と思えていますか?	
5. お休みの日にリラックスできる時間を過ごせていますか?	
6. 家族との関係はよいと思いますか?	
7. お仕事に一生けんめいがんばれていますか?	
8. 地域の人とつながったり、自由時間を楽しめていますか?	
9. お仕事に夢中になれることがありますか?	
Ⅱ. あなたの健康について	
10. よく眠れていますか?	
11. 病院に行くことやお薬を飲むことで問題はないですか?	
12. ごはんをちゃんと食べられていますか?	
13. 疲れたときにしっかり元気を取り戻せていますか?	
Ⅲ. お仕事の様子について	
14. 職場で人と話したりすることで問題はないですか?	
15. 職場のきまりを守って働けていますか?	
16. 職場での態度について注意されることはありませんか?	
17. 職場で人と話すときに不安を感じたりしていませんか?	
IV. お仕事への満足感について	
18. お仕事のお給料などに不満を感じていませんか?	
19. 働く時間やシフトに不満を感じていませんか?	
20. 職場に通うときに不安や困ったことはありませんか?	
V. 職場の人からの評価について	
21. 上司から「がんばっているね」と言われていますか?	
22. 上司から「お仕事にやる気があるね」とほめられていますか?	
23. 上司から「責任感があるね」と言われていますか?	
24. 上司から「体調やお薬の管理ができているね」と言われていますか?	
25. 上司から「お仕事をしっかりやっているね」とほめられていますか?	
VI. 職場の環境について	
26. 職場で自分にあったサポートをしてもらっていますか?	
27. 職場の人たちは、障害がある人のことを理解してくれていますか?	

copyright©aYamaguchiLab2024

9. 安定した就労と生活を実現するためのリソースマップ



ず あんてい しゅうろう せいかつ りゃー すまっぷしー ときにゅうれい 安定した就労と生活のためのリソースマップシート記入例

さ - び す お わ っ たも<ひょう かんがえて(1) サービスが終わったあとの「わたしの 目 標」を考えてみましょう

就労定着支援のサービスが終わったあとも、安心してはたらきつづけるために、これからの「わたしの もくひょう」や「大切にしたいこと」を考えてみましょう。

(2) どんなことを大切にしたいですか?

つぎのようなことについて、自分にとって「大事だな」と思うことをかんがえて、書いてみましょう。

- はたらく場所が安定していること(職場のこと)
- ふだんの生活が落ち着いていること(生活のこと)
- 休みの日を楽しくすごせること(余暇のこと)

(3) だれが助けてくれるかも書いてみましょう

あなたのまわりには、いろいろな支援をしてくれる人がいます。

たとえば:

- ・ 就労定着支援事業所のスタッフ
- かいしゃ そうだん ひと じょうし せんぱい 会社で相談できる人(上司・先輩 など)
- 相談支援専門員(そうだんしえんせんもんいん)
- ヘ る は さん、医療の人(びょういん・看護師さん など)

「この人にはこんなとき相談できる!」というダモとしてリゾースマップをつくっておくと、あとで見返すときにとても役立ちます。

(4) 困ったときのための「リソースマップ」をつくろう

サービスが終わったあとにも、こまったり、なやんだりすることがあるかもしれません。 そんなときは、あなたが書いた「リゾースマップ(支えてくれる人の地図)」を見て、相談してみましょう。

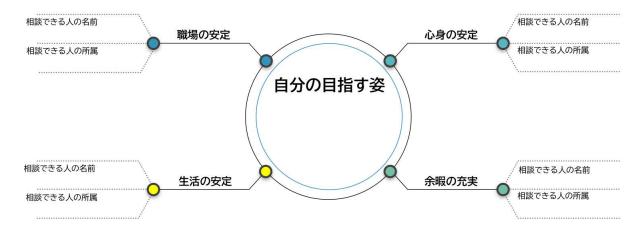
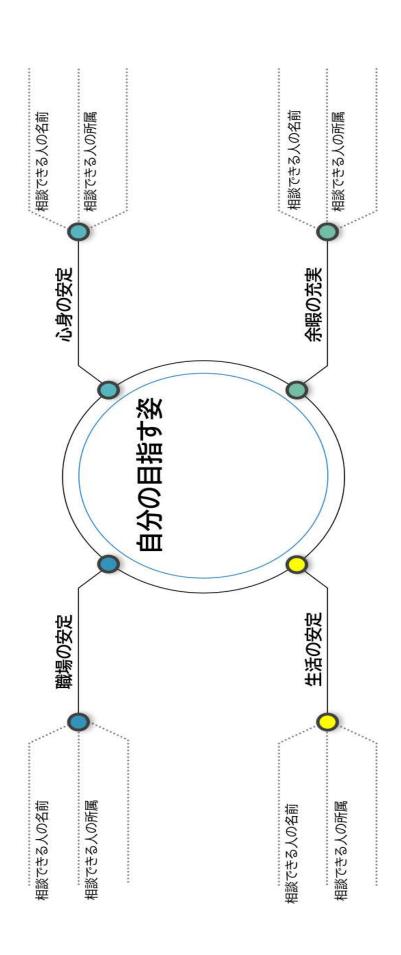


図 安定した就労と生活のためのリソースマップシート

サービス終了後にも、困ることや悩むことが出てきた場合には、このリゾースマップを見返して、相談してみましょう。





安定した就労生活のためのリソースマップシート



